

官報
號外

平成二十三年五月三十一日

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関する承認を求める件

午後一時二分開議

፩፭

○第一百七十七回
國會衆議院會議錄 第二十四號

平成二十三年五月三十日(火曜日)

○今日の会議に付した案件

議事日程
第十八屆

平成二十三年五月三十一日

午後一時開議

第一 東日本大震災に伴う地上デジタル放送

提出
係る電波法の特例に関する法律案(内閣)

防衛省

(内閣提出)

第三 日本国鉄道清算事業団の債務等の処理

(内閣提出)

第四 介護サービスの基盤強化のための介護保

陰法等の一部を改正する法律案(内閣提

第五回 環境の保全のための意欲の醸進及び環境

教育の進歩と関する法律の一節を改正す

る法律案（環境委員長提出）

第六 特許法等の一部を改正する法律案(内閣)

提出、參議院送付)

第七 不正競争防止法の一部を改正する法律案
(内閣提出、参議院送付)

閣提出)

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（横路孝弘君） 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横路孝弘君） 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長（横路孝弘君） 採決いたしました。

法律案（内閣提出） 日程第一、防衛省設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。安全保障委員長平野博文君。

日程第二 防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○議長（横路孝弘君） 日程第一、防衛省設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。安全保障委員長平野博文君。

〔本号末尾に掲載〕

防衛省設置法等の一部を改正する法律案及び同報告書

〔平野博文君登壇〕

○平野博文君 ただいま議題となりました法律案につきまして、安全保障委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るために、自衛官定数等の変更、防衛審議官の新設、防衛医科大学の看護師養成課程の新設、日豪AC S A等の実施に係る措置及び航空手当の支給上限

の変更等について所要の規定を整備するものであります。

本案は、去る五月十八日本委員会に付託され、翌十九日北澤防衛大臣から提案理由の説明を聴取し、二十六日に質疑を行い、同日質疑を終局いたしました。次いで、二十七日、討論、採決を行いました結果、賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○古賀一成君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定の利益剰余金等を活用した鉄道施策を推進するため、所要の措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、
〔古賀一成君登壇〕

第一に、機構は、JR北海道及びJR四国の経営の安定を図るため、これらの会社が引き受けるべきものとして特別債券を発行するとともに、その引き受けに要する資金に充てるため、無利子貸

し付けを行うことができる。
第二に、機構は、JR北海道、JR四国、JR九州及びJR貨物の設備投資に必要な資金に充てるため、無利子貸し付けまたは助成金の交付を行うことができる。

第三に、機構は、整備新幹線の着実な整備を進めめるため、北陸新幹線高崎—長野間の建設に係る債務の償還及び利子の支払いに必要な金額を、特例業務勘定から建設勘定に繰り入れることができます。

夫君。

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔牧義夫君登壇〕

○牧義夫君 ただいま議題となりました介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案について、厚生労働委員会における

審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、高齢者が可能な限り住みなれた地域での有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、重度者を初めとした要介護者の在宅生

○議長（横路孝弘君） 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横路孝弘君） 御異議なしと認めます。

よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

官報(号外)

活を支えるため、二十四時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の新たなサービスを創設すること、
第二に、たんの吸引等の医行為が必要な者に対して適切なケアを実施できるよう、介護福祉士や研修を受けた介護職員がたんの吸引等を実施できること、
第三に、平成二十四年四月一日の時点で指定を受けている介護療養型医療施設については、平成三十年三月三十一日までの間、その存続を認めること、

第四に、介護保険料の上昇の抑制のため、平成二十四年度に限り、財政安定化基金の一部を取り崩せるようにすること

等であります。

本案は、去る五月十日本委員会に付託され、翌十一日細川厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、二十日から質疑に入り、二十四日には参考人から意見を聴取するなど審査を行い、二十七日に質疑を終局いたしました。

質疑終局後、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会及び公明党より、社会医療法人について、特別養護老人ホーム等の設置を可能とする旨の規定を削除すること等を内容とする修正案が提出され、趣旨説明を聴取いたしました。次いで、討論、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

活を支えるため、二十四時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の新たなサービスを創設すること、
第二に、たんの吸引等の医行為が必要な者に対して適切なケアを実施できるよう、介護福祉士や研修を受けた介護職員がたんの吸引等を実施できること、
第三に、平成二十四年四月一日の時点で指定を受けている介護療養型医療施設については、平成三十年三月三十一日までの間、その存続を認める

こと、
○議長(横路孝弘君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(横路孝弘君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

○議長(横路孝弘君) 日程第五は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。

日程第五 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律案(環境委員長提出)
○議長(横路孝弘君) 日程第五、環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。環境委員長小沢銳仁君。

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔小沢銳仁君登壇〕
○小沢銳仁君 登壇
本案は、環境の保全のための国民の取り組みを

促すため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、各主体間の協働取り組みを推進するため、法の目的等に協働取り組みの推進を明記するとともに、具体的な措置として、国民、民間団体等による環境教育等に関する政策形成への参加や政策提案の推進、各主体の役割分担を定めた協定の締結を促進する仕組みの整備等を図るものとすること、

○議長(横路孝弘君) 日程第六、特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
日程第七 不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

第二に、学校教育等における環境教育の充実を図るため、学校施設の整備などでの環境配慮の促進に係る規定を追加するとともに、教育職員の研修内容の充実等の措置を講ずるものとすること、第三に、環境教育等を行う国民、民間団体等を支援するための環境教育等支援団体の指定、自然体験活動等の機会の場の認定等の新たな仕組みを導入するものとすること、

また、これらの改正の趣旨が明確に法律名にあらわれるよう、法律名を環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に変更することなどであります。

本会一致をもって委員会提出の法律案とすること

○田中けいしゅう君 登壇
〔田中けいしゅう君登壇〕
○田中けいしゅう君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、特許法等の一部を改正する法律案は、新たな技術や産業の創出を促進するため、知的財産の適切な保護及び活用を図るために措置を講じようとするもので、その主な内容は、通常実施権の対抗制度の見直し、無効審判等の紛争処理制度の見直し、中小企業等に係る特許料の減免期間の延長等であります。

次に、不正競争防止法の一部を改正する法律案は、知的財産の保護を強化するため、ゲーム機等に付されている技術的制限手段に係る規制を強化するとともに、刑事訴訟の審理において、営業秘密を保護するための制度を整備しようとするものであります。

○議長(横路孝弘君) 採決いたします。
本案を可決するに御異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。
よって、本案は可決いたしました。

官 報 (号 外)

両案は、参議院先議に係るもので、去る二十四

日本委員会に付託され、二十五日に海江田經濟産業大臣から提案理由の説明を聴取し、二十七日に質疑を行つた後、採決を行つた結果、それぞれ全会一致をもつて可決すべきものと議決いたしました。

情報処理の高度化等に対処するための刑法等
の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(横路丈弘君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を
委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を
求めます。

件、右両件を一括して議題といたします。
委員長の報告を求めます。農林水産委員長山田正彦君。

委員長の報告を求めます。法務委員長奥田建

○議長(横路孝弘君) 起立多数。よつて、本案は

同報告書

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長(横路孝弘君) 両案を一括して採決いたしました。

両案の委員長の報告はいずれも可決でありま
す。両案は委員長報告のとおり決するに御異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(横路孝弘君) 御異議なしと認めます。
よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○小宮山泰子君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを

○議長(横路孝弘君) 望みます。
異議ありませんか。 小宮山泰子さんの動議に御

○議長（横路聖弘君）　御異議なしと認めます。
よって、日程は追加されました。

情報処理の高度化等に対処するための刑法等
の一部を改正する法律案(内閣提出)
○議長(横路孝弘君) 情報処理の高度化等に対処
するための刑法等の一部を改正する法律案を議題と
いたします。
委員長の報告を求めます。法務委員長奥田建
君。

情報処理の高度化等に対処するための刑法等の
一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔奥田建君登壇〕

○奥田建君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、近年における情報処理の高度化に伴う犯罪に適切に対処し、サイバー犯罪に関する条約を締結するため、不正指令電磁的記録作成等の罪の新設、電子データに係る記録媒体に関する証拠収集手続の規定の整備等を行うこととしておりました。また、悪質な強制執行妨害事犯等に適切に対処するための罰則の整備を行うこととしておりました。

本案は、去る五月二十四日本委員会に付託され、二十五日、江田法務大臣から提案理由の説明意見を聴取し、質疑に入りました。本日、参考人から意見を聴取し、質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長（横路孝弘君） 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を
委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を
求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（横路孝弘君） 起立多數。よつて、本案は
委員長報告のとおり可決いたしました。

内閣提出、農林水産省設置法の一部を改正する
法律案、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、
地方農政局及び北海道農政事務所の地域セ
ンターの設置に関し承認を求めるの件、右両件
を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議
を進められることを望みます。

○議長（横路孝弘君） 小宮山泰子さんの動議に御
異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横路孝弘君） 御異議なしと認めます。
よつて、日程は追加されました。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案
(内閣提出)

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づ
き、地方農政局及び北海道農政事務所の地
域センターの設置に関し承認を求めるの件
○議長（横路孝弘君） 農林水産省設置法の一部を
改正する法律案、地方自治法第百五十六条第四項
の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務
所の地域センターの設置に関し承認を求めるの

件、右両件を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。農林水産委員長山田正彦君。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案及び同報告書

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に關し承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔山田正彦君登壇〕

○山田正彦君 ただいま議題となりました両案件につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案は、農林水産省の所掌事務をより適正かつ効果的に運行し得る体制を整備するため、地方農政事務所及び統計・情報センターを廃止するとともに、地方農政局及び北海道農政事務所の分掌機関として地域センターを設置する等の措置を講じようとするものであります。

次に、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に關し承認を求めるの件は、たゞいまの農林水産省設置法の一部を改正する法律案による地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置について国会の承認を求める所とするものであります。

なお、本件について、東日本大震災に対応して、地域センターの業務を円滑に遂行できるようになりますため、地域センターの管轄区域の彈力化が

官報(号外)

行えるよう、五月二十日に内閣修正が行われました。

両案件は、五月二十三日本委員会に付託され、翌二十四日鹿野農林水産大臣から提案理由の説明を聴取し、二十六日及び本日質疑を行いました。

質疑終局後、採決の結果、法律案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決し、承認を求める件は全会一致をもつて承認すべきものと議決した次第であります。

なお、法律案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(横路孝弘君) これより採決に入ります。まず、農林水産省設置法の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横路孝弘君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求める件につき採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(横路孝弘君) 起立多數。よつて、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

一、去る二十七日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

一、去る二十七日、参議院議長から、次の法律の図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

一、去る二十七日、参議院議長から、次の法律の

公布を奏上した旨の通知書を受領した。

○議長(横路孝弘君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時二十七分散会

出席國務大臣

総務大臣	片山 善博君
法務大臣	江田 五月君
厚生労働大臣	細川 律夫君
農林水産大臣	鹿野 道彦君
経済産業大臣	海江田万里君
国土交通大臣	大畠 章宏君
環境大臣	松本 龍君
防衛大臣	北澤 俊美君

民法等の一部を改正する法律
(報告書及び文書受領)

一、去る二十七日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

水産基本法第十条第一項の規定に基づく「平成二年度食育推進施策」に関する報告
水産基本法第十条第二項の規定に基づく「平成二十三年度水産施策」についての文書

一、去る二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

補欠

川越 孝洋君

金子 健一君

野木 実君

森岡洋一郎君

磯谷香代子君

山崎 摩耶君

山崎 孝洋君

川越 孝洋君

野木 実君

磯谷香代子君

山崎 摩耶君

山崎 孝洋君

野木 実君

平成二十三年五月三十一日 衆議院会議録第二十四号 議長の報告

<p>(議案送付)</p> <p>環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律案(環境委員長提出)</p> <p>農業の担い手の育成及び確保の促進に関する法律案(宮腰光寛君外六名提出)</p> <p>一、去る二十七日、内閣から提出した議案は次のとおりである。</p> <p>東日本大震災に對処して金融機関等の經營基盤の充実を図るために金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案</p> <p>(議案受領)</p> <p>一、去る二十七日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。</p> <p>水質汚濁防止法の一部を改正する法律案</p> <p>(議案付託)</p> <p>一、去る二十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。</p> <p>特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(内閣提出、承認第三号)</p> <p>国土交通委員会 付託</p> <p>一、去る二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。</p> <p>水質汚濁防止法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)(参議院送付)</p> <p>(環境委員会 付託)</p> <p>一、去る二十七日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。</p> <p>図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百七十六回国会内閣提出、本院継続審査)</p> <p>一、去る二十七日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。</p> <p>民法等の一部を改正する法律案</p>
<p>(質問書提出)</p> <p>一、去る二十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。</p> <p>東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する法律案</p> <p>一、昨三十日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。</p> <p>環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一部を改正する法律案(環境委員長提出)</p> <p>農業の担い手の育成及び確保の促進に関する法律案(宮腰光寛君外六名提出)</p> <p>一、去る二十七日、内閣から次の答弁書を受領した。</p> <p>米軍嘉手納基地戦闘機部隊の三沢基地移転に関する質問主意書(木村太郎君外一名提出)</p> <p>米軍嘉手納基地におけるパラシュート降下訓練尖閣諸島沖で我が国の海上保安船に衝突し起訴に関する質問主意書(照屋寛徳君提出)</p> <p>電波法の一部を改正する法律案</p> <p>一、去る二十六日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。</p> <p>電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案</p> <p>電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案</p> <p>(議案通知)</p> <p>一、去る二十六日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。</p> <p>電波法の一部を改正する法律案</p> <p>一、去る二十六日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。</p> <p>電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案</p> <p>電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案</p> <p>(議案通知書受領)</p> <p>一、去る二十七日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。</p> <p>図書に関する日本国政府と大韓民国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百七十六回国会内閣提出、本院継続審査)</p> <p>一、去る二十七日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。</p> <p>民法等の一部を改正する法律案</p>

平成二十三年五月十七日提出
質問 第一八二号

被災地の暮らし再建に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

被災地の暮らし再建に関する質問主意書
厚生労働省が今月二日発表した本年三月の毎月勤労統計調査速報値によるところ

給与総額は二十七万四千八百八十六円と前年同月比〇・四%減で、特に給与の減少は卸売・小売業や飲食・サービス業で目立ち、製造業においては所定外労働時間が前月比六・八%減と落ち込み幅はリーマン・ショック後の平成二十一年二月の十三・七%減に次ぐ大きさとしている。

東日本大震災は雇用の場にも大きな爪痕を残し、職場を失くし、解雇され、給料が出ないなど深刻な状況であり、特に被災地の岩手・宮城・福島三県の企業の実に三割が労働者を減らしたと聞く。大震災前まで、現政権による日本の雇用を空洞化させる政策により、景気の先行き不透明感から企業は所定内給与の引き上げに慎重だったこともあり、リーマン・ショック以前の水準には戻っていないかった。そして「子ども手当」「高速道路無料化」「戸別所得補償」「高校無償化」などの理念なきバラ撒き政策を行われてきたため、我が国の経済状況、特に雇用状況は、一層厳しさを増していくだけに事態は予断を許さない。

国は被災地の暮らし再建に向けての具体的な課題に対し真摯に耳を傾け、早急に精緻にして大胆な対応が求められていると考える。
従つて、次の事項について質問する。

一 今回の厚生労働省が発表した毎月勤労統計調

査について、どのように分析しているのか、また今後どのように対応していくのか、菅内閣の見解如何。

二 一に関連し、被災地全県別の統計があれば示されたい。またそれについてどのように対応していくのか、菅内閣の見解如何。

三 一に関連し、被災地から要請のある約七万一千戸を完成させるとしている

七月末から八月初めにかけて、被災地から要請の菅総理の発言を受けて、仮設住宅については

被災地ではやむにやまれぬ事情により、国や県が負担する賃貸住宅に移転した人もいる。

被災地において、プレハブの仮設住宅を辞退し、賃貸住宅に移転した方の把握可能な数を示されたい。

四 三に関連し、相当数の辞退者が出了した場合、余剰のプレハブ仮設住宅が生じると考えられるが、これについてどのように分析し対応していくのか、菅内閣の見解如何。

五 今回の大震災で被災した中小企業や個人が取引金融機関に借金の返済猶予を相談しており、中でも復旧・復興における二重ローンの問題は深刻である。被災地においての二重ローンに苦しむ相談件数を把握可能な限り、個人・法人それぞれ被災地全県別で示されたい。

六 五に関連し、銀行業界では今後、相談数がさらに膨らむと見込んで、公的資金を使った支援策を求める声がある。しかし、その場合、新たな財源確保が必要と考えられるが、国として今後どのように対応していくのか、菅内閣の見解如何。

た合意書は、「復興のための国債は従来の国債と区別し、その消化や償還を担保する」と明記した。今後この方針を堅持し、対応していく方向に変りはないのか、菅内閣の見解如何。

厚生労働省としては、当該調査結果を含め総合的に判断すると、東日本大震災が賃金や労働時間に影響を及ぼしていると考へており、労働条件等に関する労働者や事業主等からの相談に的確に対応する必要があると認識している。このため、被災地域の労働局及び労働基準監督署を中心として震災等緊急相談窓口を設置する右質問する。

平成二十三年五月二十七日
内閣衆質一七七第一八二号

内閣総理大臣臨時代理 枝野 幸男

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出被災地の暮らし再建に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員木村太郎君提出被災地の暮らし再建に関する質問に対する答弁書

一 について 御指摘の「毎月勤労統計調査(速報値)」については、厚生労働省において、本年五月十八日に確報値を公表したところであるが、それによると、一人当たり現金給与総額は、二十七万五千四百四十二円、前年同月比マイナス〇・一パーセントとなつておらず、減少幅の大きい産業としては、「金融業、保険業」がマイナス四・三パーセント、「不動産・物品賃貸業」がマイナス四・二パーセント、「教育、学習支援業」がマイナス三・六パーセント等となつてている。また、総実労働時間は、百四十五・八時間、前年同月比マイナス一・三パーセント、減少幅の大きい産業としては、「飲食サービス業等」がマイナス三・〇パーセント、「その他のサービス業」がマイナス二・八パーセント、「学術研究等」がマイナス二・〇パーセント等となつてている。

二 について お尋ねの統計については、作成されていない。

三 について お尋ねの人数については、把握していない。

四 について 政府としては、関係各県においては、応急仮設住宅の建設に当たり、被災者の希望等を勘案の上、建設が必要となる戸数を適時見直しながら、順次発注を行つてあるものと承知している。

お尋ねの相談件数については、被災地域の金

官 報 (号 外)

融機関の置かれた状況に鑑みれば、これを把握することは困難である。

いわゆる「二重ローン問題」については、現在、様々な施策の有効性、妥当性等を幅広く検討しているところであり、その結果を踏まえ、適切に対応してまいりたい。

政府としては、東日本大震災からの復興のための財源について、復旧・復興と財政健全化の両立を図る観点から、御指摘の合意文書の内容も含め、今後、歳入・歳出の両面にわたり幅広く検討することとしている。

平成二十三年五月十七日提出
質問第一八三号
平成二十三年五月十六日の衆議院予算委員会
質疑に関する質問主意書

提出者 橋慶一郎

平成二十三年五月十七日提出
質問第一八三号

平成二十三年五月十六日の衆議院予算委員会で
会質疑に関する質問主意書

は、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故の現状と今後の対応を巡り、質疑がなされたところである。ついては、一日も早い事態の収束と避難されている方々への対応を望む立場から、政府側及び参考人の答弁に関し、以下三項目にわたり質問する。

一 中川正春議員の質問に対し、参考人である東京電力清水正孝社長は、関係者への仮払いに關し、資産売却等を進めてでも手持ちの資金は早晚し、

（三）「原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組み」（以下、「枠組み」という。）について、法案の今国会成立をお願いする旨、答弁されたところである。については、

（四）東京電力の関係者への仮払いに係る資金の準備状況について、政府の把握しているところを伺う。

（五）菅内閣として、枠組みの実現のための法案を今通常国会に提出する方針であるのか、確認する。

（六）塩崎恭久議員の二次補正予算の早期編成を求める質問に対し、野田財務大臣から、本格的な復興を目指す補正予算の編成には慎重に取り組みたいとしつつ、「二・五次補正予算の可能性性について言及する答弁があつたところである。ついては、

（七）「二・五次」補正予算の対象として想定される内容を伺う。

（八）東日本大震災からの本格的な復興の在り方については様々な議論が必要であるとは理解するものの、復旧や原子力事故への対応において、現補正予算に計上されていない経費の必要性が生じた場合には、事態の深刻さからして、速やかに措置することが基本であると考えるが、菅内閣の対処方針を伺う。

（九）阿部知子議員の原子力事故の今後の推移に際してのリスクに関する質問に対し、参考人である班日春樹原子力安全委員会委員長は、原子力安全・保安院から正確な情報を得ていないとの答弁をされたところである。については、

理解するものの、福島第一原子力発電所の現状に鑑み、「原子力安全・保安院から正確な情報を得ていない」という事態は望ましくなく、両者の情報の共有は不可欠と考えるが、菅内閣の見解を伺う。

範囲の判定等に関する第一次指針(平成二十三年四月二十八日原子力損害賠償紛争審査会決定)において示されたものについて、同年五月未頃までに仮払を開始することを目指し関係事業者団体等と調整を進めるなど、関係者への仮払への対応を進めているところと承知しており、政府としては、これらの仮払に係る同社の資金の準備状況に現時点で問題が生じているとは認識していない。

内閣衆質一七七第一八三号
平成二十三年五月二十七

内閣總理大臣臨時代理
國務大臣至
枝野幸男

衆議院議員橋慶 郎君提出平成二十三年五月十六日の衆議院予算委員会質疑に関する質問に対する答弁書を送付する。

別紙

衆議院議員橋慶一郎君提出平成二十三年五月十六日の衆議院予算委員会質疑に関する

質問に対する答弁書

一の①について

東京電力株式会社においては、同社の福島第一原
子力発電所及び福島第二原子力発電所の事
故に関する、原子力災害対策特別措置法(平成
十一年法律第二百五十六号)の規定に基づく指示
により避難等を余儀なくされた方々に対する仮
払補償金の支払を開始し、また、農林漁業者
が被った営業損害のうち「東京電力(株)福島第
一、第二原子力発電所事故による原子力損害の

範囲の判定等に関する第一次指針(平成二十三年四月二十八日原子力損害賠償紛争審査会決定)において示されたものについて、同年五月未頃までに仮払を開始することを目指し関係事業者団体等と調整を進めるなど、関係者への仮払への対応を進めているところと承知しております。政府としては、これらの仮払に係る同社の資金の準備状況に現時点で問題が生じているとは認識していない。

一 の②について

お尋ねの「枠組みの実現のための法案」については、平成二十三年五月十三日に原子力発電所事故経済被害対応チーム関係閣僚会合において決定した「東京電力福島原子力発電所事故による原子力損害の賠償に関する政府の支援の枠組みについて」において、「速やかに所要の法案を国会に提出することを目指す」としており、これを踏まえ、対応してまいりたい。

二 について

今後の補正予算については、東日本大震災復興構想会議における創造的復興についての議論や地方自治体からの提言、さらには平成二十三年度第一次補正予算の執行状況等を踏まえ、講ずべき施策の必要性・緊急性等を見極めつつ検討を行つてまいりたい。

三 の①について

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故の発生以来、原子力安全委員会と経済産業省原子力安全・保安院との間では適切に情報が共有されている。

災発生を受け、被災した岩手、宮城、福島の東北三県でも、農業基盤は甚大な被害を受けている。このような過去の経緯並びに現状を鑑みて、TPPの枠組みに加わることを目指して、その交渉に参加することは、被災地の方々、日本国民に不安を与える我が国の国益に資するこではないと考えるが、菅内閣の見解如何。

六 政府として、現時点ではTPPには交渉も含め参加はせず、被災地の復旧、復興に全力を傾注することがまずは求められるのではないのか。それと同時に、我が国の農業を強化し、関税をすべて一律ゼロにするという極端な形ではなく、あくまで我が国の実情に沿った形で諸外国との経済連携を深めていくことが、我が国の国益に資すると考えるが、菅総理の見解如何。

内閣衆質一七七第一八五号
平成二十三年五月二十七日

内閣総理大臣臨時代理 枝野 幸男

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出東日本大震災発生後の環太平洋パートナーシップ協定(TPP)に係る政府の認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

衆議院議員浅野貴博君提出東日本大震災発生後の環太平洋パートナーシップ協定(TPP)に係る政府の認識に関する質問に対し、別紙答弁書

一について
お尋ねの「政策推進指針～日本の再生に向けた内閣主導の再構築～」(平成二十三年五月三十一日)に係る答弁書

平成二十三年五月三十一日 衆議院会議録第二十四号 議長の報告

て～」(平成二十三年五月十七日閣議決定。以下「指針」という。)については、首相官邸のホームページで公表している。

二から四までについて

政府としては、指針において、環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉参加の判断時期については、総合的に検討することとしたところであり、閣内不一致が生じているわけではない。

五及び六について

政府としては、指針において、国と国との絆の強化による開かれた経済再生等を内容とする基本原則にのっとり、「FTA・AAP・EPAのための閣僚会合」において、「包括的経済連携に関する基本方針」に基づく高いレベルの経済連携推進や経済安全保障の確立等、国と国との絆の強化に関する基本的考え方を、震災や原子弹災害によって大きな被害を受けている農業者・漁業者の心情、国際交渉の進捗、産業空洞化の懸念等に配慮しつつ、検討することとしたところである。

内閣衆質一七七第一八五号
平成二十三年五月二十七日

内閣総理大臣臨時代理 枝野 幸男
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出東日本大震災発生後の環太平洋パートナーシップ協定(TPP)に係る政府の認識に関する質問に対し、別紙答弁書

平成二十三年五月三十一日 衆議院会議録第二十四号 議長の報告

質問主意書に対する答弁書(内閣衆質一七五第四号)を踏まえ、次の事項について再度質問する。

一 前回質問主意書で指摘した事案において、新たな廃棄物が見つかることによって当初の推計より撤去する重量が増え、青森県は、その撤去費用に関し、産業廃棄物特別措置法の期限を延長されるよう国に求めていたが、その後国はどうのように対応したのか示されたい。

二 一に関連し、青森県は今月十一日から全七處理施設への産廃搬出を開始し、二〇一三年度に全量撤去を完了する方針となっているが、延長後の国・青森県の新たな負担額をそれぞれ示されたい。

三 青森県は廃棄物の全量撤去を二〇一三年度までに完了できたとしても、引き続き地下水の処理などの問題が残っており、実際は二〇一七年度までかかる見込みとしているが、今後国は財政支援を含めどのように対応していくのか、菅内閣の見解如何。

四 直近において、今回の東日本大震災による被災地を除いて、同様の事案における件数並びに処理の進捗状況を示されたい。

五 一～四に関連し、不法投棄による産廃撤去は、人為的な作業と投資が避けられない状況であり、確たる財源が必要であるが、平成二十三年度予算ではどのように反映されているのか。また東日本大震災による被災地の瓦礫撤去等含めて今後どのように進めていくのか、菅内閣の見解如何。

右質問する。

内閣衆質一七七第一八六号
平成二十三年五月二十七日

内閣総理大臣臨時代理 枝野 幸男
衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出青森・岩手県境の産業廃棄物不法投棄問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]
衆議院議員木村太郎君提出青森・岩手県境の産業廃棄物不法投棄問題に関する質問に
対する答弁書

一から三までについて

政府としては、青森県から、御指摘の事案に
関する実施計画・特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(平成十五年法律第九十八号。以下「特別措置法」という。)第四条第一項に規定する特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に関する計画をいう。以下同じ。)において定めた特定産業廃棄物(特別措置法第二条第一項に規定する特定産業廃棄物を

いう。以下同じ。)の推計量を見直すに至った経緯や推計方法、御指摘の「地下水の処理などの問題」に係る事実関係等について確認したところであり、その内容や、特別措置法の対象となっている他の事案の状況を踏まえつつ、

生活環境の保全上の支障又はそのおそれがある問題に係る事案に係る政府及び青森県の新たな負担額について、現時点でお答えすることは困難である。

四について

平成二十三年五月三十一日 衆議院会議録第二十四号 議長の報告

現在、特別措置法の対象となつてゐる事案は御指摘の事案を除いて八件あるが、これらの事案については、特別措置法が失効するまでに特定産業廃棄物に起因する支障の除去等が完了するよう、各事案に関する実施計画に基づき、支障除去等事業（特別措置法第二条第三項に規定する支障除去等事業をいう。）が実施されていふところである。

一 ロシア閣僚による北方領土訪問は、昨年十二月一日のメドベージエフ大統領を皮切りに始まっているが、今回のイワノフ副首相等の訪問まで、ロシアのどの閣僚がいつ、何の目的でどの島を訪問しているのか、全てを時系列で示さ
れたい。

ナヒウリナ経済発展大臣等同国閣僚が拠
捉、国後両島を訪問している。右を踏まえ、質問
する。

政府としては、特別措置法の対象となつてゐる事案について特定産業廃棄物に起因する支障の除去等が計画的かつ着実に進められるよう、平成二十三年度予算において三十五億円を確保したところである。

平成二十三年五月十九日提出
質問第一八七号

本年五月十五日、ロシアのイワノフ副首相はじ
ロシア閣僚による度重なる北方領土訪問に
対する外務省の一連の対応に関する質問主意書

一 ロシア閣僚による北方領土訪問は、昨年十二月一日のメドベージエフ大統領を皮切りに始まっているが、今回のイワノフ副首相等の訪問まで、ロシアのどの閣僚がいつ、何の目的でどの島を訪問しているのか、全てを時系列で示されたい。

二 ロシア国営ラジオ「ロシアの声」は、ホームページにおいて五月十六日付で、イワノフ副首相について、「我々の訪問は、誰かを憤慨させたり、何かを証明するものではなかつた」と述べ、今回の南クリル諸島への訪問は、自身にとって3回目から4回目だと指摘し、『なぜか、これより先に私がここへ訪れた時には抗議はなかつた』とコメントしたと書かれている。外務省として、右を承知しているか。

三 外務省として、これまで複数回北方領土を訪問しているロシア閣僚に対し、訪問がなされ程度にその閣僚本人または外交ルートを通じ、きちんと抗議をしてきているか。

四 外務省として、イワノフ副首相による北方領土訪問に關して抗議をするのは、今回が初めてであるのか。

五 二にある「ロシアの声」におけるイワノフ副首相のコメントは、開き直り以外の何物でもないが、我が国として受け入れられるものではないが、その都度適切なタイミングで抗議をし、訪問を取りやめることをきちんと働きかけてこなされた外務省、在ロシア日本大使館も同様に

責められるべきではないのか。松本剛明外務大臣の見解如何。

一部報道によると、菅直人内閣総理大臣は、

今月二十六日から始まるフランスでのサミットで、メドベージエフ大統領に対して直接口シア

大統領の回国後島訪問以降、北方四島を訪問したロシア連邦政府の閣僚について、①名前・官職、②訪問時期、③訪問した島を、外務省において把握している限りにおいてお示しすると、以下のとおりである。

②昨年十一月十三日 ③押捉島及び国後島
 ①バサルギン・ロシア連邦地方発展大臣
 ②本年一月三十一日及び二月一日 ③押捉島及

てこなかつた中で、我が国のトップが「シアのトップ」に直接要請をしても、何ら実質的な効果は得られず、むしろ先方から見下され、北方領土交渉の更なる停滞を招くのみであると考えるが、菅総理の見解如何。

①セルジュコフ・ロシア連邦国防大臣
年二月四日 ③押捉島及び国後島

內閣衆質一七七第一八七号

平成二十三年五月二十七日

内閣總理大臣臨時代理
國務大臣枝野幸男

衆議院議長 橋路 孝弘

重なる北方領土訪問に対する外務省の一連の対

応に関する質問に対し、別紙答弁書を送付す。

〔別紙〕

衆議院議員浅野貴博君提出口シア閣僚によ

る度重なる北方領土訪問に対する外務省の一連の対応に関する質問に対する答弁書

卷之二

昨年十一月のメドヴェージエフ・ロシア連邦

卷之三

大統領の国後島訪問以降、北方四島を訪問したロシア連邦政府の閣僚について、①名前・官職、②訪問時期、③訪問した島を、外務省において把握している限りにおいてお示しすると、以下のとおりである。

① シュヴァロフ・ロシア連邦第一副首相
② 昨年十一月十三日 ③ 択捉島及び国後島
① バサルギン・ロシア連邦地方発展大臣
② 本年一月三十一日及び二月一日 ③ 択捉島及び国後島

① セルジュコフ・ロシア連邦国防大臣 ② 本年二月四日 ③ 択捉島及び国後島

① イワノフ・ロシア連邦副首相、レヴィチン・ロシア連邦運輸大臣 ナビウリナ・ロシア連邦経済発展大臣、バサルギン・ロシア連邦地方発展大臣及びトルトネフ・ロシア連邦天然資源・環境大臣 ② 本年五月十五日 ③ 択捉島及び国後島

ロシア側は、これら訪問の主な目的について、「二千七七年から二千十五年までのクリル諸島（サハリン州）社会・経済発展」連邦特別プログラムの履行状況を現地で調査すること等と説明している。

二について

三及び四について

イワノフ・ロシア連邦副首相は、平成十七年（当時連邦国防大臣）及び平成十九年（当時連邦第一副首相）にも北方四島を訪問しているが、

我が国からロシア側に対し遺憾の意を表明したのは、一についてでお答えした訪問が最初である。また、一についてでお答えしたバサルギン・ロシア連邦地方発展大臣の訪問に際しては、いずれも、我が国からロシア側に対し遺憾の意を表明している。

国立公園内における危険木の調査並びに処理

理に関する質問主意書

今月十日、青森県、環境省、林野庁、自然公園

四
一、三について、国として県や森林・林業関係団体等と今後どのような対応をしていくのか、菅内閣の見解如何。

〔別紙〕
衆議院議員木村太郎君提出國立公園内における危険木の調査並びに処理に関する質問に対する答弁書

ける危険木の調査並びに処理に関する質問に対する答弁書

は、いずれも、我が国からロシア側に対し遣憾の意を表明している。

ロシア連邦政府要人による一連の北方四島訪問は、北方領土問題に関する我が国の原則的立場と相容れず、また、我が国国民の感情を傷つけるものであり、受け入れられない。このような訪問がなされた場合の我が国の対応については、訪問の際の個別具体的な状況を考慮した上で、その時々の外務大臣等が判断してきたとこ

るである。御指摘のイワノフ・ロシア連邦副首相一行の訪問についても、松本外務大臣からベーリー駐日ロシア連邦大使に對して遺憾の意を表明するとともに、このような訪問を繰り返さないよう求めたところである。

お尋ねの日露首脳会談における我が国の対応に関する検討の具体的な内容について、公にすることは交渉上不利益を被るおそれがあることから、お答えすることは差し控えたい。

平成二十三年五月十九日提出

国立公園内における危険木の調査並びに処理に関する質問主意書

提出者 木村 太郎

てゐるのか、菅内閣の見解如何。

平成二十三年五月三十一日 衆議院会議録第二十四号 議長の報告

七について
お尋ねについては把握していない。

八について

国立公園事業歩道における危険木の調査及び

その処理については、国立公園事業歩道の設置者等が、国立公園の公園施設の維持管理のための予算の範囲内で実施しているところである。

また、林業経営を維持し安定させるためには、長期の運転資金を融資することが効果的であると考えており、株式会社日本政策金融公庫の農林漁業セーフティネット資金の融通等を行っているところである。

平成二十三年五月十九日提出

質問 第一八九号

普天間飛行場の嘉手納基地統合等「県内移設」案に関する質問主意書

提出者 照屋 寛徳

普天間飛行場の嘉手納基地統合等「県内移設」案に関する質問主意書
米國上院軍事委員会のカール・レビン委員長ら三上院議員以下、レビン氏ら(以下、「第三次嘉手納基地爆音等差止め訴訟」といいます)が去る五月十一日、米軍普天間飛行場の名護市辺野古への移設(以下、「辺野古移設」といいます)を「非現実的で実行不可能、財政負担も不可能」として、嘉手納基地への統合の実現可能性を検討するよう米国防総省に求めたことが明らかになつた。

私は、普天間飛行場の辺野古移設について、非現実的で、実現不可能だと確信しており、係るレビン氏らの意見に賛同するものである。世界一危険な「普天間飛行場の危険性除去は、即時閉

鎖・返還によつてしか実現しない。

一方で、レビン氏らが提起する普天間飛行場の嘉手納基地への統合案(以下、「嘉手納統合案」といいます)には、断固として反対する。嘉手納基地周辺

住民らは、現在でも同基地から暴露される殺人

爆音で平穏な日常生活が脅かされている。一九九六年に締結された「騒音防止協定」は遵守されるとなく、むしろ外来機の飛来や演習訓練の激化によつて、受忍限度をはるかに超える負担を強いられている。

以下、質問する。

一 政府は、レビン氏らが米国防総省に対して、普天間飛行場の嘉手納統合案の実現性を検討するよう求めたことについて、どのように受け止

めているか、見解を示されたい。

二 去る四月二十八日、嘉手納基地周辺住民二

万二〇五八人が原告となり、国を被告として「第三次嘉手納基地爆音等差止め訴訟」が提起された。

政府は、嘉手納基地から暴露される爆音の増大、外來機の飛来や演習訓練の激化、住民地域における米軍人・軍属とその家族らが惹起する事件・事故の多発など、同基地周辺住民らが被つている負担や犠牲について、どのように受け止めているのか、見解を示されたい。また、同基地周辺住民らの実効性ある負担軽減のため、いかなる方策を講じて基地被害の改善を図るつもりか、具体的に明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一七七第一八九号

平成二十三年五月二十七日

内閣總理大臣臨時代理
國務大臣 枝野 幸男

くは日本側から嘉手納統合案への変更を米国側に求めて、現行の日米合意案を白紙に戻す考えはあるか、態度を明らかにされたい。

四 報道によると、連立政権を構成する国民新党の一衆議院議員が、「(普天間飛行場)辺野古(移設)は駄目だから次のステップを考えている人も多いのではないか」との認識を示したうえで、嘉手納統合案、キャンプ・シユワブ陸上

案、国頭村安波への移設案など三つの普天間飛行場の「県内移設」案以下、県内移設三案といふを提起している。政府は、県内移設三案について、連立政権を構成する政党からの正式な提案と受け止めているのか。また、連立政権内において県内移設三案をすでに検討、あるいは今後検討していくつもりか、態度を明らかにされたい。

五 去る四月二十八日、国頭村安波区の評議員ら十六名が署名・捺印した要望書を携えて、同区の代表四人が上京のうえ、内閣官房、外務・防衛両省の幹部らに對して、沖縄自動車道の延伸等の地域振興策と引き換えに、普天間飛行場の代替施設受け入れの考え方を伝えた、と報道されている。内閣官房、外務・防衛両省内でそのような要望書を受領した事実はあるのか、明らかにされたい。事実であれば、係る要望に対する政府の見解を示されたい。

六 政府としては、嘉手納飛行場を始めとする我が国に駐留する米国軍隊の使用する施設及び区域が所在する地方公共団体及びその住民の負担

について、これを十分に認識している。

七 政府としては、累次の機会に、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年条約第七号)第二十五条の規定に基づき設置された合同委員会(以下「日米合同委員会」という)における平成八年三月二十八日の嘉手納飛行場における航空機騒音規制措置に関する合意に従い、航空機の運用による騒音の影響ができるだけ軽減するよう米国政府に申入れを行つてきている。

八 また、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律(昭和四十九年法律第二百一号)第四条等の規定に基づき、嘉手納飛行場周辺の一定の区域の住宅等について、防音工事に関する助成の

衆議院議員照屋寛徳君提出普天間飛行場の嘉手納基地統合等「県内移設」案に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員照屋寛徳君提出普天間飛行場の嘉手納基地統合等「県内移設」案に関する質問に対する答弁書

し、別紙答弁書を送付する。

措置等を講じてきている。

さらに、これまでも平成十八年五月一日の日米安全保障協議委員会の際に発表された「再

編の実施のための日米ロードマップに盛り込まれた訓練移転(以下「米軍再編に係る訓練移

国会に提出する。

東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る 電波法の特例に関する法律案

必要と見込まれる期間を勘案し、平成二十四年七月二十四日を限度として延長することができ

平成二十三年七月二十四日において前項の周

波数を使用する無線局の免許の有効期間は、同項の規定により延長された当該周波数の使用的期限までの期間とする。この場合において、当該無線局の免許を受けている者は、当該無線局

の免許状に記載された免許の有効期間について
は、電波法第二十一条の規定による訂正を受け
ることを要しない。

送(以下この号において「地上デジタル放送」と
影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放
た期間の運用に要する費用の助成

いう。)を受信する」とのできる受信設備を設置

していいる者を除く。)のうち、経済的困難その他
の事由により地上デジタル放送の受信が困難な
者に對して地上デジタル放送の受信に必要な設

備の整備のために行う補助金の交付その他の援

助
とする

この法律は、公布の日から施行する。

理由

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において地上デジタル放送の受信に必要な設備を整

偏することが困難となつていて、対処するため、特定の無線局区分の周波数の使用の期限及び

当該周波数を使用する無線局の免許の有効期間を延長する等の電波法の特例を定める必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。

右
国会に提出する。

電波法の特例に関する法律案

東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により甚大な被害を受けた地域において、電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）第七十一条の二第一項第一号の規定により定められている周波数の使用の期限が到来する前に地上デジタル放送（同法附則第十五項の規定により読み替えて適用する同法第二百三条の二第四項第十号の二に規定する地上デジタル放送をいう。以下同じ。）の受信に必要な設備を整備することが困難となつてゐることに対処するため、同法の特例を定めるものとする。

（特定周波数変更対策業務に係る周波数の使用的期限の特例）

第二条 総務大臣は、電波法第七十一条の二第一項第一号の規定にかかるわらず、岩手県、宮城県又は福島県における同号に規定する特定の無線局区分の周波数の使用の期限について、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害により当該地域において地上デジタル放送の受信に必要な設備を整備することに困難となつてゐる状況及び当該状況の改善に

平成二十三年七月二十四日において前項の周波数を使用する無線局の免許の有効期間は、同項の規定により延長された当該周波数の使用の期限までの期間とする。この場合において、当該無線局の免許を受けている者は、当該無線局の免許状に記載された免許の有効期間については、電波法第二十一条の規定による訂正を受けることを要しない。

(電波利用料の特例)

第三条 前条第二項の規定により免許の有効期間を延長された無線局の免許人は、電波法第百三十条の二第一項の規定にかかわらず、当該延長された無線局の免許の有効期間について、電波利用料を国に納めることを要しない。

第四条 第二条第二項の規定が適用される場合における電波法附則第十五項の規定により読み替えて適用する同法第百二条の二第四項の規定の適用については、同項中「十の二 テレビジョン放送(人工衛星局により行われるもの)を除く。(以下この号において同じ。)」を受信することができる受信設備を設置している者(デジタル信号によるテレビジョン放送のうち、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響を送る放送(以下この号において「地上デジタル放送」という。)を受信するとのできる受信設備を設置している者を除く。)のうち、経済的困難その他の事由により地上デジタル放送の受信が困難な者に対して地上デジタル放送の受信に必要な設備の整備のために行う補助金の交付その他の援助」とあるのは、必要と見込まれる期間を勘案し、平成二十四年七月二十四日を限度として延長することができ

「十の二 テレビジョン放送(人工衛星局により
十三の三 東日本大震災に伴う地上デジタル放
送に係る電波法の特例)に関する法律(平成二十
年法律第二号)第二条第二項の規定によ
り、受信することができる受信設備を設置し
た者(以下この号において「地上デジタル放送」と
いう。)を受信することができる受信設備を設置
するもの(以下この号において「無線局」と
いう。)のうち、静止し、又は移動する事物の瞬間的
の有効期間を延長された無線局の当該延長され
た期間の運用に要する費用の助成

送(以下この号において「地上デジタル放送」と
いう。)を受信することができる受信設備を設置
している者を除く。)のうち、経済的困難その他
の事由により地上デジタル放送の受信が困難な
者に対して地上デジタル放送の受信に必要な設
備の整備のために行う補助金の交付その他の援
助とする。

理由

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域に
おいて地上デジタル放送の受信に必要な設備を整
備することが困難となつていていることに対処するた
め、特定の無線局区分の周波数の使用の期限及び
当該周波数を使用する無線局の免許の有効期間を
延長する等の電波法の特例を定める必要がある。
これが、この法律案を提出する理由である。

東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律案(内閣提出)

議案の目的及び要旨

本案は、東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において地上デジタル放送の受信に必要な設備を整備することが困難となっていることに対処するため、特定の無線局区分の周波数の使用の期限及び当該周波数を使用する無線局の免許の有効期間を延長する等の電波法の特例を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 岩手県、宮城県又は福島県において、平成二十四年七月二十四日を限度として地上アナログ放送局の周波数の使用の期限を延長すること。

2 1で延長された期間について、当該地上アナログ放送局の免許人は電波利用料の納付を要しないこととともに、その期間の運用に要する費用を電波利用料により助成されることとするとともに、その期間の運行が完了した地域から人員を派遣し、被災地等における貴重な情報源であることを踏まえ、十分配慮すべきである。

3 この法律は、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、特定の無線局区分の周波数の使用の期限及び当該周波数を使用する無線局の免許の有効期間を延長する等の電波法の特例を定めようとする本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十三年五月二十六日

総務委員長 原口 一博

衆議院議長 横路 孝弘殿

〔別紙〕

東日本大震災に伴う地上デジタル放送に係る電波法の特例に関する法律案に対する附帯決議

防衛省設置法等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十三年二月八日

内閣総理大臣 菅 直人

〔別紙〕

東日本大震災に伴う地上デジタル放送への移行を目前にして東日本大震災が発生し、岩手・宮城・福島の各県において、甚大な被害を受け、地上デジタル放送の受信に必要な設備を整備することが困難となつたことを踏まえた本特例法案による措置の趣旨に鑑み、政府は、次の事項について

(防衛省設置法の一部改正)

第一条 防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七条」の下に「・第七条の二」を加える。

第六条中「四万五千五百五十人」を「四万五千五百十八人」に、「四万七千百二十八人」を「四万七千百二十三人」に、「千百五十九人」を「千百九十八人」に、「千九百九人」を「千九百七人」に改める。

(防衛審議官)

第三章第一節中第七条の次に次の二条を加える。

(防衛審議官)

第七条の二 防衛省に、防衛審議官一人を置く。

2 防衛審議官は、命を受けて、防衛省の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理する。

第十九条の二第四項中「事務次官」を「事務次官」に改める。

第二条 防衛省設置法の一部を次のように改正する。

第六条中「十五万六千六百四十一人」を「十五万

千三百三十七人」に、「四万五千五百十八人」を「四万五千五百十七人」に、「四万七千百二十三人」を「四万七千九十七人」に、「千百九十八人」

を「千二百二十七人」に、「三百五十九人」を「三百六十一人」に、「二十四万七千七百四十六人」を「二十四万七千四百四十六人」に改める。

第三条 防衛省設置法の一部を次のように改正す

る。

第十六条第一項中「医師である幹部自衛官となるべき者の」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 医師である幹部自衛官となるべき者の教育訓練

二 看護師である幹部自衛官となるべき者の教育訓練

三 看護師である技官となるべき者の教育訓練

四 医学教育

五 教育訓練

六 看護師である幹部自衛官となるべき者の教育訓練

七 看護師である技官となるべき者の教育訓練

八 医学教育

九 教育訓練

十 看護師である幹部自衛官となるべき者の教育訓練

十一 看護師である技官となるべき者の教育訓練

十二 医学教育

十三 教育訓練

十四 看護師である幹部自衛官となるべき者の教育訓練

十五 看護師である技官となるべき者の教育訓練

十六 医学教育

十七 教育訓練

十八 看護師である幹部自衛官となるべき者の教育訓練

十九 看護師である技官となるべき者の教育訓練

二十 医学教育

二十一 教育訓練

二十二 看護師である幹部自衛官となるべき者の教育訓練

二十三 看護師である技官となるべき者の教育訓練

二十四 医学教育

二十五 教育訓練

湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管又は施設の利用(これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。)

- 4 第一項に規定する物品の提供には、武器(弾薬を含む。)の提供は含まないものとする。
- (オーストラリア軍隊に対する物品又は役務の提供に伴う手続)

第一百条の九 この法律又は他の法律の規定により、オーストラリア軍隊に対し、防衛大臣又はその委任を受けた者が自衛隊に属する物品の提供を実施する場合及び防衛省の機関又は部隊等が役務の提供を実施する場合における決済その他の手続については、法律に別段の定めがある場合を除き、日本国の大衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の定めるところによる。

(防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正)

第八条 防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「事務次官」の下に「防衛審議官」を加える。

第九条 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十六条第三項中「第一項の」を「同項の」に、「百分の七十五」を「百分の八十」に改める。

第十条 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「の教育訓練又は同法第十六

条第一項」を「又は第十六条第一項第一号若しくは第二号」に改める。

第十一條 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

- 第一条 第一項、第四条の二第一項及び第五条第一項第三号中「から別表第八まで」を「別表第六イ、別表第七、別表第八」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条の規定 公布の日

二 第一条、第五条及び第八条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第九条の規定 平成二十四年一月一日

四 第三条、第六条、第十条及び次条の規定 平成二十六年四月一日

五 第十一条並びに附則第三条及び第四条の規定 平成二十八年四月一日

六 第七条の規定 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の効力発生の日

七 第七条の規定 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の新設、日本国の大衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定等の実施に係る措置等について所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

一 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第二十七条第一項の表

第十二条第一項の項

二 国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)第二十四条第一項第三号中「から別表第八まで」を「別表第六イ、別表第七、別表第八」に改める。

- 第三条 自衛隊員倫理法(平成十一年法律第二百三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第三号及び第四号」を「及び第三号」に改め、第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条第一項中「別表第六から別表第八まで」を「別表第六イ、別表第七、別表第八」に改める。

八まで」を「別表第六イ、別表第七、別表第八」に改める。

九人に改めること。

一 白衛官の定数を三百人削減し、二十四万七千四百四十六人に改めること。また、即応予備自衛官の員数を十二人増員し、八千四百七十九人に改めること。

二 防衛審議官を新設するとともに、防衛会議の委員に加えること。

三 防衛医科大学校は、看護師である幹部自衛官となるべき者及び看護師である技官となるべき者に対し四年間の教育訓練を行うこと。

四 自衛隊の部隊等が国際緊急援助活動又は当該活動を行う人員若しくは当該活動に必要な物資の輸送を行う場合において、同一の災害に対処するために当該部隊等と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行うアメリカ合衆国軍隊に対し物品又は役務を提供することを可能にすること。

五 次に掲げるオーストラリア軍隊への物品(武器・弾薬は含まない。)又は役務の提供を可能にすること。

六 第七条の規定 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の新設、日本国の大衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定等の実施に係る措置等について所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るために、自衛官定数等の変更、防衛審議官の新設、防衛医科大学校の看護師養成課程の新設及び日

本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間ににおける物品又は役務の相互の提供に関する日本

政府とオーストラリア政府との間の協定(以下「協定」という。)等の実施に係る措置等について、所要の規定を整備するものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 白衛官の定数を三百人削減し、二十四万七千四百四十六人に改めること。また、即応予備自衛官の員数を十二人増員し、八千四百七十九人に改めること。

2 防衛審議官を新設するとともに、防衛会議の委員に加えること。

3 防衛医科大学校は、看護師である幹部自衛官となるべき者及び看護師である技官となるべき者に対し四年間の教育訓練を行うこと。

4 自衛隊の部隊等が国際緊急援助活動又は当該活動を行う人員若しくは当該活動に必要な物資の輸送を行う場合において、同一の災害に対処するために当該部隊等と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行うアメリカ合衆国軍隊に対し物品又は役務を提供することを可能にすること。

5 次に掲げるオーストラリア軍隊への物品(武器・弾薬は含まない。)又は役務の提供を可能にすること。

六 第七条の規定 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の新設、日本国の大衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定等の実施に係る措置等について所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

七 第七条の規定 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定の新設、日本国の大衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定等の実施に係る措置等について所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

官報(号外)

参加する訓練に参加するオーストラリア軍

隊

(二) 政府の要請に基づき災害応急対策活動を行なうオーストラリア軍隊であつて、災害又は原子力災害に派遣された部隊等と共に現場に所在するもの

(三) 部隊等が外国における緊急事態に際して邦人の輸送を行う場合において、当該部隊等と共に現場に所在して当該輸送と同種の活動を行うオーストラリア軍隊

(四) 部隊等が国際緊急援助活動又は当該活動を行う人員若しくは当該活動に必要な物資の輸送を行う場合において、同一の災害に對処するために当該部隊等と共に現場に所在してこれらの活動と同種の活動を行なうオーストラリア軍隊

(五) 連絡調整等のため、日本国内の自衛隊施設に一時的に滞在するオーストラリア軍隊及びオーストラリア国内のオーストラリア軍隊施設に一時的に滞在する部隊等と共に所在し、連絡調整等を行なうオーストラリア軍隊

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十三年三月八日

内閣総理大臣 菅 直人

右

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律

(日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の一部改正)

第一条 日本国鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第二百三十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「附則第六条」を「附則第七条」と改め、同項第三号中「附則第二十四条」を「附則第十条」と改め、「。以下「改正前改革法」という。」を削る。

第七条中「附則第二十五条」を「附則第十一号」に、「は附則第二条第一項」を「は附則第二条」に改める。

第八条この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成二十四年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由
本案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るた

めの措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十三年五月二十七日

安全保険委員長 平野 博文

衆議院議長 横路 孝弘殿

則第二条に改める。

第二十五条中「附則第二条第一項」を「附則第二条」に改め、「。附則第二十六条第二項に

おいて同じ」を削る。

第二十七条の見出しを「(特例業務勘定)」に改め、同条第一項中「勘定」の下に「(以下「特例業務勘定」という。)」を加え、同条第二項中「前項に規定する特別の勘定」を「特例業務勘定」に改め、同条第三項中「第一項に規定する特別の勘定」を「特例業務勘定」という。」を削る。

第二十八条第一項中「機構法第七条第二項中「八人」とあるのは「十人」と、機構法第八条第二項中「理事長」とあるのは「機構を代表し、理事長」とを削り、「第十三条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

附則第二条第二項から第六項までを削る。

附則第三条及び第四条を削り、附則第五条を附則第三条とし、同条の次に次の二条を加える。

(機構の行う特別債券の発行等の業務)

第四条 機構は、機構法第十二条に規定する業務並びに第十三条第一項及び第二項に規定する業務のほか、次の業務を行うことができ

る。

6 第一項に規定する業務に関する経理は、第

二十七条第一項の規定にかかる特例業

務勘定において行うものとする。

7 国土交通大臣は、次に掲げる場合には、財

務大臣に協議しなければならない。

一 平成二十四年三月三十一日までの間、そ

の利子に係る収入による北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社の経営の

安定を図るため、北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社が引き受けるべきものとして、鉄道建設・運輸施設整備支

援機構特別債券(以下この条において「特別債券」という。)を発行すること。

8 第一項の規定により特別債券の利率を定めようとするとき。

二 第三項の規定により特別債券の利率を定めようとするとき。

三 第四項において準用する機構法第十九条第五項の規定による認可をしようとするとき。

四 第二項の規定による認可をしようとするとき。

五 第二項の規定による認可をしようとするとき。

六 第二項の規定による認可をしようとするとき。

七 第二項の規定による認可をしようとするとき。

二 特別債券の償還及び特別債券に係る利子の支払を行うこと。

三 平成二十四年三月三十一日までの間、北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社に対し、特別債券の引受けに要する資金に充てるための資金を無利子で貸し付けること。

四 機構は、前項に規定する業務を行おうとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

五 機構は、前項に規定する業務を行おうとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

六 機構は、前項に規定する業務を行おうとするときは、国土交通大臣が定める。

7 特別債券の償還期間は二十年とし、その利

率は市場金利の動向その他の事情を勘案して

決定する。

8 第一項に規定する業務にかかる特例業

務勘定において行うものとする。

9 第一項に規定する貸付金の償還期間は二十年とし、その償還は一括償還の方法

によるものとする。

10 第一項に規定する業務に関する経理は、第

二十七条第一項の規定にかかる特例業

務勘定において行うものとする。

11 第一項に規定する貸付金の償還期間は二十年とし、その償還は一括償還の方法

によるものとする。

12 第一項に規定する業務に関する経理は、第

二十七条第一項の規定にかかる特例業

務勘定において行うものとする。

13 第一項に規定する貸付金の償還期間は二十年とし、その償還は一括償還の方法

によるものとする。

14 第一項に規定する貸付金の償還期間は二十年とし、その償還は一括償還の方法

によるものとする。

15 第一項に規定する貸付金の償還期間は二十年とし、その償還は一括償還の方法

によるものとする。

援機構法(平成十四年法律第二百八十号)の一部を
次のように改正する。

第六条第一項中「附則第三条第六項並びに第三条第六項及び第七項」を「附則第二条第四項並びに第三条第四項及び第五項」に、「同条第六項」を「同条第四項」に改める。

附則第七条第二項中「附則第十一條第一項第一号から第三号」を「附則第十一條第一項第一号から第四号」に改める。
附則第四条中「前条第六項」を「前条第四項」とし、第十二項を第十項とし、第十三項を第十一項とし、第十四項を削る。

第一項第四号」を「附則第十一條第一項第五号」に改め、同項第三号中「平成十年法律第百三十六号」の下に「附則第十一條第二項において「債務等処理法」という。」を加え、「附則第三条第十三項」を「附則第三条第十一項」に改める。

附則第二条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「附則第十八条」を「附則第十六条」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「附則第十八条」を「附則第十六条」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第八項を第六項とし、第九項を第七項とし、第十項を削る。

附則第三条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「あん分」を「^{あん}按分」に改め、同項を同条第七項とし、同条第七項中「第十三項」を「第十一項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第八項中「前条第八項及び第九項」を「前条第六項及び第七項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項を同条第七項とし、同条第十項中「第六項」を「第四項」に、「第八項に」を「第六項に」に、「前条第八項」を「前条第六項」に改め、同項

項とし、第十四項を削る。

附則第四条中「前条第六項」を「前条第四項」に改める。

附則第七条第二項中「附則第十一条第一項第一号から第三号」を「附則第十一条第一項第二号から第四号」に改める。

附則第八条第一項中「附則第三条第十一項」を「附則第三条第九項」に改める。

附則第十一条第一項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「第九項」を「第十項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 全国新幹線鉄道整備法第四条第一項に規定する建設線の全部又は一部の区間の営業の開始により当該建設線に係る同法第六条第一項に規定する営業主体がその全部又は一部を廃止した鉄道事業に係る路線の全部又は一部の区間ににおいて新たに他の者が鉄道事業を開始した場合であつて、当該区間に係る鉄道線路を使用する日本貨物鉄道株式会社が支払う使用料が増加するときにおいて、日本貨物鉄道株式会社に対し、政令で定めるところにより、助成金の交付を行うこと。

附則第十一条第十項を同条第十一項とし、同条第九項中「同項第二号」を「同項第三号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第二項及び第四項」を「第三項及び第五項」に、「第

中「第六号までの業務及び」とあるのは「第六号までの業務及び附則第十一号の業務並びに」と、「同条第三項」とあるのは「第十二号第三項」と、同項第二号に、「附則第十一号第一項第一号及び第二号」を「附則第十一号第一項第二号及び第三号」に、「同条第四項」を「同条第五号」に、「附則第十一号第一項第三号」を「附則第十一号第一項第四号」に、「附則第十一号第一項第五号」に、「附則第十一号第一項第二項」を「附則第十一号第三項」に、「第三号まで」を「第四号まで」に、「附則第十一号第一項第二号」を「附則第十一号第一項第四号」を「附則第十一号第一項第五号」に、「及び第二項」を「及び第三項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第一項第四号」を「第一項第五号」に改め、同項

四 平成三十三年三月三十一日までの間、債務等処理法附則第五条第一項に規定する業務を行うこと。

附則第十二条第一項から第三項までの規定中「前条第一項第四号」を「前条第一項第五号」に改める。

附則第十三条第一号中「附則第十一条第三項」を「附則第十二条第四項」に改める。

附則中第十六条及び第十七条を削り、第十八条を第十六条とし、第十九条を第十七条とする。

附則第二十条中「並びに附則第二条第五項、第三条第五項、第十七条」を削り、同条を附則第十八条とする。

附則第二十一条中「第十七条」を削り、「第

三十二条を「第二十一条」に改め、同条を附則第十九条とする。

附則中第二十二条から第三十条までを削り、

第三十一条を第二十条とし、第三十二条を第二十一条とし、第三十三条から第四十三条までを削る。

附則

(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(地方税法の一部改正)

を第十九項とし、第十七項を第十八項とし、同条第十六項中「脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及び他の認知機能が低下した状態(以下「認知症」という。)」を「認知症」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十五項中「又は」の下に「随時」を、「定めるもの」の下に「(定期巡回・随时対応型訪問介護看護に該当するものを除く。)」を加え、同項を同条第十六項とし、同条第十四項の次に次の二項を加える。

15 この法律において「定期巡回・随时対応型訪問介護看護」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は隨時通報を受け、その者の居宅において、介護福祉士その他第二項の政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて、厚生労働省令で定めるものを行ふとともに、看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又是が必要な診療の補助を行うこと。ただし、療養上の世話又は必要な診療の補助にあつては、主治の医師がその治療の必要な程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認めた居宅要介護者についてのものに限る。

二 居宅要介護者について、定期的な巡回訪問により、又は隨時通報を受け、訪問看護を行う事業所と連携しつつ、その者の居宅において介護福祉士その他第二項の政令で

定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

第八条の二第十八条項中「第一百十五条の四十五第一項」を「第一百五十五条の四十六第一項」に改めること。

第一十三条第一項第二号中「特定施設」の下に「(有料老人ホームであつて、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第五条第一項の登録を受けた高齢者向けの賃貸住宅であるもの(特定施設入居者生活介護の事業を行なう事業所に係る第四十一条第一項本文の指定を受けていないものに限る。)」を除く。」を加える。

第十八条第三号中「要介護状態又は要支援状態」を「要介護状態等」に改める。

第二十条中「要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)」を「要介護状態等」に改める。

第二十二条第二項中「短期入所療養介護又は訪問介護看護又は」に改め、「居宅サービス若しくはこれに相当するサービス」の下に「地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービ

ス」を加える。

第二十四条の二の次に次の二項を加える。
(指定都道府県事務受託法人)

第二十四条の三 都道府県は、次に掲げる事務の一部を、法人であつて厚生労働省令で定める要件に該当し、当該事務を適正に実施する

ことができるとして都道府

事等の介護その他の日常生活上の世話で、あつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

県知事が指定するもの(以下「指定都道府県事務受託法人」という。)に委託することができる。

一 第二十四条第一項及び第二項に規定する事務(これら二項の規定による命令及び質問の対象となる者の選定に係るもの並びに当該命令を除く。)

二 その他厚生労働省令で定める事務

2 指定都道府県事務受託法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、当該委託事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 指定都道府県事務受託法人の役員又は職員

で、当該委託事務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

4 都道府県は、第一項の規定により事務を委託したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

5 第二十四条第三項の規定は、第一項の規定により委託を受けて行なう同条第一項及び第二項の規定による質問について準用する。

6 前各項に定めるもののほか、指定都道府県事務受託法人に関する必要な事項は、政令で定める。

第二十七条第一項及び第三十二条第一項中「第一百十五条の四十五第一項」を「第一百五十五条の四十六第一項」に改める。

第四十二条の二第二項中「及び第二号」とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の二項を加える。

一 定期巡回・随时対応型訪問介護看護及び

複合型サービス これらの地域密着型サービスの種類ごとに、当該地域密着型サービスの種類に係る指定地域密着型サービスの内容、要介護状態区分、当該指定地域密着型サービスに要する平均的な費用(複合型サービス(厚生労働省令で定めるものに限る。次条第二項において同じ。)に要する費用については、食事の提供に要する費用を除く。)の額を勘案して算定される当該指定地域密着型サービスに要する費用(複合型サービス(厚生労働省令で定めるものに限る。次条第二項において同じ。)に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。)の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定地域密着型サービスに要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定期間を要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。)の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額と定地城密着型サービスに要した費用の額とする。)の百分の九十に相当する額

第四十二条の二第四項中「かかわらず」の下に「地域密着型サービスの種類その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した額を限度として」を加え、「その額を超えない」を「当該市町村が定める」に改める。

第四十二条の三第二項中「及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」を「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型介護老人福祉施設入所者生活介護及び複合型サービス」に改める。

第五十条第三号中「第四十二条の二第二項第一号及び第二号」を「第四十二条の二第二項各号」に改める。

第五十四条の二第四項中「かかわらず」の下に「地域密着型介護予防サービスの種類その他

官 報 (号 外)

の事情を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した額を限度として」を加え、「その額を超えない」を「当該市町村が定める」に改めることとする。

第六十九条第三項第三号中「第四十二条の二
第二項第一号及び第二号」を「第四十二条の二
二項各号」に改める。

第七十条第二項中「第一号から第三号まで、第五号から第七号の二まで、第九号又は第十

号」を「次の各号に」、「第二号から第六号まで又は第七号から第十一号まで」を「第六号の二、第六号の三、第十号の二及び第十二号を除く。」に改め、同項第一号中「法人」を「都道府県の条例で定める者」に改め、同項第四号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項第五号の二中「社会保険各法」の下に「又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）」を加え、「第九十四条第三項第五号の一、第一百五十五条の二第二項第五号の二」を「第七十八条の二第二項第五号の二」を「第七十九条の二第二項第五号の二」を「第七十八条の二第二項第五号の二」を「第七十九条の二第二項第五号の二」に、「すべて」を「全て」に、「第九十四条第三項第五号の二及び第一百五十五条の二第二項第五号の二」を「第七十八条の二第二項第五号の三」に改め、同号を同項第五号の三とし、同項第五号の五号の三、第一百五十五条の二第二項第五号の三及び第一百五十五条の十二第二項第五号の三」に改め、同号を同項第五号の三とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行

を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第七十条第二項第六号中「病院等」を「事業所」に改め、同項第六号の二中「経過しない者」の下に「当該指定を取り消された者が法人である

該法人」に改め、「経過しないもの」の下に「を含

み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合には、当該通知があつた

3 都道府県が前項第一号の条例を定めるに当
たつては、厚生労働省令で定める基準に従い
定めるものとする。

7 市町村長は、第四十二条の二第一項本文の
第七十条に次の二項を加える。

指定を受けて定期巡回・隨時対応型訪問介護
看護等(認知症対応型共同生活介護、地域密
着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型
介護老人福祉施設入所者生活介護以外の地域
密着型サービスであって、定期巡回・随时対
応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護

その他の厚生労働省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)の事業を行う者の当該指定に係る当該事業を行う事業所(以下この項において「定期巡回・随時対応型訪問介護看護等事業所」という。)が当該市町村の区域にある場合その他の厚生労働省令で定め

る場合であつて、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、都道府県知事に対し、訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービス(当該市町村の区域に所

在する事業所が行うものに限る。)に係る第四条
十一条第一項本文の指定について、厚生労働
省令で定めるところにより、当該市町村が定
める市町村介護保険事業計画(第百七十七条第
一項に規定する市町村介護保険事業計画をい
う。以下この項において同じ。)において定め

る当該市町村又は当該定期巡回・隨時対応型訪問介護看護等事業所の所在地を含む区域

(第一百七条第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域とする。以下この項において「日常生活圈」という。)における定期巡回

回・隨時対応型訪問介護看護等の見込量を確保するため必要な協議を求めることができ

る。この場合において、当該都道府県知事は、その求めごとになければならぬ。

一 当該市町村又は当該日常生活圏域における

る居宅サービス（この項の規定により協議を行うものとされたものに限る。以下この号及び次項において同じ。）の種類ごとの量が、当該市町村が定める市町村介護保険事業計画において定める当該市町村又は当該日常生活圏域における当該居宅サービスの

種類ごとの見込量に既に達しているか、又は第一項の申請に係る事業者の指定によつてこれを超えることになるとき。

二 その他当該市町村介護保険事業計画の達成に支障を生ずるおそれがあるとき。

結果に基づき、当該協議を求めた市町村長の管轄する区域に所在する事業所が行う居宅サービスにつき第一項の申請があった場合において、厚生労働省令で定める基準に従つて、第四十一条第一項本文の指定をしないこととし、又は同項本文の指定を行うに当たつて、定期巡回・随时対応型訪問介護看護等の事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

(指定の変更)

第七十条の三 第四十二条第一項本文の指定を受けて特定施設入居者生活介護の事業を行う者は、同項本文の指定に係る特定施設入居者生活介護の利用定員を増加しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定施設入居者生活介護に係る同項本文の指定の変更を申請することができる。

2 第七十一条第四項から第六項までの規定は、前項の指定の変更の申請があつた場合について準用する。この場合において、同条第四项及び第五項中「指定をしない」とあるのは、「指定の変更を拒む」と読み替えるものとす

第七十六条の二第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 第七十一条第八項の規定により当該指定を行つに当たつて付された条件に従わない場合当該条件に従うこと。

第七十七条第一項第一号中「第五号、第十号(第五号の二)に該当する者のあるものであるときを除く。」又は第十一号(第五号の二)を「から第五号の二まで、第十号(第五号の三)に該当するものであるときを除く。」第十号の二(第五号の三)に該当するものであるときを除く。」又は第十一号(第五号の三)に改め、同号を同項第十三号とし、同項第二号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、

同項第一号の次に次の一号を加える。

二 指定居宅サービス事業者が、第七十条第八項の規定により当該指定を行つに当たつて付された条件に違反したと認められるとき。

第七十八条の二第一項中「であつて」を「うちに」に改め、「二十九人以下」の下に「であつて市町村の条例で定める数」を、「事業所」の下に「第七十八条の十三第一項及び第七十八条の十

四第一項を除き、」を加え、同条第三項中「第一百八条第三項第一号」を「第一百八条第二項」に

改め、同条第四項中「次の各号」の下に「(病院又は診療所により行われる複合型サービス(厚生労働省令で定めるものに限る。第六項において同じ。)に係る指定の申請があつては、第六号の二、第六号の三、第十号及び第十二号を除く。)」を加え、同項第一号中「法人」を「市町村の条例で定める者」に改め、同項第四号中「市町村長」の下に「(以下この条において「所在地市町村長」という。)」を加え、同号の次に次の一号を加える。

四の二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

九 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第六号まで又は前三号のいずれかに該当する者であるものであるとき。

第七十八条の二第四項第六号及び第六号の二中「経過しない者」の下に「(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)」を加え、同項第七号の次に次の一号を加える。

七の二 前号に規定する期間内に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出

又は第七十八条の八の規定による指定の辞退があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る

これらの「を「納付義務を定めた」に、「すべて(当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。第七十九条第二項第四号の二、第一百五十五条の十二第二項第五号の二及び第一百五十五条の二十二第二項第四号の二において同じ。)」を「全て」に改め、同号を同項第五号の三とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

九 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるものであるとき。

十一 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第六号まで又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護又は地
域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であ
るとき。

第七十八条の二中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「次の各号」の下に「(病院又は診療所により行われる複合型サー
ビスに係る指定の申請にあつては、第一号の
二、第一号の三、第三号の一、第三号の四及び
第四号を除く。)」を加え、同項第一号及び第一
号の二中「経過しない者」の下に「(当該指定を取
り消された者が法人である場合においては、当
該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規
定による通知があつた日前六十日以内に当該公
告においては、当該通知があつた日前六十日以
内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消
算して五年を経過しないものを含み、当該指定
を取り消された者が法人でない事業所である場
合においては、当該通知があつた日前六十日以
上の日から起算して五年を経過しないものを含
む。)」を加え、同項第二号の二の次に次の一号

Digitized by srujanika@gmail.com

出又は第七十八条の八の規定による指定の辞退があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の管理者であつた者又は当該指定の辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。）の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理業者であつた者又は当該指定の辞退に係る法人でない事業所（当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。）の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所（当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。）の管理業者であつた者で、その役員等のうち第一号の二又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
第五条 第七十八条の二第五項第三号を次のように改める。
三の二 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護と係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第一号又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
第六条 第七十八条の二第五項第三号の次に次の三号を加える。

出又は第七十八条の八の規定による指定の
辞退があつた場合において、申請者が、同
号の通知の日前六十日以内に当該届出に係
る法人（当該事業の廃止について相当の理
由がある法人を除く。）の役員等若しくは當
該届出に係る法人でない事業所（当該事業
の廃止について相当の理由があるものを除
く。）の管理者であつた者又は当該指定の辞
退に係る法人（当該指定の辞退について相
当の理由がある法人を除く。）の役員等若しく
は当該指定の辞退に係る法人でない事業
所（当該指定の辞退について相当の理由が
あるものを除く。）の管理者であつた者で、
当該届出又は指定の辞退の日から起算して
五年を経過しないものであるとき。

三の三 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第一号又は第二号から第二号の三までのいずれかに該当する者であるとき。

三の四 申請者(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第一号の二又は第二号から第二号の三までのいずれかに該当する者であるとき。

第七十八条の二中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 市町村が前項第一号の条例を定めるに當たつては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

第七十八条の二に次の三項を加える。

9 第一項の申請を受けた市町村長(以下この条において「被申請市町村長」という。)と所在市町村長との協議により、第四項第四号の規定による同意を要しないことについて所在市町村長の同意があるときは、同号の規定は適用しない。

10 前項の規定により第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、第一項の申請に係る事業所(所在地市町村長の管轄する区域にあるものに限る。)について、次の各号に掲げるとときは、それぞれ当該各号に定める時に該当する者について、被申請市町村長による

Digitized by srujanika@gmail.com

第四十二条の二第二項本文の指定があつたものとみなす。

一 所在地市町村長が第四十二条の二第一項本文の指定をしたとき 当該指定がされた時

二 所在地市町村長による第四十二条の二第一項本文の指定がされているとき 被申請市町村長が当該事業所に係る地域密着型サービス事業を行う者から第一項の申請を受けた時

11 第七十八条の十の規定による所在地市町村長による第四十二条の二第一項本文の指定の取消し若しくは効力の停止又は第七十八条の十二において準用する第七十条の二第一項若しくは第七十八条の十五第一項若しくは第三項(同条第五項)において準用する場合を含む。の規定による第四十二条の二第一項本文の指定の失効は、前項の規定により受けたものとみなされた被申請市町村長による第四十二条の二第一項本文の指定の効力に影響を及ぼさないものとする。

第七十八条の九第一項第一号中「第七十八条の二第七項」を「第七十八条の二第八項」に改める。

第七十八条の十第一号中「第七十八条の二第四項第五号又は第九号(ハに該当する者)を「第七十八条の二第四項第四号の二から第五号の二まで、第九号(第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。)、第十号(第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。)、第十一号(第五号の三に該当する者であるときを除く。)又は第十二号(第五号の三に該

当する者で「に改め、同条第二号中「第七十八条の二第五項第三号」を「第七十八条の二第六項第三号から第三号の四までのいすれか」に改め、同条第三号中「第七十八条の二第七項」を「第七十八条の二第八項」に改め、同条第十四号中「の役員等のうちに」を「が法人である場合において、その役員等のうちに」に改め、同条に次の一号を加える。

十五 指定地域密着型サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

第五章第三節中第七十八条の十二の下に「、第七十一条及び第七十二条」を、「おいて、」の下に「これらの規定に関し」を加える。

第七十八条の十二中「第七十条の二」の下に五条を加える。

(公募指定)

第七十八条の十三 市町村長は、第一百七十七条の規定により当該市町村が定める市町村介護保険事業計画において定める当該市町村又は同条第一項第一号の規定により当該市町村が定める区域における定期巡回・随时対応型訪問介護看護等(認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護型居宅介護その他の厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)の見込

量の確保及び質の向上のために特に必要があると認めるときは、その定める期間(以下「市町村長指定期間」という。)中は、当該見込量の確保のため公募により第四十二条の二第一項本文の指定を行うことが適当な区域として定める区域(以下「市町村長指定区域」という。)に所在する事業所(定期巡回・随时対応型訪問介護看護等のうち当該市町村長が定めるもの(以下「市町村長指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護等」という。)の事業を行う事業所に限る。以下「市町村長指定区域・サービス事業所」という。)に係る同項本文の指定を、公募により行うものとする。

2 市町村長指定期間中における市町村長指定区域・サービス事業所に係る第四十二条の二第一項本文の指定については、第七十八条の二の規定は適用しない。

3 市町村長は、当該市町村長指定期間の開始日の前日までにされた市町村長指定区域・サービス事業所に係る第七十八条の二第一項の指定の申請であつて、当該市町村長指定期間の開始の際、指定をするかどうかの処分がなされていないものについては、前項の規定にかかわらず、当該申請に対する処分を行うものとする。

4 前項の規定は、市町村長が市町村長指定区域を拡張する場合又は市町村長指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護等を追加する場合について準用する。この場合において、これらの規定に必要な技術的読替えは、政令で定める。

(公募指定の有効期間等)

第七十八条の十五 公募指定は、第七十八条の十二において準用する第七十条の二の規定にかかるはず、その指定の日から起算して六年を超えない範囲内で当該市町村長が定める期間を経過したときは、その効力を失う。

要な技術的読替えは政令で定める。

第七十八条の十四 前条第一項の規定により行われる第四十二条の二第一項本文の指定(以

下「公募指定」という。)は、厚生労働省令で定めるとところにより、市町村長指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護等の種類及び当該市町村長指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護等の種類に係る市町村長指定区域・サービス事業所に係る第四十二条の二第一項本文の指定(次項において「指定期間開始時有効指定」という。)については、適用しない。

3 指定期間開始時有効指定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間を経過したときは、その効力を失う。

一 次号に掲げる指定期間開始時有効指定以外の指定期間開始時有効指定(当該指定期間開始時有効指定がされた日又は従前の第三号の期間(同号において「従前の指定期間開始時有効指定」という。)の満了の日の翌日)のうち直近の日から六年

2 市町村長は、公募指定をしようとするときは、厚生労働省令で定める基準に従い、その応募者のうちから公正な方法で選考をし、指定地域密着型サービス費の支給について、その効力を有する。

3 第七十八条の二第二項、第四項(第四号、第六号の二、第十号及び第十二号を除く。)、第五項、第六項第一号の二、第三号の二、第三号の四及び第四号を除く。)、第七項及び第八項の規定は、公募指定について準用する。この場合において、これらの規定に関する必要な技術的読替えは、政令で定める。

(公募指定の有効期間等)

第七十八条の十五 公募指定は、第七十八条の十二において準用する第七十条の二の規定にかかるはず、その指定の日から起算して六年を超えない範囲内で当該市町村長が定める期間を経過したときは、その効力を失う。

要な技術的読替えは政令で定める。

第七十八条の十四 前条第一項の規定により行われる第四十二条の二第一項本文の指定(以

下「公募指定」という。)は、厚生労働省令で定めるとところにより、市町村長指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護等の種類及び当該市町村長指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護等の種類に係る市町村長指定区域・サービス事業所に係る第七十八条の二第一項本文の指定(次項において「指定期間開始時有効指定」という。)については、適用しない。

3 指定期間開始時有効指定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間を経過したときは、その効力を失う。

一 次号に掲げる指定期間開始時有効指定以外の指定期間開始時有効指定(当該指定期間開始時有効指定がされた日又は従前の第三号の期間(同号において「従前の指定期間開始時有効指定」という。)の満了の日の翌日)のうち直近の日から六年

2 指定期間開始時有効指定を受けている指定地域密着型サービス事業者が、当該市町村長指定区域・サービス事業所に係る公募指定を受ける場合における当該指定期間開始時有効指定(当該指定期間開始時有効指定がされた日又は従前の指定期間開始時有効指定の有効期間の満了の日の翌日)のうち直近の日から当該公募指定がされた日の前日までの期間

3 市町村長は、当該市町村長指定期間の開始日の前日までにされた市町村長指定区域・サービス事業所に係る第七十八条の十二において準用する第七十条の二第一項の指定の更新の申請であつて、当該市町村長指定期間の開始の際、指定の更新をするかどうかの処分がなされていないものについては、第二項の規定にかかるはず、当該申請に対する処分を行ふものとする。

4 前項の規定は、市町村長が市町村長指定区域を拡張する場合又は市町村長指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護等の種類に係る市町村長指定区域・サービス事業所に係る第七十八条の十二において準用する第七十条の二の規定にかかるはず、その指定の日から起算して六年を超えない範囲内で当該市町村長が定める期間を経過したときは、その効力を失う。

要な技術的読替えは政令で定める。

第七十八条の十四 前条第一項の規定により行われる第四十二条の二第一項本文の指定(以

て」を「全て」に改め、同号を同項第五号の三とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 申請者が争衡に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当する者であるとき。

3 第百一五条の二に次の一項を加える

であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

六号まで又は前三号のいずれかに該当する
者のあるものであるとき。

「事業所」に改め、同項第六号中「病院等」を「い者」の下に「当該指定を取り消された者が法

人である場合においては「」を加え、「当該申請者」を「当該法人」に改め、「経過しないもの」の下に「を含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通常があつた日前六十日以内に当該事業所の管理職者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの」を加え、同項第八号中「病院等」を「事業所」に改め、同項第十号中「申請者」の下に「（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）」を加え、同号の次に次の一号を加える。

十一の二 申請者(介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る)が、法人で、その役員等のうちに第四号から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第九号までのいずれかに該当するものであるとき。

第七十二条に改める。
第一百五十五条の十二第二項第一号中「法人」を
「市町村の条例で定める者」に改め、同項第四号
の次に次の一号を加える。
四の一 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受ける
ことがなくなるまでの者であるとき。
第一百五十五条の十二第二項第五号の二中「すべ
て」を「全て」に改め、同号を同項第五号の三と
し、同項第五号の次に次の一号を加える。
五の二 申請者が、労働に関する法律の規定

法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
第一百五十五条の十二第二項第九号を次のように改める。

同百十五条の十二第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項第一号及び第一号の二中「経過しない者」の下に「(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業所の管理者であつた

法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

同百十五条の十二第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項第一号及び第一号の二中「経過しない者」の下に「(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五條の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含

九 申請者(介護予防認知症対応型共同生活
介護に係る指定の申請者を除く)が、法人
で、その役員等のうちに第四号の二から第

み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業所の管理者であつた

者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。」)を加え、同項第二号の二の次に次の一号を加える。

二の三 第二号に規定する期間内に第百十五

条の十五第二項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、申請者が、同

号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理

由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃

止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであると

き。

第一百十五条の十二第三項第三号を次のように改める。

三 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人

で、その役員等のうちに第一号又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

第一百十五条の十二第三項に次の二号を加える。

二第二項第五号又は第九号(ハに該当する者が「五百五十二条の十二第二項第四号の二から第五号の二まで、第九号(第五号の三に該当する者のものであるときを除く。)、第十号(第二号から第二号の三までのいずれかに該当する者のあるものであるとき)」)を改め、同号二中「(当該指定の取消しが、指定介護予防支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防支援事業者による業務管理制度の整備についての取組の状況その他の当該事実に関する当該指定介護予防支援事業者が

第二号から第二号の三までのいずれかに該当する者であるとき。

六 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第一号の二

又は第二号から第二号の三までのいずれかに該当する者であるとき。

七 市町村が前項第一号の条例を定めるに當たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

第一百十五条の十二に次の二項を加える。

7 第七十八条の二第九項から第十一項までの規定は、第五十四条の二第一項本文の指定について準用する。この場合において、これら

の規定に關し必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一百十五条の十八第一項第一号中「第一百五十五条の十二第五項」を「第一百十五条の十二第六項」に改める。

第一百十五条の十九第一号中「第一百十五条の十

四十五第一項」を「第一百十五条の四十六第一項」に改め、同条第二項第四号の二中「すべて」を「全て」に改め、同号を同項第四号の三とし、同

項第四号の次に次の二項を加える。

四の二 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

第一百十五条の三十五第四項中「第二項」を「前項」に改める。

三百五十五第一項中「前項第一項」を削る。

有していた責任の程度を考慮して、この号に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。)を加える。

二二二第二項第四号」の下に「第四号の二」を加える。

都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、厚生労働省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。

都道府県知事は、第一項の規定による報告を受けた後、厚生労働省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。

三百五十五第一項中「前項第一項」を削る。

官報(号外)

介護給付等対象サービスの種類」との見込量の確保の方策

二 各年度における地域支援事業を要する費用の額及び地域支援事業の見込量の確保の方策

三 指定居宅サービスの事業、指定地域密着型サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス(介護給付に係るものに限る。)の円滑な提供を図るために事業に関する事項

四 指定介護予防サービスの事業、指定地域密着型介護予防サービスの事業又は指定介護予防の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービス(介護給付に係るものに限る。)の円滑な実施を図るために事業に関する事項

五 認知症である被保険者の地域における自立した日常生活の支援に関する事項、医療との連携に関する事項、高齢者の居住に係る施策との連携に関する事項その他の被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事項

第六百八十二条第一項中「次に掲げる事項」を「当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護による必要利用定員総数、介護保険施設の種類ごとの必要入所定員総数その他の介護給付等対象サービスの量の見込み」に改め、各号を削り、

同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中の「都道府県地域福祉支援計画」の下に「高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条第一項に規定する高齢者居住安定確保計画」を加え、「又は福祉」を「福祉又は居住」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前項各号」を「第二項に規定する事項及び前項各号」に、「同項第一号」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県介護保険事業支援計画においては、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 介護保険施設その他の介護給付等対象サービスを提供するための施設における生活環境の改善を図るために資する事業に関する事項

二 介護サービス情報の公表に関する事項

三 介護支援専門員その他の介護給付等対象サービス及び地域支援事業に従事する者の確保又は資質の向上に資する事業に関する事項

第一百七十六条第一項中「すべて」を「全て」に、「介護予防事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に改める。

第一百五十二条及び第一百五十三条中「すべて」を「全て」に、「介護予防事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に改める。

第一百七十六条第一項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第百十五条の四十七第七項の規定により市町村から委託を受けて行う介護予防・日常生活支援総合事業の実施に必要な費用の支払決定に係る審査及び支払であつて、前号に掲げる業務の内容との共通性その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるもの

の下に「第二十四条の三第二項」を加え、「第一百五十五条の四十五第五項(第一百十五条の四十六第三項)」を「第一百五十六条の四十六第六項(第一百五十六条の四十七第七項)」に改める。

第二百八条中「質問」の下に「若しくは第二百五十三条第一項の規定により委託を受けた指定都道府県事務受託法人の職員の第二十四条第二項の規定による質問」を加える。

第二百十三条规定による質問」を加える。

四条の三第一項の規定により委託を受けた指定都道府県事務受託法人の職員の第二十条の規定による質問」を加える。

二号の次に次の一号を加える。

三 第百十五条の四十七第七項の規定により市町村から委託を受けて行う介護予防・日常生活支援総合事業の実施に必要な費用の支払決定に係る審査及び支払であつて、前号に掲げる業務の内容との共通性その他の事情を勘案して厚生労働省令で定めるもの

官 報 (号 外)

リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を二種類以上組み合わせることにより提供されるサービスのうち、当該訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他の居宅要介護者について一体的に提供されることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せにより提供されるサービスとして厚生労働省令で定めるものを供与する事業をいふ。

六 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する複合型サービス(訪問介護等)定期巡回・随時対応型訪問介護看護にあつては、厚生労働省令で定める部分に限る。第二十条の八第四項において同じ。)を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、第五条の二第七項の厚生労働省令で定める

サービスを供与し、又は当該市町村以外の者に当該サービスを供与することを委託すること。

び社会医療法人（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の「第一項に規定する社会医療法人をいう。以下同じ。」）を加え、同条第六項中「第一百八十八条第一項第一号」を「第一百八十八条第二項」に改める。

「介護保険法第二十一条の九第二項中、次に掲げる事項」を
該都道府県が定める区域ごとの当該区域における
養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの必
要入所定員総数その他老人福祉事業の量の目

第十四条の四 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者は、家賃、敷金及び入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領してはならない。

第十六条第三項及び第四項中「社会福祉法人」の下に「及び社会医療法人」を加える。
第十八条の二第二項中「第六項まで」を「第七項まで」に改める。

標」に改め、各号を削り、同条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項第一号」を「第二項」に、「第一百八条第二項第一号」を「第一百八条第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

第十条の四第一項第一号中「規定する訪問介護」の下に「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護(厚生労働省令で定める部分)に限る。第二十条の八第四項において同じ。」を加え、同項第五号中「第八条第十六項」を「第五条の二」に改

六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する複合型サービス（訪問介護等（定期巡回・随時対応型訪問介護看護にあつては、厚生労働省令で定める部分に限る）に係る部分に限る。第二十一条の八第四項において同じ。）を利用するこ

（註）矢張文部省老人共同生活援助事業を行ふ者は、前項に規定する前払金を受領する場合においては、第五条の二第六項に規定する住居に入居した日から厚生労働省令で定める一定の期間を経過する日までの間に、当該入居及び入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助につき契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合に当該前払金の額から厚生労働省令で定める方法により算定される額を控除した額に相当する額を返還する旨の契約を締結しなければならない。

「第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第一号」を「第二項」に改め、「短期入所生活介護」の下に「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」の下に「複合型サービス」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 市町村老人福祉計画においては、前項の目標のほか、同項の老人福祉事業の量の確保のための方策について定めるよう努めるものとする。

第二十九条第十項を同条第十二項とし、同条第九項中「第六項まで」を「第八項まで」に、「当該有料老人ホームに入居している者(以下「入居者」という。)」を「入居者」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第八項を第十項とし、第七項を第九項とし、第六項を第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する複合型サービス（訪問介護等（定期巡回・随時対応型訪問介護看護にあつては、厚生労働省令で定める部分に限る。）に係る部分に限る。第二十

調査研究文庫老人共同生活援助事業を行なう者は、前項に規定する前払金を受領する場合においては、第五条の二第六項に規定する住居に入居した日から厚生労働省令で定める一定の期間を経過する日までの間に、当該入居及び入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助につき契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合に当該前払金の預りから厚生労働省令で定める方法により

「第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第一号」を「第二項」に改め、
「短期入所生活介護」の下に、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」の下に、「複合型サービス」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

市町村老人福祉計画においては、前項の目

第二十九条第十項を同条第十二項とし、同条第十一項とし、同条第十二項の二を削る。

条の「第四項において同じ」を利用すること
とが著しく困難であると認めるときは、そ
の者につき、政令で定める基準に従い、第
五条の二第七項の厚生労働省令で定める

（註）契約文底に老人共同生活援助事業を行なう者は、前項に規定する前払金を受領する場合においては、第五条の二第六項に規定する住居に入居した日から厚生労働省令で定める一定の期間を経過する日までの間に、当該入居及び入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助につき契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合に当該前払金の額から厚生労働省令で定める方法により算定される額を控除した額に相当する額を返還する旨の契約を締結しなければならない。

「第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第一号」を「第二項」に改め、「短期入所生活介護」の下に「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」の下に「複合型サービス」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 市町村老人福祉計画においては、前項の目標のほか、同項の老人福祉事業の量の確保のための方策について定めるよう努めるものとする。

第二十九条第十項を同条第十二項とし、同条第九項中「第六項まで」を「第八項まで」に、「当該有料老人ホームに入居している者(以下「入居者」という。)」を「入居者」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第八項を第十項とし、第七項を第九項とし、第六項を第七項とし、同項の次に次の一項を加える。

平成二十三年五月三十一日 衆議院会議録第二十四号

で定める一定の期間を経過する日までの間に、当該入居及び介護等の供与につき契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合に当該前払金の額から厚生労働省令で定める方法により算定される額を控除した額に相当する額を返還する旨の契約を締結しなければならない。

第二十九条第五項の次に次の一項を加える。
6 有料老人ホームの設置者は、家賃、敷金及び介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領してはならない。

第四章の三を第四章の二とする。
第三十二条の二 市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助（以下「後見等」という。）の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 都道府県は、市町村と協力して後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、前項に規定する措置の実施に関し助言その他の援助を行ふように努めなければならない。

第三十四条の二第一項中「第二十九条第七項及び第九項」を「第二十九条第九項及び第十一項」に改める。
第三十九条中「第二十九条第九項」を「第二十

九条第十一項」に改める。

第四十条第一号中「第二十八条の十二」第一項若しくは「を削り、「第二十九条第七項」を「第二十九条第九項」に改める。

附則第六条の二中「昭和二十三年法律第二百五号」を削る。

附則第七条第一項中「社会福祉法人」の下に「又は社会医療法人」を加え、「第二十八条第二項第一号」を「第二百十八条第二項」に改め、同条第二項中「社会福祉法人」の下に「又は社会医療法人」を加える。

（社会福祉法の一部改正）
第三条 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第四号中「又は認知症対応型老人共同生活援助事業」を「認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業」に改める。

（健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正）
第四条 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第一条中「同法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設を除く。」を削る。

第二十六条のうち介護保険法第七十二条第一項の改正規定中「第二百十五条の二十九第六項」を「第二百十五年の三十五第六項」に改める。

附則第六号中「及び第二百十一条の二」を

附則第二百三十条の次に次の二条を加える。
(健康保険法等の一部改正に伴う経過措置)

第三十条の二 第二十六条の規定の施行の際に同条の規定による改正前の介護保険法（以下この条において「旧介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号の指定を受けている旧介護保険法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第五条の規定による改正前の健康保険法の規定、第九条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規定、第十四条の規定による改正前の国民健康保険法の規定、第二十条の規定による改正前の船員保険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第五十八条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定、附則第六十七条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定、附則第九十条の規定による改正前の船員職業安定法の規定、附則第九十九条の規定による改正前の生活保護法の規定、附則第九十六条の規定による改正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法の規定、附則第一百十一条の規定による改正前の高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の規定及び附則第一百十一条の二の規定による改正前の道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の規定（これららの規定に基づく命令の規定を含む。）の規定に基づく命令の規定を含む。）は、平成三十年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

三号の規定により平成三十年三月三十一日までに行われた指定介護療養施設サービスに係る保険給付については、同日後も、なお従前の例による。

附則第二十六条の規定の施行の際、指定をするかどうかの処分がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。この場合において、同条の規定の施行の日以後に旧介護保険法第八条第二十六条に規定する介護療養型医療施設について旧介護保険法第四十八条第一項第三号の指定があつたときは、第一項の介護療養型医療施設とみなして、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定を適用する。

附則第二百三十一条中「並びにこの」を「この」に改め、「施行後にした行為」の下に「並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為」を加える。

（社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正）
第五条 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）の一部を次のように改正す

る。
第二条第二項中「心じた介護」の下に「（喀痰吸引その他のその者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの（厚生労働省令で定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という。）を含む。）」を加える。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第四十八条第一項第

官報(号外)

<p>第三条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第三号中「社会福祉」の下に「又は保健医療」を加える。</p> <p>第四十七条第二項中「第八条第十六項」を「第四十八条第二項の二を第四十八条の十一」とし、第五条の二に改める。</p> <p>第四十八条の二の規定に次の九条を加える。</p> <p>(保健師助産師看護師法との関係)</p> <p>第四十八条の二 介護福祉士は、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかるとを業とすることができる。</p> <p>2 前項の規定は、第四十二条第二項において準用する第三十二条第二項の規定により介護福祉士の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。</p> <p>(喀痰吸引等業務の登録)</p> <p>第四十八条の三 自らの事業又はその一環として、喀痰吸引等(介護福祉士が行うものに限る。)の業務(以下「喀痰吸引等業務」という。)を行おうとする者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受ける。前項の登録(以下この章において「登録」という。)を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>2 事業所の名称及び所在地</p>	<p>第三条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第三号中「社会福祉」の下に「又は保健医療」を加える。</p> <p>第四十七条第二項中「第八条第十六項」を「第四十八条第二項の二を第四十八条の十一」とし、第五条の二に改める。</p> <p>第四十八条の二の規定に次の九条を加える。</p> <p>(保健師助産師看護師法との関係)</p> <p>第四十八条の二 介護福祉士は、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかるとを業とすることができる。</p> <p>2 前項の規定は、第四十二条第二項において準用する第三十二条第二項の規定により介護福祉士の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。</p> <p>(喀痰吸引等業務の登録)</p> <p>第四十八条の三 自らの事業又はその一環として、喀痰吸引等(介護福祉士が行うものに限る。)の業務(以下「喀痰吸引等業務」という。)を行おうとする者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受ける。前項の登録(以下この章において「登録」という。)を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>2 事業所の名称及び所在地</p>
<p>三 喀痰吸引等業務開始の予定年月日</p> <p>四 その他厚生労働省令で定める事項</p> <p>(欠格条項)</p> <p>第四十八条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者</p> <p>二 この法律の規定その他社会福祉又は保健医療に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることができる</p> <p>三 第四十八条の七の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者</p> <p>四 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>(登録基準)</p> <p>第四十八条の五 都道府県知事は、第四十八条の三第二項の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。</p> <p>2 前項の登録(以下この章において「登録」という。)を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>1 医師、看護師その他の医療関係者との連携が確保されているものとして厚生労働省令で定める基準に適合していること。</p> <p>2 前項の登録(以下この章において「登録」という。)を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>1 医師、看護師その他の医療関係者との連携が確保されているものとして厚生労働省令で定める基準に適合していること。</p> <p>2 前項の登録(以下この章において「登録」という。)を受けようとする者は、厚生労働省令で定める基準に適合していること。</p> <p>3 前項の規定による届出があつたときは、当該登録喀痰吸引等事業者の登録は、その効力を失う。</p> <p>(登録の取消し等)</p> <p>第四十八条の七 都道府県知事は、登録喀痰吸引等事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等業務の停止を命ずることが適正に実施するために必要な措置として厚生労働省令で定める措置が講じられている。</p> <p>1 第四十八条の四各号(第三号を除く。)の</p>	<p>第三条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第三号中「社会福祉」の下に「又は保健医療」を加える。</p> <p>第四十七条第二項中「第八条第十六項」を「第四十八条第二項の二を第四十八条の十一」とし、第五条の二に改める。</p> <p>第四十八条の二の規定に次の九条を加える。</p> <p>(保健師助産師看護師法との関係)</p> <p>第四十八条の二 介護福祉士は、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかるとを業とすることができる。</p> <p>2 前項の規定は、第四十二条第二項において準用する第三十二条第二項の規定により介護福祉士の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。</p> <p>(喀痰吸引等業務の登録)</p> <p>第四十八条の三 自らの事業又はその一環として、喀痰吸引等(介護福祉士が行うものに限る。)の業務(以下「喀痰吸引等業務」という。)を行おうとする者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受ける。前項の登録(以下この章において「登録」という。)を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>2 事業所の名称及び所在地</p>
<p>三 医師、看護師その他の医療関係者による喀痰吸引等の実施のための体制が充実しているため介護福祉士が喀痰吸引等を行う必要性が乏しいものとして厚生労働省令で定める場合に該当しないこと。</p> <p>2 登録は、登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。</p> <p>1 登録年月日及び登録番号</p> <p>2 第四十八条の三第二項各号に掲げる事項(変更等の届出)</p> <p>1 登録を受けた者(以下「登録喀痰吸引等事業者」という。)は、第四十八条の三第二項第一号から第三号までに掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、同項第四号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>2 登録喀痰吸引等事業者は、喀痰吸引等業務を行う必要がなくなつたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>3 前項の規定による届出があつたときは、当該登録喀痰吸引等事業者の登録は、その効力を失う。</p> <p>(登録の取消し等)</p> <p>第四十八条の九 第十九条及び第二十条の規定は、登録喀痰吸引等事業者について準用する。この場合において、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。</p> <p>第四十八条の七 都道府県知事は、登録喀痰吸引等事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等業務の停止を命ずることが適正に実施するために必要な措置として厚生労働省令で定める措置が講じられている。</p> <p>1 第四十八条の四各号(第三号を除く。)の</p>	<p>第三条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第三号中「社会福祉」の下に「又は保健医療」を加える。</p> <p>第四十七条第二項中「第八条第十六項」を「第四十八条第二項の二を第四十八条の十一」とし、第五条の二に改める。</p> <p>第四十八条の二の規定に次の九条を加える。</p> <p>(保健師助産師看護師法との関係)</p> <p>第四十八条の二 介護福祉士は、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかるとを業とすることができる。</p> <p>2 前項の規定は、第四十二条第二項において準用する第三十二条第二項の規定により介護福祉士の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。</p> <p>(喀痰吸引等業務の登録)</p> <p>第四十八条の三 自らの事業又はその一環として、喀痰吸引等(介護福祉士が行うものに限る。)の業務(以下「喀痰吸引等業務」という。)を行おうとする者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受ける。前項の登録(以下この章において「登録」という。)を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>2 事業所の名称及び所在地</p>
<p>三 医師、看護師その他の医療関係者による喀痰吸引等の実施のための体制が充実しているため介護福祉士が喀痰吸引等を行う必要性が乏しいものとして厚生労働省令で定める場合に該当しないこと。</p> <p>2 登録は、登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。</p> <p>1 登録年月日及び登録番号</p> <p>2 第四十八条の三第二項各号に掲げる事項(変更等の届出)</p> <p>1 登録を受けた者(以下「登録喀痰吸引等事業者」という。)は、第四十八条の三第二項第一号から第三号までに掲げる事項を変更しようとするときはあらかじめ、同項第四号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出出なければならない。</p> <p>2 登録喀痰吸引等事業者は、喀痰吸引等業務を行う必要がなくなつたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>3 前項の規定による届出があつたときは、当該登録喀痰吸引等事業者の登録は、その効力を失う。</p> <p>(登録の取消し等)</p> <p>第四十八条の九 第十九条及び第二十条の規定は、登録喀痰吸引等事業者について準用する。この場合において、これらの規定中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。</p> <p>第四十八条の七 都道府県知事は、登録喀痰吸引等事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等業務の停止を命ずることが適正に実施するために必要な措置として厚生労働省令で定める措置が講じられている。</p> <p>1 第四十八条の四各号(第三号を除く。)の</p>	<p>第三条第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第三号中「社会福祉」の下に「又は保健医療」を加える。</p> <p>第四十七条第二項中「第八条第十六項」を「第四十八条第二項の二を第四十八条の十一」とし、第五条の二に改める。</p> <p>第四十八条の二の規定に次の九条を加える。</p> <p>(保健師助産師看護師法との関係)</p> <p>第四十八条の二 介護福祉士は、保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三号)第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかるとを業とすることができる。</p> <p>2 前項の規定は、第四十二条第二項において準用する第三十二条第二項の規定により介護福祉士の名称の使用の停止を命ぜられている者については、適用しない。</p> <p>(喀痰吸引等業務の登録)</p> <p>第四十八条の三 自らの事業又はその一環として、喀痰吸引等(介護福祉士が行うものに限る。)の業務(以下「喀痰吸引等業務」という。)を行おうとする者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受ける。前項の登録(以下この章において「登録」という。)を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>2 事業所の名称及び所在地</p>

- 四 第四十八条の三第一項の規定に違反して、同項の登録を受けないで、喀痰吸引等業務を行つた者
- 五 第四十八条の七の規定による喀痰吸引等業務の停止の命令に違反した者
- 第六条 第五十四条の次に次の二条を加える。
- 第五十五条 次の各号のいずれかに該当するところに、厚生労働省令で定める行為をいう。

- 第五十五条 次の各号のいずれかに該当するところに、厚生労働省令で定める行為をいう。
- 第五十六条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十八条の九において準用する第十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

- 二 第四十八条の九において準用する第二十条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対しても陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

- 三 第四十八条の九において準用する第二十一条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

- 四 第四十八条の九において準用する第二十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

- 五 第四十八条の九において準用する第二十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

- 六 第四十八条の九において準用する第二十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

- 七 第四十八条の九において準用する第二十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

- 八 第四十八条の九において準用する第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

- 九 第四十八条の九において準用する第二十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

- (認定特定行為業務従事者に係る特例)

- 第三条 介護の業務に従事する者(介護福祉士を除く。次条第二項において同じ。)のうち、同条第一項の認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている者(以下「認定特定行為業務従事者」という。)は、当分の間、保健師助産師看護師法第三十一条第一項及び第三十二

- 条の規定にかかわらず、診療の補助として、

医師の指示の下に、特定行為(喀痰吸引等のうち当該認定特定行為業務従事者が修了した業務を行つた場合は、喀痰吸引等研修の課程に応じて厚生労働省令で定める行為をいう。

以下同じ。)を行うことを業とすることができる。ただし、次条第四項の規定により特定行為の業務の停止を命ぜられている者については、この限りでない。

2 認定特定行為業務従事者は、特定行為の業務を行うに当たつては、医師、看護師その他医療関係者との連携を保たなければならぬ。

3 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が交付する。

4 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が次に該当する場合には、期間を定めて特定行為の業務を停止し、又はその認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ずることができる。この場合において、当該処分の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

5 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

6 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当する場合を除くほか、特定行為の業務に關し不正の行為があつた場合は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対するも各本条の罰金刑を科する。

7 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

8 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

9 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

10 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

11 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

12 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

13 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

14 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

15 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

16 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

17 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

18 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

19 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

20 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

21 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

めるものにより、罰金の刑に処せられ、そ

の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しな

い者

4 第四十二条第二項において準用する第三十二条第一項第一号又は第二項の規定によ

り介護福祉士の登録を取り消され、その取

消しの日から起算して二年を経過しない者

5 第二項の規定により認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ぜられ、その日から二

年を経過しない者

6 都道府県知事は、認定特定行為業務従事者が次に該当する場合には、

7 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が交付する。

8 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

9 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

10 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

11 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

12 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

13 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

14 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

15 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

16 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

17 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

18 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

19 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

20 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

21 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

22 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

23 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

24 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

るところにより、前条に規定する認定特定行為業務従事者認定証に関する事務(認定特定行為業務従事者認定証の返納に係る事務その他政令で定める事務を除く。次項において「認定証交付事務」という。)の全部又は一部を登録研修機関に委託することができる。

2 前項の規定により認定証交付事務の委託を受けた登録研修機関の役員(法人でない登録

研修機関にあつては、前条第二項の登録(次条から附則第九条まで並びに附則第十六条、第十七条及び第十九条において「登録」といいう。)を受けた者)若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該委託に係る認定証交付事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 前項の規定により認定証交付事務の委託を受けた登録研修機関の役員(法人でない登録

研修機関にあつては、前条第二項の登録(次条から附則第九条まで並びに附則第十六条、第十七条及び第十九条において「登録」といいう。)を受けた者)若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、当該委託に係る認定証交付事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

5 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

6 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

7 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

8 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

9 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

10 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

11 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

12 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

13 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

14 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

15 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

16 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

17 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

18 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

19 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

20 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

21 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

22 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

23 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

24 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

25 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

26 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

27 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

28 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

29 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

30 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

31 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

32 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

33 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

34 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

35 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

36 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

37 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

38 第四条 認定特定行為業務従事者認定証は、前号に該当するに至つた場合

され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

四 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの

(登録基準)

第八条 都道府県知事は、附則第六条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。

一 咳痰吸引等に関する法律制度及び実務に関する科目について喀痰吸引等研修の業務を実施するものであること。

二 前号の喀痰吸引等に関する実務に関する科目にあつては、医師、看護師その他の厚生労働省令で定める者が講師として喀痰吸引等研修の業務に従事するものであること。

三 前二号に掲げるもののほか、喀痰吸引等研修の業務を適正かつ確実に実施するに足りるものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。

2 登録は、研修機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 事業所の名称及び所在地

四 咳痰吸引等研修の業務開始の予定年月日

五 その他厚生労働省令で定める事項

(登録の更新)

第九条 登録は、五年以上十年以内において政

令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

(喀痰吸引等研修の実施に係る義務)

第十条 登録研修機関は、公正に、かつ、附則第八条第一項各号の規定及び厚生労働省令で定める基準に適合する方法により喀痰吸引等研修を行わなければならない。

(変更の届出)

第十二条 登録研修機関は、附則第八条第二項各号(第一号を除く。)に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(業務規程)

第十三条 登録研修機関は、喀痰吸引等研修の業務に関する規程(次項において「業務規程」という。)を定め、喀痰吸引等研修の業務の開始前に、都道府県知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様にする。

2 業務規程には、喀痰吸引等研修の実施方法、喀痰吸引等研修に関する料金その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかなければならぬ。

(業務の休廃止)

第十四条 都道府県知事は、登録研修機関が附則第八条第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その登録研修機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第十五条 都道府県知事は、登録研修機関が附則第十条の規定に違反していると認めるときは、その登録研修機関に対し、同条の規定による喀痰吸引等研修を行うべきこと又は喀痰吸引等研修の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

第十六条 都道府県知事は、登録研修機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等研修の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 第十七条 第十九条及び第二十条の規定は、登録研修機関について準用する。この場合において、第十七条中「試験事務」とあるのは「喀痰吸引等研修の業務」と、第十九条及び第二十条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(準用)

第十八条 第十七条、第十九条及び第二十条の規定は、登録研修機関について準用する。この場合において、第十七条中「試験事務」とあるのは「喀痰吸引等研修の業務」と、第十九条及び第二十条第一項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

3 附則第十三条から第十三までの規定に違反したとき。

2 附則第十一條から第十三までの規定に違反したとき。

三 前二条の規定による命令に違反したとき。

(特定行為業務の登録)

第十九条 附則第六条から前条までは規定するもののほか、登録研修機関の登録に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

2 第二十条 自らの事業又はその一環として、特定行為(認定特定行為業務従事者が行うものに限る。)の業務(以下「特定行為業務」といふ。)を行おうとする者は、その事業所ごとに、その所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

3 第二十二条 事業所の名称及び所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名

4 附則第十八条において準用する第十七条の規定に違反したとき。

5 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき。

(公示)

第十七条 都道府県知事は、次に掲げる場合に受けた者について、第四十八条の三第二

附
則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。^{（そぞく）}次の各号に掲げる規定は、

当該各号に定める日から施行する。

第二条(老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法

を第四章の二とする改正規定及び同法第四十

条第一号の改正規定(「第二十八条の十二第一項若しくは一を削る部分に限る。」に限る。)、

第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則

第九条、第十一条、第十五条、第二十二条、第四十一条及び第五十一条から第五十三条ま

での規定 公布の日

二 第一条(介護保険法第十三条第一項第二号の改正規定に限る。)の規定並びに附則第三

条、第二十七条(国民健康保険法)(昭和三十三

第六号の改正規定(「同条第二十二項」を「同法
年法律第一百九十二号」第一百十六条の二第一項

限る）第二十八条第三十四条（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律

第八十号)第五十五条第一項第五号の改正規定(同法第二二二項二三四条第一項第一二四

定(同条第二十二項)を同法第八条第二十四項に改める部分を除く。(に限る。)及び第三

十五条の規定 この法律の施行の日又は高齢者の居住の~~老き~~確保に関する法律等の一郡を

者の居住の安定確保に関する法律等の一
部を改正する法律(平成二十三年法律第
号)

(備付) の施行の日のいすれか遅い日

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途と
(本論)

して、この法律の規定による改正後の規定の施

(檢討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施

(介護保険法の一部改正に伴う経過措置)
第三条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に第一条の規定による改正前の介護保険法(以下「旧介護保険法」という。)第十三条第一項第二号に掲げる特定施設(第一項改正後の介護保険法(以下「新介護保険法」という。)第十三条第一項第二号に掲げる特定施設に該当するものを除く。)に入居している旧介護保険法第十三条第一項に規定する住所地特例対象被保険者については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた旧介護保険法第七十条第一項(旧介護保険法第七十条の二第四項(旧介護保険法第七十八条の十二、第一百十五条の十一、第一百十五条の二十一及び第一百十五条の三十一において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)、第七十八条の二第二項、第七十九条第一項(旧介護保険法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。)、第八十六条第一項(旧介護保険法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。)、第九十四条第一項(旧介護保険法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。)、第一百十五条の二第一項、第一百十五条の十二第一項又は第一百十五条の二第二項の指定若しくは指定の更新の申請又は許可若しくは許可の更新の申請であつてこの法律の施行の際、指定若しくは指定の更新又は許可若しくは許可の更新をするかどうかの处分がなされていないものについてのこれらの

合を含む。)、第七十九条第二項(新介護保険法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。)、第八十六条第二項(新介護保険法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。)、第九十四条第三項(新介護保険法第十四条の二第四項において準用する場合を含む。)、第一百十五条の二第二項、第一百十五条の十二第二項及び第一百十五条の二十二第二項の規定は、施行日前に受けた労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)に基づく保険料の滞納処分については、適用しない。

第七条 施行日から起算して一年を超えない期間内において、新介護保険法第七十条第二項第一号に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第三項に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす者は、当該都道府県の条例で定める者とみなす。

2 施行日から起算して一年を超えない期間内において、新介護保険法第七十八条の二第一項の規定に基づく市町村特別区を含む。以下同じ。)の条例が制定施行されるまでの間における当該市町村に係る新介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定に対する新介護保険法第七十八条の二第一項の規定の適用については、同項中「二十九人以下であつて市町村の条例で定められたもの」とあるのは、「二十九人以下であるもの」とする。

3 施行日から起算して一年を超えない期間内において、新介護保険法第七十八条の二第四項第一号に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間は、同条第五項に規定する厚生労働省

令で定める基準を満たす者は、当該市町村の条例で定める者とみなす。

4 施行日から起算して一年を超えない期間内において、新介護保険法第八十六条第一項の規定に基づく都道府県の条例が制定施行されるまでの間における当該都道府県に係る新介護保険法第四十八条第一項第一号の指定に対する新介護保険法第八十六条第一項の規定の適用については、同項中「三十人以上であつて都道府県の条例で定める数であるもの」とあるのは、「三十人以上であるもの」とする。

5 施行日から起算して一年を超えない期間内において、新介護保険法第一百五条の二第二項第一号に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第三項に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす者は、当該都道府県の条例で定める者とみなす。

6 施行日から起算して一年を超えない期間内において、新介護保険法第一百五条の十二第二項第一号に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間は、同条第三項に規定する厚生労働省令で定める基準を満たす者は、当該市町村の条例で定める者とみなす。

第八条 新介護保険法附則第九条の規定は、同条第一項に規定する変更後地域密着型介護老人福祉施設に入所することにより、当該変更前介護老人福祉施設に施行日以後になつたものに入所している介護保険の被保険者(同項に規定する変更前介護老人福祉施設に入所することにより、当該変更前介護老人福祉施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者に限る)であつて、当該変更前介護老人福祉施設に入所した際、当該変更前介護老人福祉施設が所在する市町村以

外の市町村の区域内に住所を有していたと認められるものについて、適用する。

第九条 この法律の施行のために必要な条例の制定又は改正、新介護保険法第二十四条の三第一項の指定の手続、新介護保険法第七十八条の二第一項による新介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定の手続(定期巡回・随时対応型訪問介護看護及び複合型サービスに係るものに限りる)、新介護保険法第七十八条の十三第一項の規定による新介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴う経過措置)
(老人福祉法の一部改正に伴う経過措置)
第十一条 第二条の規定による改正後の老人福祉法(以下「新老人福祉法」という。)第十四条の四第一項の規定は、施行日の前日までに第二条の規定による改正前の老人福祉法(以下「旧老人福祉法」という。)第十四条の四第一項の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法(以下「新社会福祉士及び介護福祉士法」という。)第二条第二項中「介護(喀痰吸引等)その他その者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの(厚生労働省令で定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という。)」を含む。)とあるのは「介護」と、新社会福祉士及び介護福祉士法第三条第三号中「社会福祉又は保健医療」とあるのは「社会福祉」と、(第三号に係る部分に限る。)及び第四十八条の規定による改正前の老人福祉法(以下「旧老人福祉法」という。)第十四条の規定による届出がされた認知症対応型老人共同生活援助事業を行なう者については、平成二十七年四月一日以後に受領する金品から適用する。

2 新老人福祉法第十四条の四第三項の規定は、認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる住居に施行日以後に入居した者に係る前払金について適用する。

3 新老人福祉法第二十九条第六項の規定は、施設に施行日以後になつたものに入所している介護の業務に従事する者(介護福祉士を除く。次条第二項において同じ。)とあるのは「介護の業務に従事する者」と、「同条第一項」とあるのは「次条第一項」と、「喀痰吸引等」とあるのは「喀痰吸引その他の身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの(厚生労働省令で定めるものに限る。附則第八条第一項第一号及び第二号において「喀痰吸引等」という。)」とする。

4 新老人福祉法第二十九条第八項の規定は、同条第一項に規定する有料老人ホームに施行日以

後に入居した者に係る前払金について適用する。

第十一條 新老人福祉法第十五条第四項の認可の手続(同項に規定する社会医療法人に係るものに限る。)その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴う経過措置)
第十二条 平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間においては、第五条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法(以下「新社会福祉士及び介護福祉士法」という。)第二条第二項中「介護(喀痰吸引等)その他その者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの(厚生労働省令で定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という。)」を含む。)とあるのは「介護」と、新社会福祉士及び介護福祉士法第三条第三号中「社会福祉又は保健医療」とあるのは「社会福祉」と、(第三号に係る部分に限る。)及び第四十八条の規定による改正前の老人福祉法(以下「旧老人福祉法」という。)第十四条の規定による届出がされた認知症対応型老人共同生活援助事業を行なう者については、平成二十七年四月一日以後に受領する金品から適用する。

2 特定登録者は、平成二十七年四月一日から平成三十七年三月三十一日までの間に申請をした場合には、前項の規定にかかわらず、新社会福祉士及び介護福祉士法第二条第二項、第三条の規定による登録を受けたもの(以下「特定登録者」といは、なおその効力を有する。

3 前項の申請をしようとする特定登録者は、その申請に先立つて厚生労働大臣が指定する研修課程(次項及び第五項において「指定研修課程」という。)を修了しなければならない。

4 厚生労働大臣は、第二項の規定による申請を受けたときは、遅滞なく、当該特定登録者に係る介護福祉士登録簿に指定研修課程を修了した旨の付記をしなければならない。

5 厚生労働大臣は、前項の規定により介護福祉士登録簿に付記をしたときは、当該申請者に、その者が指定研修課程を修了した旨の付記をしなければならない。

6 厚生労働大臣は、前項の規定により介護福祉士登録簿に付記をしたときは、当該申請者に、

二第一項及び第四十八条の三第一項の規定は、平成二十七年三月三十一日までは、適用しない。

第十三条 平成二十七年四月一日に介護福祉士の登録を受けている者及び同日に介護福祉士となる資格を有する者であつて同日以後に介護福祉士の登録を受けたもの(以下この条において「特定登録者」という。)については、新社会福祉士及び介護福祉士法第二条第二項、第三条(第三号に係る部分に限る。)及び第四十八条の二第一項の規定は適用せず、第五条の規定による改正前の社会福祉士及び介護福祉士法第二条第二項及び第三条(第三号に係る部分に限る。)の規定は適用せず、第五条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法(以下「新社会福祉士及び介護福祉士法」という。)第二条第二項中「介護(喀痰吸引等)その他その者が日常生活を営むのに必要な行為であつて、医師の指示の下に行われるもの(厚生労働省令で定めるものに限る。以下「喀痰吸引等」という。)」を含む。)とあるのは「介護」と、新社会福祉士及び介護福祉士法第三条第三号中「社会福祉又は保健医療」とあるのは「社会福祉」と、(第三号に係る部分に限る。)及び第四十八条の規定による改正前の老人福祉法(以下「旧老人福祉法」という。)第十四条の規定による届出がされた認知症対応型老人共同生活援助事業を行なう者については、平成二十七年四月一日以後に受領する金品から適用する。

2 特定登録者は、平成二十七年四月一日から平成三十七年三月三十一日までの間に申請をした場合には、前項の規定にかかわらず、新社会福祉士及び介護福祉士法第二条第二項、第三条の規定による登録を受けたもの(以下「特定登録者」といは、なおその効力を有する。

3 前項の申請をしようとする特定登録者は、その申請に先立つて厚生労働大臣が指定する研修課程(次項及び第五項において「指定研修課程」という。)を修了しなければならない。

4 厚生労働大臣は、第二項の規定による申請を受けたときは、遅滞なく、当該特定登録者に係る介護福祉士登録簿に指定研修課程を修了した旨の付記をしなければならない。

5 厚生労働大臣は、前項の規定により介護福祉士登録簿に付記をしたときは、当該申請者に、その者が指定研修課程を修了した旨の付記をしなければならない。

6 厚生労働大臣は、前項の規定により介護福祉士登録簿に付記をしたときは、当該申請者に、

証」という)を交付しなければならない。

前項の規定により特定登録証の交付を受けた特定登録者は、遅滞なく、現に交付を受けている介護福祉士登録証を厚生労働大臣に返還しなければならない。

7 前各項に規定するもののほか、特定登録者に関する研修その他前各項の規定の施行に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

8 特定登録者に対する第六条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律第三条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法(次条第三項において「改正後の社会福祉士及び介護福祉士法」といいう。)附則第十条第一項の規定の適用については、同項中「介護福祉士」とあるのは、「介護福祉士(介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第号)附則第十三条第一項に規定する特定登録者であつて、同条第三項に規定する指定修業課程を修了していないものを除く。)」とする。

第十四条 この法律の施行の際現に介護の業務に従事する者であつて、この法律の施行の際新社会福祉士及び介護福祉士法附則第三条第一項に規定する特定行為(以下この項において「特定行為」といいう。)を適切に行うために必要な知識及び技能の修得を終えている者(この法律の施行の際現に特定行為を適切に行うために必要な知識及び技能を修得中であり、その修得をこの法律の施行後に終えた者を含む。)は、厚生労働省令で定めるところにより、当該特定行為ごとに新社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第二

項に規定する喀痰吸引等研修の課程を修了した者と同等以上の知識及び技能を有する旨の都道府県知事の認定を受けることができる。

2 都道府県知事は、前項の認定を受けた者に対しては、新社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の認定特定行為業務従事者認定証を交付することができる。

3 前項の規定により新社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第一項の認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けている者に対する新社会

福祉士及び介護福祉士法附則第三条第一項の規定の適用については、平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間は、同項中「医師の指示の下に」とあるのは「医師の指示の下に、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第号)附則第十四条第一項において準用する特定登録者であつて、同条第三項に規定する指定修業課程を修了していないものを除く。)」と

第十五条 新社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第二項及び第二十条第一項の登録並びに前条第一項の認定の手続は、施行日前においても

第五条に規定するもののが、第二項の規定による交付その他前各項の規定の施行に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

6 新社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第三項及び第五条の規定は、第二項の規定による指定

付について準用する。

7 前各項に規定するもののが、第二項の規定による交付その他前各項の規定の施行に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

8 新社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第三項及び第五条の規定は、第二項の規定による指定

付について準用する。

9 新社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第三項及び第五条の規定は、第二項の規定による指定

付について準用する。

10 新社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第三項及び第五条の規定は、第二項の規定による指定

付について準用する。

11 新社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第三項及び第五条の規定は、第二項の規定による指定

付について準用する。

12 新社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第三項及び第五条の規定は、第二項の規定による指定

付について準用する。

13 新社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第三項及び第五条の規定は、第二項の規定による指定

付について準用する。

14 新社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第三項及び第五条の規定は、第二項の規定による指定

付について準用する。

15 新社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第三項及び第五条の規定は、第二項の規定による指定

付について準用する。

16 新社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第三項及び第五条の規定は、第二項の規定による指定

付について準用する。

あるいは「喀痰吸引等のうち」とする。

4 新社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第三項及び第五条の規定は、第二項の規定による

三項及び第五条の規定は、第二項の規定による

四項及び第五条の規定は、第二項の規定による

五項及び第五条の規定は、第二項の規定による

六項及び第五条の規定は、第二項の規定による

七項及び第五条の規定は、第二項の規定による

八項及び第五条の規定は、第二項の規定による

九項及び第五条の規定は、第二項の規定による

十項及び第五条の規定は、第二項の規定による

十一項及び第五条の規定は、第二項の規定による

十二項及び第五条の規定は、第二項の規定による

十三項及び第五条の規定は、第二項の規定による

十四項及び第五条の規定は、第二項の規定による

十五項及び第五条の規定は、第二項の規定による

十六項及び第五条の規定は、第二項の規定による

十七項及び第五条の規定は、第二項の規定による

十八項及び第五条の規定は、第二項の規定による

十九項及び第五条の規定は、第二項の規定による

二十項及び第五条の規定は、第二項の規定による

しくは効力の停止若しくは同法第七十八条の十二において準用する同法第七十条の二第一項若しくは同法第七十八条の十五第一項若しくは第三

項(同法第五項において準用する場合を含む。)の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の取消し若しくは同法第七十七条の二第一項若しくは同法第七十条の二第一項若しくは第三

項(同法第五項において準用する場合を含む。)の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の失効を加える。

5 前各項に規定するもののが、第二項の規定による交付その他前各項の規定の施行に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

6 新社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第三項及び第五条の規定は、第二項の規定による

七項(同法第五項において準用する場合を含む。)の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の取消し若しくは同法第七十八条の十二第一項若しくは同法第七十条の二第一項若しくは第三

項(同法第五項において準用する場合を含む。)の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の失効を加える。

7 新社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第三項及び第五条の規定は、第二項の規定による

八項(同法第五項において準用する場合を含む。)の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の取消し若しくは同法第七十八条の十二第一項若しくは同法第七十条の二第一項若しくは第三

項(同法第五項において準用する場合を含む。)の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の失効を加える。

8 新社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第三項及び第五条の規定は、第二項の規定による

九項(同法第五項において準用する場合を含む。)の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の取消し若しくは同法第七十八条の十二第一項若しくは同法第七十条の二第一項若しくは第三

項(同法第五項において準用する場合を含む。)の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の失効を加える。

9 新社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第三項及び第五条の規定は、第二項の規定による

十項(同法第五項において準用する場合を含む。)の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の取消し若しくは同法第七十八条の十二第一項若しくは同法第七十条の二第一項若しくは第三

項(同法第五項において準用する場合を含む。)の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の失効を加える。

10 新社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第三項及び第五条の規定は、第二項の規定による

十一項(同法第五項において準用する場合を含む。)の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の取消し若しくは同法第七十八条の十二第一項若しくは同法第七十条の二第一項若しくは第三

項(同法第五項において準用する場合を含む。)の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の失効を加える。

11 新社会福祉士及び介護福祉士法附則第四条第三項及び第五条の規定は、第二項の規定による

十二項(同法第五項において準用する場合を含む。)の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の取消し若しくは同法第七十八条の十二第一項若しくは同法第七十条の二第一項若しくは第三

項(同法第五項において準用する場合を含む。)の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の失効を加える。

サービス費の支給(その支給のうち療養に相当する地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この号、第三十五条第四項及び第一百四十五条第一項において同じ。)、施設介護サービス費の支給〔に改め、「支給、特例居宅介護サービス費の支給」の下に「地域密着型介護サービス費の支給、特例地域密着型介護サービス費の支給」を加え

当するサービス、施設介護サービス費」に、「第八条第二十三項」を「第八条第二十五項」に改め
る。

八条第二十六項に改める。

二十六号の一部を次のように改正する。
第七百三十三条の第四第一項第四号の九及び第三百四十八条第二項第十号の五中「第一百十五条の四十五第一項」を「第一百十五条の四十六第一項」に改める。

第十九条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十
七号)の一部を次のように改正する。

15
〔介護老人福祉施設に入所中の被保護者に対する保護の実施機関の特例〕
第三十四条の二第二項の規定により被保護する

第三十四条の二第二項の規定により被保護者に対する介護扶助・施設介護に限る。以下同じ。」を介護老人福祉施設に委託して行つて
第七百一条の三十四第三項第九号中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に改め、同項第十号の八中「第一百五十五条の四十五第一項」を

ス費」の下に「地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費」を加え、「施設

サービス」を「地域密着型サービス若しくはこれに相当するサービス、施設サービス」に改め、同条第四項中「特例居宅介護サービス費の支給、特例地域密着型介護サービス費の支給、特例地域密着型介護サービス費の支給」の下に「地域密着型介護サービス費の支給」を加える。

第一百四十五条第一項ただし書中「特例居宅介護サービス費の支給」の下に「地域密着型介護サービス費の支給、特例地域密着型介護サービス費の支給」を加える。

(船員保険法の一部改正)
第十八条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第八十二条第一項中「施設介護サービス費」を「、地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス（同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス（同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービスをいう。）若しくはこれらに相

百十五条の四十五第一項」を「第一百十五条の四十
六第一項」に改める。

者について、適用する。
(地方税法の一部改正)
第二十四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百

サービスに係るものに限る。以下この条及び第
八十七条の五第一項において同じ。）、特例地域

平成二十三年五月三十一日 衆議院会議録第二十四号

給付のうち療養に相当する同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条及び第八十七条の五第一項において同じ。」、施設介護サービス費〔に、「第八条第二十三項〕を「第八条第二十五項」に、「が介護保険法」を「が同法」に、「施設介護サービス費若しくは」を「地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費若しくは」に改め、同条第二項中「特例居宅介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費」を加える。

第八十七条の五第一項中「特例居宅介護サービス費」の下に「地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費」を加える。

〔国民健康保険法の一部改正〕

第二十七条 国民健康保険法の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「施設介護サービス費」を「地域密着型介護サービス費に係る指定地域密着型サービス（同法第四十二条の二第二項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）に相当するものに限る。」、特例地域密着型介護サービス費に係る地域密着型サービス〔（同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービスをいう。）若しくはこれに相当するサービス〕を「地域密着型介護サービス費〔に、「第八条第二十三項〕を「第八条第二十五項」に改める。

有料老人ホームであつて、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第五条第一項の登録を受けた高齢者向けの賃貸住宅であるもの(介護保険法第八条第十一項に規定する特定施設入居者生活介護の事業を行なう事業所に係る同法第四十一条第一項本文の指定を受けていないものに限る。)を除く。」を加え、「同条第二十二項」を「同法第八条第二十四項」に改める。

(指定介護老人福祉施設に入所中の被保険者
の特例)

す、当該他の市町村が行う国民健康保険の被保険者とする。ただし、変更後地域密着型介護老人福祉施設となつた指定介護老人福祉施設(以下この条において「変更前介護老人福祉施設」という。)を含む二以上の病院等(第一百六条の二第一項に規定する病院等をいう。以下この条において同じ。)に継続して入院、入所又は入居(以下この条において「入院等」という。)をしていた被保険者(当該変更後地域密着型介護老人福祉施設に継続して入所をしている者に限る。)であつて、当該変更前介護老人福祉施設に入所をする直前に入院等をしていた病院等(以下この項において「直前入院病院等」という。)及び変更前介護老人福祉施設のそれそれに入院等をすることにより直前入院病院等及び変更前介護老人福祉施設のそれぞれの所在する場所に順次住所を変更したと認められるもの(次項において「特定継続入院等被保険者」という。)については、この限りでない。

二 繼続して入院等をしていた三以上の病院等のうちの一病院等から継続して他の病院等に入院等をすること(以下この号において「継続入院等」という。)により当該一の病院等の所在する場所以外の場所から当該他の病院等の所在する場所への住所の変更(以下この号において「特定住所変更」という。)を行つたと認められる被保険者であつて、最後に行つた特定住所変更に係る継続入院等の際他の市町村(変更前介護老人福祉施設が所在する市町村以外の市町村をいふ。)の区域内に住所を有していたと認められるもの 当該他の市町村

3 前二項の規定の適用を受ける被保険者については、変更後地域密着型介護老人福祉施設を病院等とみなして、第一百六十六条の二の規定を適用する。

(国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に前条の規定による改正前の国民健康保険法第一百六十六条の二第一項第六号に掲げる特定施設(前条の規定による改正後の国民健康保険法以下「新国保法」という。)第一百六十六条の二第一項第六号に掲げる特定施設に該当するものを除く。)に入居をしている国民健康保険の被保險者については、なお從前の例による。

第二十九条 新国保法附則第五条の二の規定は、同条第一項に規定する変更後地域密着型介護老人福祉施設に施行日以後になつたものに入所をしている国民健康保険の被保険者(同項に規定する変更前介護老人福祉施設に入所をすること

により、当該変更前介護老人福祉施設の所在する場所に住所を変更したと認められる者に限る。)であつて、当該変更前介護老人福祉施設に入所をした際、当該変更前介護老人福祉施設が所在する市町村以外の市町村の区域内に住所を有していたと認められるものについて、適用する。

(道路交通法の一部改正)

第三十条 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第九十条第一項第一号の二中「第八条第十六項」を「第五条の二」に改め、同項第二号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

第九十七条の二第一項第三号イ中「第八条第十六項」を「第五条の二」に改める。

第三十一条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第六十一条第一項中「施設介護サービス費(を)、地域密着型介護サービス費(同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスに係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。)、特例地域密着型介護サービス費(同法の規定による当該給付のうち療養に相当する同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービス又はこれに相当するサービスに係るものに限る。以下この条及び第九十六条第一項において同じ。)、施設介護サー

(印紙税法の一部改正)

第三十二条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「第一百七十六条第一項第一号(連合会の業務)に掲げる業務及び」「第一百七十六条第一項第一号及び第二号並びに第二項第三号(連合会の業務)に掲げる業務並びに」に改める。

(登録免許税法等の一部改正)

第三十三条 次に掲げる法律の規定中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に改める。

一 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)別表第三の二十四の項の第三欄の第二号

二 地価税法(平成三年法律第六十九号)別表第一第五号

第三十二条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「第一百七十六条第一項第一号(連合会の業務)に掲げる業務及び」「第一百七十六条第一項第一号及び第二号並びに第二項第三号(連合会の業務)に掲げる業務並びに」に改める。

(登録免許税法等の一部改正)

第三十三条 次に掲げる法律の規定中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に改める。

附則第十三条の六を附則第十三条の七とし、附則第十三条の五の次に次の二条を加える。

(指定介護老人福祉施設に入所中の被保険者の特例)

第十三条の六 指定介護老人福祉施設(介護保険法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)に入所することにより当該指定介護老人福祉施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該指定介護老人福祉施設に入所をした際他の後期高齢者医療広域連合(当該指定介護老人福祉施設が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合をいう。)の区域内に住所を有していたと認められるものは、当

「施設介護サービス費若しくは」「地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費若しくは」に改め、同条第二項中「特例居宅介護サービス費」の下に「地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費」を加える。

第九十六条第一項及び第一百四十四条の三第二項の表第九十六条第一項の項中「特例居宅介護サービス費」の下に「地域密着型介護サービス費」を加える。

(印紙税法の一部改正)

第三十二条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「第一百七十六条第一項第一号(連合会の業務)に掲げる業務及び」「第一百七十六条第一項第一号及び第二号並びに第二項第三号(連合会の業務)に掲げる業務並びに」に改める。

附則第二条中「第八条第二十二項」を「第八条第二十二項」を「同法第八条第二十四項」に改める。

附則第二条中「第八条第二十二項」を「第八条第二十四項」に改める。

附則第十三条の六を附則第十三条の七とし、附則第十三条の五の次に次の二条を加える。

(指定介護老人福祉施設に入所中の被保険者の特例)

第十三条の六 指定介護老人福祉施設(介護保険法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。)に入所することにより当該指定介護老人福祉施設の所在する場所に住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該指定介護老人福祉施設に入所をした際他の後期高齢者医療広域連合(当該指定介護老人福祉施設が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合をいう。)の区域内に住所を有していたと認められるものは、当

ず、当該各号に定める後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。

一 繼続して入院等をしていた二以上の病院等のそれれに入院等をすることによりそれがその病院等の所在する場所に順次住所を変更したと認められる被保険者であつて、当該二以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際に他の後期高齢者医療広域連合(変更前介護老人福祉施設が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合をいう)の区域内に住所を有していたと認められるもの 当該他の後

期高齢者医療広域連合

二 繼続して入院等をしていた二以上の病院等のうち一の病院等から継続して他の病院等に入院等をすること(以下この号において「継続入院等」という)により当該一の病院等の所在する場所以外の場所から当該他の病院等の所在する場所への住所の変更

(以下この号において「特定住所変更」という)を行つたと認められる被保険者であつて、最後に行つた特定住所変更に係る継続入院等の際他の後期高齢者医療広域連合(変更前介護老人福祉施設が所在する後期高齢者医療広域連合)

広域連合をいう)の区域内に住所を有していたと認められるもの 当該他の後期高齢者医療広域連合

3

前二項の規定の適用を受ける被保険者については、変更後地域密着型介護老人福祉施設を病院等とみなして、第五十五条の規定を適用する。

(高齢者の医療の確保に関する法律の一一部改正
に伴う経過措置)

第三十五条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に前条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律第五十五条第一項第五号に掲げる特定施設(前条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律以下「新高齢者医療確保法」という。)第五十五条第一項第五号に掲げる特定施設に該当するものを除く。)

六の規定は、同条第一項に規定する変更後地域密着型介護老人福祉施設に施行日以後になつたものに入所をしている後期高齢者医療の被保険者(同項に規定する変更前介護老人福祉施設に入所することにより、当該変更前介護老人福祉施設に有している後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有していたと認められる者に限る。)であつて、当該変更前介護老人福祉施設に入所をした際、当該変更前介護老人福祉施設が所在する後期高齢者医療広域連合以外の後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有していたと認められるものについて、適用

第三十六条 新高齢者医療確保法附則第十三条の規定は、同条第一項及び第二項に規定する事務(これらの項の規定による命令及び質問の対象となる者の選定に係るもの並びに当該命令を除く。)

一 第二十四条第一項及び第二項に規定する事務(これらの項の規定による命令及び質問の対象となる者の選定に係るもの並びに当該命令を除く。)

二 その他厚生労働省令で定める事務

2 指定都道府県事務受託法の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、正当な理由なしに、当該委託事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 指定都道府県事務受託法の役員又は職員で、当該委託事務に從事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(第四条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第二百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法の一部改正)

第三十七条 第四条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第二百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる第五十五条の規定を適用する。

のとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法(以下「平成十八年旧介護保険法」という。)の一部を次のように改正する。

第二十四条の二の次に次の二条を加える。
(指定都道府県事務受託法人)

第二十四条の三 都道府県は、次に掲げる事務の一部を、法人であつて厚生労働省令で定める要件に該当し、当該事務を適正に実施することができると認められるものとして都道府県知事が指定するもの(以下「指定都道府県事務受託法人」という。)に委託することができること。

第三条 第一百七条第三項中第四号の二を第四号の三とし、第四号の次に次の二号を加える。

四の二 当該療養病床病院等の開設者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

二 第百七条第四項中「第一百八条第二項第一号」を「第一百八条第二項」に改める。

三 第百十四条第一項第一号中「第四号」を「から第四号の二まで」に、「第四号の二」を「第四号の三」に改める。

四 第百十五条の三十五第二項及び第三項を次の二号を加える。

五 第百十五条の三十五第二項及び第三項を次の二号を加える。

六 第百五十五条の三十五第二項及び第三項を次の二号を加える。

七 第百五十五条の三十五第二項及び第三項を次の二号を加える。

八 第百五十五条の三十五第二項及び第三項を次の二号を加える。

九 第百五十五条の三十五第二項及び第三項を次の二号を加える。

事務受託法人に關し必要な事項は、政令で定める。

第七十条第二項第五号の二中「社会保険各法」の下に「又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)」を加え、「第一百七条第三項第四号の二」を「第一百七条第三項第四号の三」に改める。

四の二 当該療養病床病院等の開設者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

二 第百七条第三項中第四号の二を第四号の三とし、第四号の次に次の二号を加える。

三 第百五十五条の三十五第二項及び第三項を次の二号を加える。

四 第百五十五条の三十五第二項及び第三項を次の二号を加える。

五 第百五十五条の三十五第二項及び第三項を次の二号を加える。

六 第百五十五条の三十五第二項及び第三項を次の二号を加える。

七 第百五十五条の三十五第二項及び第三項を次の二号を加える。

八 第百五十五条の三十五第二項及び第三項を次の二号を加える。

九 第百五十五条の三十五第二項及び第三項を次の二号を加える。

十 第百五十五条の三十五第二項及び第三項を次の二号を加える。

「百五十三条の三十六第一項中「前条第二項」を

「前条第三項」に改め、同条第三項を削る。

第一百五十三条の四十二第三項中「百五十三条の

三十六第三項及び」を削る。

第六章中百五十三条の四十七を百五十三条の

四十八とし、百五十三条の四十四から百五十五

条の四十六までを一条ずつ繰り下げる、第五章第

十節中百五十三条の四十三の次に次の二条を加

える。

(都道府県知事による情報の公表の推進)

百五十三条の四十四 都道府県知事は、介護

サービスを利用し、又は利用しようとする要

介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービス

を利用する機会の確保に資するため、介護

サービスの質及び介護サービスに従事する從

業者に関する情報(介護サービス情報に該當

するものを除く)であつて厚生労働省令で定

めるものの提供を希望する介護サービス事業

者から提供を受けた当該情報について、公表

を行うよう配慮するものとする。

百五十三条の四十五 第一百七十二条第一号中「並びにその見込

量の確保の方策」を削り、同項第二号中

「地域支援事業に要する費用の額並びに」及び

「及びその見込量の確保の方策」を削り、

同項第三号から第五号までを削り、同項第八項

を同条第十項とし、同条第七項中「市町村介護

保険事業計画」の下に「(第二項各号に掲げる事

項に係る部分に限る。)」を加え、同項を同条第

九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条

第五項中「又は福祉」を「福祉又は居住」に改

め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条

第六項とし、同条第三項を同条第四項とし、同

項の次に次の二項を加える。

5 市町村は、第二項第一号の規定により当該

市町村が定める区域ごとにおける被保険者の

心身の状況、その置かれている環境その他の

事情を正確に把握した上で、これら的事情を

勘案して、市町村介護保険事業計画を作成す

るよう努めるものとする。

百五十三条第二項の次に次の二項を加える。

3 市町村介護保険事業計画においては、前項

各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項に

ついて定めるよう努めるものとする。

第一項第一号の必要利用定員総数その他の介護

介護給付等対象サービスの種類ごとの見込

量の確保の方策

二 各年度における地域支援事業に要する費

用の額及び地域支援事業の見込量の確保の

ための方策

三 指定居宅サービスの事業、指定地域密着

型サービスの事業又は指定居宅介護支援の

事業を行う者相互間の連携の確保に関する

事業その他の介護給付等対象サービス(介護

給付に係るものに限る。)の円滑な提供を

図るための事業に関する事項

四 指定介護予防サービスの事業、指定地域

密着型介護予防サービスの事業又は指定介

護予防支援の事業を行う者相互間の連携の

確保に関する事業その他の介護給付等対象

サービス(予防給付に係るものに限る。)の

円滑な提供及び地域支援事業の円滑な実施

を図るための事業に関する事項

五 認知症である被保険者の地域における自

との連携に関する事項、高齢者の居住に係

る施策との連携に関する事項その他の被保

険者の地域における自立した日常生活の支

援のため必要な事項

第六章第二項中「次に掲げる事項」を「当

該都道府県が定める区域」とに当該区域におけ

る各年度の介護専用型特定施設入居者生活介

護、地域密着型特定施設入居者生活介

護給付等対象サービスの量の見込み」に改め、

各号を削り、同条第六項を同条第七項とし、同

条第五項中「都道府県地域福祉支援計画」の下に

「高齢者の居住の安定確保に関する法律第四

条第一項に規定する高齢者居住安定確保計画」

を加え、「又は福祉」を「福祉又は居住」に改

め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条

第五項とし、同条第三項中「前項各号」を「第二

項に規定する事項及び前項各号」に、「同項第

一号」を「第二項」に改め、同項を同条第四項と

し、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 都道府県介護保険事業支援計画において

は、前項に規定する事項のほか、次に掲げる

事項について定めるよう努めるものとする。

一 介護保険施設その他の介護給付等対象

サービスを提供するための施設における生

活環境の改善を図るための事業に関する事

項

二 介護サービス情報の公表に関する事項

三 介護支援専門員その他の介護給付等対象

サービス及び地域支援事業に従事する者の

確保又は資質の向上に資する事業に関する

事項

三 介護支援専門員その他の介護給付等対象

サービス及び地域支援事業に従事する者の

確保又は資質の向上に資する事業に関する

事項

四 介護保険施設相互間の連携の確保に関する

事業その他の介護給付等対象サービスの

円滑な提供を図るための事業に関する事項

五百三十三条の四を五百三十三条の五とし、五百

三条の三を五百三十三条の四とし、五百三三条

の二を五百三十三条の三とし、五百三三条の次に

次の二条を加える。

(大都市等の特例)

第二百三十三条の二 この法律中都道府県が処理す

ることとされている事務で政令で定めるもの

は、地方自治法第二百五十二条の十九第一項

の指定都市(以下この条において「指定都市」

という。)及び同法第二百五十二条の二十二第二

条第一項の中核市(以下この条において「中核市」

という。)においては、政令の定めるところに

より、指定都市又は中核市(以下「指定都市」

という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する

規定期は、指定都市等に関する規定として、指

定都市等に適用があるものとする。

第二百五十三条第二項中「第二十四条の二第三項」

の下に「第二十四条の三第二項」を加え、「第二

百五十三条の四十五第五項第百五十五条の四十六

第三項」を「第二百五十三条の四十六第五項(第二百十

五条の四十七第三項)に改める。

第二百八条中「質問」の下に「若しくは第二十

四条の三第一項の規定により委託を受けた指定

都道府県事務受託法人の職員の第二十四条第二

項の規定による質問」を加える。

第二百十三条第一項中「質問」の下に「若しくは第二十四条の三第一項の規定により委託を受けた指定都道府県事務受託法人の職員の第二十

四条第一項の規定による質問」を加える。
(平成十八年旧介護保険法の一部改正に伴う経過措置)

第三十八条 前条の規定による改正後の平成十八年旧介護保険法(以下「改正後の平成十八年旧介護保険法」という。)第百七条第三項(改正後の平成十八年旧介護保険法第百七条の二第四項において準用する場合を含む。次条において同じ。)及び第一百四条第一項の規定は、施行日前にした行為によりこれらの規定に規定する労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより刑に処せられた者については、適用しない。

第三十九条 改正後の平成十八年旧介護保険法第一百七条第三項の規定は、施行日前に受けた労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づく保険料の滞納処分については、適用しない。
(介護保険法施行法の一部改正)

第四十条 介護保険法施行法(平成九年法律第一百四号)の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第八条第二十二項」を「第八条第二十四項」に改める。
(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正)

第四十一条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第百四十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第十三号中「第二十条」を「第七条」に改める。

第十八条及び附則第十二条第三項中「第二十一条第一号」を「第七条第一号」に改める。

第四十二条 構造改革特別区域法(一部改正)

法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第三十条第一項中「第一百八条第二項第一号」を「第一百八条第二項」に改め、「社会福祉法人をいう。以下この条において同じ。」の下に及び社会医療法人(医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人をいう。)を加える。

(構造改革特別区域法の一部改正に伴う経過措置)

第四十三条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の構造改革特別区域法第三十条第一項の規定による認可を受けて同項に規定する

特別養護老人ホームを設置している同項に規定する選定事業者(医療法昭和二十三年法律第二百五号)第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人(医療法昭和二十三年法律第二百五号)第四十二条の二第一項に改め、同項第二号中「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に改める。

第十二条第一項中「第一百十五条の四十五第二項」を「第一百十五条の四十六第二項」に改める。

第十六条中「第一百十五条の四十五第三項」を「第一百十五条の四十六第三項」に改める。

第十七条中「同条第二十五項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十七項」に、「第一百十五条の四十五第一項」を「第一百十五条の四十六第一項に改め、同

項第二号中「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に改める。

第十八条第一項中「第一百十五条の四十五第二項」を「第一百五十五条の四十六第二項」に改める。

第十九条中「第一百五十五条の四十五第三項」を「第一百五十五条の四十六第三項」に改める。

(道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の一部改正)

第四十六条 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律(平成十八年法律第百十六号)

の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「第八条第二十項」を「第八条第二十一項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十五項」を「同条第二十七項」に改める。

(介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の一部改正)

第十四条 介護保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十七号)の一部を次のように改める。

第十五条第一項中「新老人福祉法第十四条の四」を「老人福祉法第十四条の四第二項」に改め、同条第二項中「第二十条」を「第七条」に改める。

第五项を「老人福祉法第二十九条第七項」に改める。

第五項を「老人福祉法第二十九条第七項」に改める。

(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正)

第四十五条 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項第一号中「第八条第二十項」を「第八条第二十一項」に、「同条第二十四項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十五項」を「同

条第二十七項」に、「第一百十五条の四十五第一項」を「第一百十五条の四十六第一項に改め、同

項第二号中「同条第二十一項」を「同条第二十三項」に改める。

第十二条第一項中「第一百十八条第二項」を「第一百八条第二項」に改め、「社会福祉法人をいう。以下この条において同じ。」の下に及び社会医療法人(医療法昭和二十三年法律第二百五号)第四十二条の二第一項に規定する

社会医療法人をいう。)を加える。

(総合特別区域法の一部改正)

第四十八条 総合特別区域法(平成二十三年法律第二百四十八条第一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「第一百十八条第二項」を「第一百八条第二項」に改め、「社会福祉法人をいう。以下この条において同じ。」の下に及び社会医療法人(医療法昭和二十三年法律第二百五号)第四十二条の二第一項に規定する

社会医療法人をいう。)を加える。

(総合特別区域法の一部改正)

第四十九条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の総合特別区域法第四十八条第一項の規定による認可を受けて同項に規定する特

別養護老人ホームを設置している同項に規定する選定事業者(医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人に限る。)は、施行日にお

いて新老人福祉法第十五条第四項の規定による認可を受けたものとみなす。

(調整規定)

第五十条 施行日が高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日前

である場合には、同法の施行の日の前日までの間における新介護保険法第百十八条第六項及び

改正後の平成十八年旧介護保険法第百十八条第六項の規定の適用については、これらの規定中

高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条第一項」とあるのは、「高齢者の居住の安定確保

に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第三

条の二第一項」とする。

附則第五条中「新介護保険法」を「介護保険法」に、「第五項第一号の三」を「第六項第一号の三」に、「第三項第一号の三」を「第四項第一号の三」に改める。

第十四条 介護保険法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二百四十八条第一号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「新老人福祉法第十四条の三」を「老人福祉法第十四条の三」に改める。

(介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の一部改正)

第五十条 施行日が高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日前

である場合には、同法の施行の日の前日までの間における新介護保険法第百十八条第六項及び

改正後の平成十八年旧介護保険法第百十八条第六項の規定の適用については、これらの規定中

高齢者の居住の安定確保に関する法律第四条第一項」とあるのは、「高齢者の居住の安定確保

に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第三

条の二第一項」とする。

第五十一条 附則第四十一条の規定の施行の日が石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十一年法律第七十号)の施行の日前である場合は、同条中「第十五条第一項第十三号」とあるのは、「第十五条第一項第十二号」とする。

(罰則に関する経過措置)

第五十二条 この法律(附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

理由

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護等の創設、保険料率の増加の抑制のための財政安定化基金の取崩し、介護福祉士等による喀痰吸引等の実施等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営

むことができるよう、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護等の新たなサービス類型の創設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は以下のとおりである。

1 国及び地方公共団体は、介護サービスに関する施策、介護予防のための施策及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を、医療及び居住に関する施策との有機的な連携を図りつつ包括的に推進するよう努めなければならないものとすること。

2 重度者を始めとした要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら短時間の定期巡回訪問と隨時の対応を行う「定期巡回・随时対応型訪問介護看護」及び複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供する「複合型サービス」を地域密着型サービスに追加するものとすること。

3 市町村は、介護予防及び日常生活支援のための施策を総合的かつ一体的に行うため、地域支援事業として、「介護予防・日常生活支援総合事業」を行うものとすること。

4 介護保険料の上昇の抑制のため、都道府県は、平成二十四年度に限り、財政安定化基金の一部を取り崩すことができるものとすること。

5 有料老人ホーム等の利用者保護に資するため、その設置者は、前払金を受領する場合において、入居後一定期間の契約解除等の場合に、一定額を除いて前払金を返還する旨の契約を締結しなければならないものとするこ

と。

6 市町村及び都道府県は、認知症である者の地域における自立した日常生活の支援のため、後見、保佐及び補助の業務を適正に行うこと。

7 平成二十四年四月一日の時点で指定を受けている介護療養型医療施設については、平成三十年三月三十一日までの間、その存続を認めるものとすること。

8 たんの吸引等の医行為が必要な者に対する適切なケアを行えるよう、介護福祉士及び一定の研修を修了したと認定された介護職員等は、一定の条件の下にたんの吸引等を実施できるものとすること。

9 介護福祉士の資格取得方法の見直しについて、その施行期日を平成二十四年四月一日から平成二十七年四月一日に三年間延期すること。

10 この法律は、平成二十四年四月一日から施行すること。ただし、7及び9については、公布の日から施行すること。

二 議案の修正議決理由

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期巡回・随时対応型訪問介護看護等の新たなサービス類型の創設等の措置を講じることは、時宜に適するものと認めるが、社会医療法人について、特別養護老人ホーム及び会医療法人について、特別養護老人ホーム及び

養護老人ホームの設置を可能とする旨の規定を削除する必要があると認め、本案は別紙のとおり修正議決すべきものと議決した。

なお、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十三年五月二十七日

厚生労働委員長 牧 義夫
衆議院議長 横路 孝弘殿
〔別紙〕
(小字及び一は修正)
第一條 老人福祉法の一部改正

〔別紙〕
(小字及び一は修正)
第二條 老人福祉法の一部改正

第三條 老人福祉法の一部改正

第四條 老人福祉法の一部改正

第五條 老人福祉法の一部改正

第六條 老人福祉法の一部改正

第七條 老人福祉法の一部改正

第八條 老人福祉法の一部改正

第九條 老人福祉法の一部改正

第十條 老人福祉法の一部改正

第十一條 老人福祉法の一部改正

第十二條 老人福祉法の一部改正

第十三條 老人福祉法の一部改正

第十四條 老人福祉法の一部改正

第十五條 老人福祉法の一部改正

第十六條 老人福祉法の一部改正

サービスについては、医師、看護師、介護職員の司令塔づくりを含め、円滑な実施体制の実現を図ること。

五 介護予防・日常生活支援総合事業については、その創設においても要支援認定者が従来の介護予防サービスと同総合事業を選択・利用する意思を最大限尊重すること。また、国として財源を確保し、各市町村のニーズに応じて適切に実施するよう努めること。

六 介護療養床の廃止期限の延長については、三～四年後に実態調査をした上で、その結果に基づき必要な見直しについて検討すること。

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の一一部を改正する法律案

提出者

環境委員長 小沢 銳仁

平成二十三年五月二十七日

第二章 基本方針等(第七条～第八条の三)
 第三章 環境保全のための国民の取組の促進
 第一節 環境保全の意欲の増進、環境教育等の推進(第九条～第二十条の十)
 第二節 協働取組の推進(第二十一条～第一附則)
 第一章 総則

第一条中「かんがみ」を「加え、これらの取組を効果的に進める上で協働取組が重要であることに鑑みに、「環境教育について」を「環境教育並びに協働取組について」に改め、「その他の」の下に「環境保全活動」を加え、「環境教育の推進」を「環境教育並びに協働取組」に改め、「生物の多様性の保全等の」を、「整備」の下に「循環型社会の形成」を加え、「のうち、環境の保全上直接の効果を有するもの」を削り、同条第三項中「環境の保全」を「持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全」に改め、同条に次の一項を加える。

第二条第一項中「防止」の下に「生物の多様性の保全等の」を、「整備」の下に「循環型社会の形成」を加え、「のうち、環境の保全上直接の効果を有するもの」を削り、同条第三項中「環境の保全」を「持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全」に改め、同条に次の二項を加える。

第三条第一項中「並びに協働取組」を削る。

第六条中「のつとり」の下に「環境保全活動」を、「環境教育」の下に「並びに協働取組」を加え、同条の次に次の章名を付する。

第二章 基本方針等

第七条第一項中「政府は」の下に「環境保全活動」を、「環境教育」の下に「並びに協働取組」を加え、同条第二項各号列記以外の部分中「環境教育」の下に「並びに協働取組」を加え、同項第一号から第三号までの規定中「環境保全の意欲の増進及び環境教育」を「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組」に改め、同条第七項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第

球規模の視点に立つて環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進すること」を加え、「こととなるように」を「とともに、対等の立場において相互に協力して」に改め、同条第二項中「踏まえ」の下に「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度が養われる」とを旨として行われるとともに」を加え、「努力るとともに」を「努め」に改める。

第四条中「国民、民間団体等は」の下に「家庭、職場、地域等において」を加え、「及び環境教育を」を「環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組」に改め、「環境保全の意欲の増進その他の環境の保全に関する取組を行うことにより」を削り、「環境教育に」を「環境教育並びに協働取組に」に改める。

第五条第一項中「環境教育」の下に「並びに協働取組」を加え、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条第二項中「のつとり」の下に「環境保全活動」を、「環境教育」の下に「並びに協働取組」を加え、「よう努める」を削る。

第六条中「のつとり」の下に「環境保全活動」を、「環境教育」の下に「並びに協働取組」を加え、同条の次に次の章名を付する。

第二章 基本方針等

第七条第一項中「政府は」の下に「環境保全活動」を、「環境教育」の下に「並びに協働取組」を加え、同条第二項各号列記以外の部分中「環境教育」の下に「並びに協働取組」を加え、同項第一号から第三号までの規定中「環境保全の意欲の増進及び環境教育」を「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組」に改め、同条第七項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第

八項とし、同条第六項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 基本方針を定めるに当たっては、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する国際的な連携の確保並びに持続可能な社会の構築に資する経済的、社会的な取組の促進に配慮しなければならない。

第八条の見出し中「方針、計画等」を「行動計画」に改め、同条中「応じた」の下に「環境保全活動、環境教育」の下に「並びに協働取組」を加え、「環境教育」の下に「並びに協働取組」を作成し、及び公表する」を「行動計画、計画等を作成し、及び公表する」に改め、「環境教育」の下に「並びに協働取組」を加え、「方針、計画等を作成し、及び公表する」に改め、同条に次の五項を加える。

2 行動計画には、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な事項

二 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な事項

三 その他環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する重要な事項

四 その他環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する重要な事項

5 都道府県及び市町村は、行動計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

題名の次に次の目次及び章名を付する。
 目次

第一章 総則(第一条～第六条)

官 報 (号 外)

- 五 環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組を行うに当たつて必要な指導者等のあつせん又は紹介を行うこと。

六 前各号の事業に附帯する事業

3 主務大臣は、支援団体に対し、支援事業に関する環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組に関する情報の提供その他の措置を講ずるものとする。

4 支援団体は、支援事業の実施状況を踏まえ、環境保全活動、環境保全の意欲の増進若しくは環境教育又は協働取組の推進につき、主務大臣に対し必要な意見を述べることができる。

5 主務大臣は、支援団体の財産の状況又は支援事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該支援団体に対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

6 主務大臣は、支援団体が前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。

7 前各項に定めるもののほか、第一項の指定の手続その他支援団体に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第十一条第一項中「有する者」の下に「若しくは協働取組の促進に必要な能力を有する者」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「認定する事業」の下に「(学校教育法)昭和二十二年法律第二百六号)第二百四条に規定する学位の授与に係るものを含まない。」又は環境保全の意欲の増進若しくは環境教育に関する教材を開発し、及び提供する事業」を加え、「国民、民間団体等」を「企業、大学の設置者その他の事業者、国民及びこれらの者の組

織する民間の団体(第七項及び第十七条において「民間の団体等」という。)に改め、同条第四項第二号中「環境の保全に関する知識及び環境の保全に関する指導を行う能力を有する者の育成又は認

の意欲の増進」を「が行う環境保全活動」、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組並びにこれらを推進する国の取組」に、「環境保全の意欲の増進」を「国民、民間団体等の環境の保全のための取組」に改める。

保全の意欲の増進を効果的に推進するためには、要があると認めるときは、基本方針を参照して、条例で、前項各号に掲げる要件に加えて適用すべき要件を定めることができる。

- 組織する民間の団体、第七項及び第十七条において「民間の団体等」という。」に改め、同条第四項第二号中「環境の保全に関する知識及び環境の保全に関する指導を行う能力を有する者の育成又は認定」を「人材認定等事業」に改め、「足りる」の下に「経理的基礎及び技術的能力を有する」を加え、同条第七項中「国民、民間団体等」を「民間の団体等」に改める。

第十六条の見出し中「認定」を「認定等」に改め、同条中「又は認定」を「若しくは認定又は教材の開発及び提供」に改め、「指導」及び「よう努める」を削る。

第十七条の見出し中「認定」を「認定等」に改め、同条中「国民、民間団体等」を「民間の団体等」に、「又は」を「若しくは」に改め、「認定」の下に「又は教材の開発及び提供」を加える。

第十八条第一項中「よう努める」を削る。

第十九条の見出し中「増進」を「増進等」に改め、同条第一項中「並びに都道府県及び市町村が行う環境保全の意欲の増進」を「が行う環境保全活動、環境保全の意欲の増進」に改め、同項第一号中「行う」の下に「環境保全活動」、「を」を削り、「の内容」を「及び環境教育並びに協働取組」に改め、同項第一号中「行う」の下に「環境保全の意欲の増進」を「環境保全活動」、「を」を加え、「の内容」を「及び環境教育並びに協働取組」に改め、同項第三号中「環境保全の意欲の増進」を「環境保全活動」、「を」を加え、「を行う」を「及び環境教育並びに協働取組を推進する」に改め、同条第二項中「及び国が行う環境保全」

の意欲の増進」を「が行う環境保全活動」、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組並びにこれらを推進する国の取組」に、「環境保全の意欲の増進」を「国民、民間団体等の環境の保全のための取組」に改める。

保全の意欲の増進を効果的に推進するためには、要があると認めるときは、基本方針を参照して、条例で、前項各号に掲げる要件に加えて適用すべき要件を定めることができる。

- の意欲の増進」を「が行う環境保全活動 環境保全の意欲の増進」を「国民、民間団体等の環境の保全のための取組」に、「環境保全の意欲の増進」を「国民、民間団体等の環境の保全のための取組」に改める。

第二十条を次のように改める。

(体験の機会の場の認定)

第二十条 自然体験活動その他の体験活動を通じて環境の保全についての理解と関心を深めることとの重要性に鑑み、土地又は建物の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他の一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者(国民、民間団体等に限る。)は、当該土地又は建物を自然体験活動の場その他の多数の者を対象とするのにふさわしい環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場(以下「体験の機会の場」という。)として提供する場合には、当該体験の機会の場で行う事業の内容等が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができる。

一 基本方針に照らして適切なものであること。

二 行動計画を作成している都道府県にあつては、当該行動計画に照らして適切なものであること。

三 当該体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容が主務省令で定める基準に適合するものであること。

四 当該土地又は建物が主務省令で定める基準に適合するものであること。

都道府県は、その自然的・社会的条件から環境

3 保全の意欲の増進を効果的に推進するために必要な
要があると認めるときは、基本方針を参照して、
条例で、前項各号に掲げる要件に加えて適用すべき要件を定めることができる。

第一項の認定(以下この条から第二十条の三

- 保全の意欲の増進を効果的に推進するために必要な要があると認めるときは、基本方針を参考して、条例で、前項各号に掲げる要件に加えて適用すべき要件を定めることができる。

3 第一項の認定(以下この条から第二十条の三まで、第二十条の五、第二十条の六、第二十条の九及び第二十条の十において単に「認定」という。)の申請をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあっては代表者の氏名

二 体験の機会の場の名称及び所在地

三 当該体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容

四 その他主務省令で定める事項

4 次の各号のいずれかに該当する者は、認定の申請をすることができない。

一 第二十条の六第一項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

二 法人その他の団体であつて、その役員(法人でない団体にあっては、その代表者)のうちに前号に該当する者があるもの

5 都道府県知事は、認定をしようとするときは、あらかじめ都道府県教育委員会に協議しなければならない。

6 都道府県知事は、認定をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

会の場で行う事業の内容等が第一項各号に掲げられる要件(第二項の規定により条例で要件を定める場合にあっては、当該要件を含む。)に適合しないと認める場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

8 認定を受けた体験の機会の場(以下「認定体験の機会の場」という。)を提供する国民、民間団体等(以下「認定民間団体等」という。)は、第三項各号に掲げる事項を変更したとき又はその提供を行わなくなつたときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第二十条の次に次の九条及び節名を加える。

(認定の有効期間)

第二十条の二 都道府県知事は、認定をする場合において、当該認定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

2 前項の有効期間の更新を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、都道府県知事に申請書を提出しなければならない。

(認定体験の機会の場に係る周知等)

第二十条の三 都道府県知事は、認定をしたときは、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により、第二十条第三項各号に掲げる事項について周知するよう努めるものとする。

2 認定民間団体等は、当該土地又は建物が認定体験の機会の場である旨の表示をすることができる。

(報告、助言等)

第二十条の四 認定民間団体等は、毎年、主務省

令で定めるところにより、その運営の状況を都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、認定民間団体等に対し、当該認定体験の機会の場の提供の適正な実施を確保するために必要な限度において報告若しくは資料の提出を求め、又は当該認定体験の機会の場の適正な運営を図るために必要な助言をすることができる。

2 都道府県知事は、認定の機会の場として提供される場の適正な運営を図るために必要な助言をすることができる。

(表示の制限)

第二十条の五 体験の機会の場を提供する者は、当該体験の機会の場の提供に係る土地又は建物が、認定を受けていないのに、認定を受けた体験の機会の場であると明らかに誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

(認定の取消し)

第二十条の六 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すことができる。

一 認定体験の機会の場で行う事業の内容等が、第二十条第一項各号に掲げる要件(同条第二項の規定により条例で要件を定める場合にあっては、当該要件を含む。)に適合しなくなつたとき。

二 認定民間団体等が、第二十条第八項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

き。

三 認定民間団体等が、第二十条の四第二項の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。

四 認定民間団体等が、偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。

2 都道府県知事は、前項の規定に基づき認定を取り消したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該認定の取消しを受けた者に通知しなければならない。

(大都市等の特例)

第二十条の七 第二十条、第二十条の二、第二十条の三第一項、第二十条の四及び前条の規定により都道府県知事の権限に属するものとされる事務は、体験の機会の場として提供される

土地又は建物の全部が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(第二十一条の五第六項において「指定都市」という。)同法第二百五十二条の二

十二第一項の中核市(第二十一条の五第六項において「中核市」という。)又は都道府県に代わって当該事務を処理することにつきあらかじめその長が都道府県知事と協議を行つた市町村(以下この条及び第二十条の九において「指定都市等」という。)の区域内に含まれる場合においては、当該指定都市等の長が行う。この場合においては、第二十条、第二十条の二、第二十条の三第一項、第二十条の四及び前条中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市等又は指定都市等の長に適用があるものとする。

(認定に係る土地及び建物が所在する都府県の知事)と、第二十条第一項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第二号を除く。)」と、同条第六項中「申請者」とあるのは「申請者並びに当該認定に係る土地及び建物が所在する都府県の知事」と、同条第七項中「第一項各号に掲げる要件(第二項の規定により条例で要件を定める

場合にあっては、当該要件を含む。)」とあるのは「第一項各号(第二号を除く。)に掲げる要件」と、第二十条の六第一項第一号中「第二十条第一項各号に掲げる要件(同条第二項の規定により条例で要件を定める場合にあっては、当該要件を含む。)」とあるのは「第二十条第一項各号(第二号を除く。)に掲げる要件」とする。この場合において第二十条第二項及び第五項の規定は適用しない。

(認定等に対する国的情報提供等)

第二十条の九 国は、都道府県知事又は指定都市等の長が認定を行う場合において必要があると認めるときは、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるとともに、体験の機会の場の提供及びその活用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

るところにより、その旨及び当該事務を開始する日を公示するものとする。

(体験の機会の場として提供される土地又は建物が二以上の都府県にわたる場合の認定等)

(省令への委任)

第二十条の十 第二十条から前条までに定めるもののはか、認定に関し必要な事項は、主務省令

第一節 協働取組の推進

第二十一条中「(二)以上の国民、民間団体等がそれぞれ適切に役割を分担しつつ対等の立場において相互に協力して行う環境保全の意欲の増進その他環境の保全に関する取組をいう。以下この条において同じ。」を削り、同条の次に次の五条を加える。

(政策形成への民意の反映等)

第三十二条の二 国及び地方公共団体は、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組に関する政策形成に民意を反映させるため、政策形成に関する情報を積極的に公表するとともに、国民、民間団体等その他の多様な主体の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの整備及び活用を図るよう努めるものとする。

2 国民、民間団体等は、前項に規定する政策形態に資するよう、国又は地方公共団体に対し、政策に関する提案をすることができる。
(民間団体の公共サービスへの参入の機会の増

第二十一条の三 国及び独立行政法人等(国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(平成十九年法律第五十六号)第二条第三項に規定する独立行政法人等をいう。以下この条において同じ。)は、環境の保全に関する公共サービス(国民、民間団体等の環境の保全に関する取組を推進するための

施設の運営又は管理、環境の保全に関する取組

る。因は、前項の見合にててある第三希望に于ける
に関する協議及び当該協定の実施に係る連絡調整を行ふための協議会の設置を行うことができる。

2　　国は、前項の規定による協定の締結を行つた場合には、インターネットの利用その他適切な整を行うための協議会の設置を行うことができる。

2 関する協議及び当該協定の実施に係る連絡調整を行うための協議会の設置を行うことができ
る。

国は、前項の規定による協定の締結を行つた場合には、インターネットの利用その他適切な方法により協定の内容その他の主務省令で定める事項を公表するものとする。

3 2 は、前項の規定による協定の締結を行つた場合には、インターネットの利用その他適切な方法により協定の内容その他主務省令で定める事項を公表するものとする。

国及び国民、民間団体等は、第一項の規定による協定の締結を行つた場合には、当該協定に

2 に関する協議及び当該協定の実施に係る連絡調整を行うための協議会の設置を行うことができる。

3 国は、前項の規定による協定の締結を行つた場合には、インターネットの利用その他適切な方法により協定の内容その他主務省令で定める事項を公表するものとする。

国及び国民、民間団体等は、第一項の規定による協定の締結を行つた場合には、当該協定に定められた事項を誠実に履行するとともに、当該協定に定める事項の実施の状況について評価

4 3 2 1

国は、前項の規定による協定の締結を行つた場合には、インターネットの利用その他適切な方法により協定の内容その他主務省令で定める事項を公表するものとする。

国及び国民、民間団体等は、第一項の規定による協定の締結を行つた場合には、当該協定に定められた事項を誠実に履行するとともに、当該協定に定める事項の実施の状況について評価を行い、その結果を公表するものとする。

地方公共団体は、第一項の規定による協定の

2 に関する協議及び当該協定の実施に係る連絡調整を行うための協議会の設置を行うことができる。

3 国は、前項の規定による協定の締結を行つた場合には、インターネットの利用その他適切な方法により協定の内容その他主務省令で定める事項を公表するものとする。

4 國及び国民、民間団体等は、第一項の規定による協定の締結を行つた場合には、当該協定に定められた事項を誠実に履行するとともに、当該協定に定める事項の実施の状況について評価を行い、その結果を公表するものとする。

5 地方公共団体は、第一項の規定による協定の締結を行つた場合には、前二項に規定する国との旨置き準じて、必要な旨置を講ずるよう努める。

2　2　国は、前項の規定による協定の締結を行つた場合には、インターネットの利用その他適切な方法により協定の内容その他の主務省令で定める事項を公表するものとする。

3　国及び国民、民間団体等は、第一項の規定による協定の締結を行つた場合には、当該協定に定められた事項を誠実に履行するとともに、当該協定に定める事項の実施の状況について評価を行い、その結果を公表するものとする。

4　地方公共団体は、第一項の規定による協定の締結を行つた場合には、前二項に規定する国措置に準じて、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、前項の規定による協定の締結を行つた場合には、インターネットの利用その他適切な方法により協定の内容その他主務省令で定める事項を公表するものとする。

3 国及び国民、民間団体等は、第一項の規定による協定の締結を行つた場合には、当該協定に定められた事項を誠実に履行するとともに、当該協定に定める事項の実施の状況について評価を行い、その結果を公表するものとする。

4 地方公共団体は、第一項の規定による協定の締結を行つた場合には、前二項に規定する国の措置に準じて、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 国民、民間団体等は、国又は地方公共団体と協働取組を行う必要があるときは、主務省令で

2　2　国は、前項の規定による協定の締結を行つた場合には、インターネットの利用その他適切な方法により協定の内容その他主務省令で定める事項を公表するものとする。

3　3　国及び国民、民間団体等は、第一項の規定による協定の締結を行つた場合には、当該協定に定められた事項を誠実に履行するとともに、当該協定に定める事項の実施の状況について評価を行い、その結果を公表するものとする。

4　4　地方公共団体は、第一項の規定による協定の締結を行つた場合には、前二項に規定する国措置に準じて、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5　5　国民、民間団体等は、国又は地方公共団体と協働取組を行う必要があるときは、主務省令で定めるところにより、当該国又は地方公共団体に対し、その旨を申し出ることができる。

2 整を行ふための協議会の設置を行うことができる。

3 国は、前項の規定による協定の締結を行つた場合には、インターネットの利用その他適切な方法により協定の内容その他の主務省令で定める事項を公表するものとする。

4 國及び国民、民間団体等は、第一項の規定による協定の締結を行つた場合には、当該協定に定められた事項を誠実に履行するとともに、当該協定に定める事項の実施の状況について評価を行い、その結果を公表するものとする。

5 地方公共団体は、第一項の規定による協定の締結を行つた場合には、前二項に規定する国の措置に準じて、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

6 国又は地方公共団体は、前項の規定による申出を受けた場合において、主務省令で定める基

2 國は、前項の規定による協定の締結を行つた場合には、インターネットの利用その他適切な方法により協定の内容その他主務省令で定める事項を公表するものとする。

3 国及び国民、民間団体等は、第一項の規定による協定の締結を行つた場合には、当該協定に定められた事項を誠実に履行するとともに、当該協定に定める事項の実施の状況について評価を行い、その結果を公表するものとする。

4 地方公共団体は、第一項の規定による協定の締結を行つた場合には、前二項に規定する国の措置に準じて、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 国民、民間団体等は、国又は地方公共団体と協働取組を行う必要があるときは、主務省令で定めるところにより、当該国又は地方公共団体に対し、その旨を申し出ることができる。

6 国又は地方公共団体は、前項の規定による申出を受けた場合において、主務省令で定める基準に照らして適切であると認めるときは、協働取組を行うよう努めるものとする。

整を行ふための協議会の設置を行ふことがで
きる。

2　國は、前項の規定による協定の締結を行つた
場合には、インターネットの利用その他適切な
方法により協定の内容その他主務省令で定める
事項を公表するものとする。

3　國及び国民、民間団体等は、第一項の規定に
よる協定の締結を行つた場合には、当該協定に
定められた事項を誠実に履行するとともに、当
該協定に定める事項の実施の状況について評価
を行い、その結果を公表するものとする。

4　地方公共団体は、第一項の規定による協定の
締結を行つた場合には、前二項に規定する国の
措置に準じて、必要な措置を講ずるよう努める
ものとする。

5　國民、民間団体等は、國又は地方公共団体と
協働取組を行う必要があるときは、主務省令で
定めるところにより、当該國又は地方公共団体
に對し、その旨を申し出ることができる。
6　國又は地方公共団体は、前項の規定による申
出を受けた場合において、主務省令で定める基
準に照らして適切であると認めるときは、協働
取組を行うよう努めるものとする。

(國民、民間団体等による協定の届出等)

第二十一条の五　國民、民間団体等が協働取組の

2　國は、前項の規定による協定の締結を行つた場合には、インターネットの利用その他適切な方法により協定の内容その他主務省令で定める事項を公表するものとする。

3　国及び国民、民間団体等は、第一項の規定による協定の締結を行つた場合には、当該協定に定められた事項を誠実に履行するとともに、当該協定に定める事項の実施の状況について評価を行い、その結果を公表するものとする。

4　地方公共団体は、第一項の規定による協定の締結を行つた場合には、前二項に規定する国の措置に準じて、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5　國民、民間団体等は、國又は地方公共団体と協働取組を行う必要があるときは、主務省令で定めるところにより、当該國又は地方公共団体に対し、その旨を申し出ることができる。

6　國又は地方公共団体は、前項の規定による申出を受けた場合において、主務省令で定める基準に照らして適切であると認めるときは、協働取組を行うよう努めるものとする。

(國民、民間団体等による協定の届出等)

第二十一条の五　國民、民間団体等が協働取組の推進に関し協定を締結した場合には、当該國民、民間団体等は、都道府県知事(当該取組が

2 國は、前項の規定による協定の締結を行つた場合には、インターネットの利用その他適切な方法により協定の内容その他主務省令で定める事項を公表するものとする。

3 国及び国民、民間団体等は、第一項の規定による協定の締結を行つた場合には、当該協定に定められた事項を誠実に履行するとともに、当該協定に定める事項の実施の状況について評価を行い、その結果を公表するものとする。

4 地方公共団体は、第一項の規定による協定の締結を行つた場合には、前二項に規定する国の措置に準じて、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 国民、民間団体等は、国又は地方公共団体と協働取組を行う必要があるときは、主務省令で定めるところにより、当該国又は地方公共団体に対し、その旨を申し出ることができる。

6 国又は地方公共団体は、前項の規定による申出を受けた場合において、主務省令で定める基準に照らして適切であると認めるときは、協働取組を行うよう努めるものとする。

(国民、民間団体等による協定の届出等)

第二十一条の五 国民、民間団体等が協働取組の推進に関し協定を締結した場合には、当該国民、民間団体等は、都道府県知事(当該取組が二以上の都道府県にわたる場合にあつては、主務大臣)。第三項、第六項及び第二項を余さず、以

2 国は、前項の規定による協定の締結を行つた場合には、インターネットの利用その他適切な方法により協定の内容その他主務省令で定める事項を公表するものとする。

3 国及び国民、民間団体等は、第一項の規定による協定の締結を行つた場合には、当該協定に定められた事項を誠実に履行するとともに、当該協定に定める事項の実施の状況について評価を行い、その結果を公表するものとする。

4 地方公共団体は、第一項の規定による協定の締結を行つた場合には、前二項に規定する国の措置に準じて、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 国民、民間団体等は、国又は地方公共団体と協働取組を行う必要があるときは、主務省令で定めるところにより、当該国又は地方公共団体に対し、その旨を申し出ることができる。

6 国又は地方公共団体は、前項の規定による申出を受けた場合において、主務省令で定める基準に照らして適切であると認めるときは、協働取組を行うよう努めるものとする。

(国民、民間団体等による協定の届出等)

第二十一条の五 国民、民間団体等が協働取組の推進に関し協定を締結した場合には、当該国民、民間団体等は、都道府県知事(当該取組が二以上の都道府県にわたる場合にあつては、主務大臣)第三項、第六項及び第七項を除き、以下この条において同じ。)に対し、当該協定を届

2 國は、前項の規定による協定の締結を行つた場合には、インターネットの利用その他適切な方法により協定の内容その他の主務省令で定める事項を公表するものとする。

3 国及び国民、民間団体等は、第一項の規定による協定の締結を行つた場合には、当該協定に定められた事項を誠実に履行するとともに、当該協定に定める事項の実施の状況について評価を行い、その結果を公表するものとする。

4 地方公共団体は、第一項の規定による協定の締結を行つた場合には、前二項に規定する国の措置に準じて、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 国民、民間団体等は、国又は地方公共団体と協働取組を行う必要があるときは、主務省令で定めるところにより、当該国又は地方公共団体に対し、その旨を申し出ることができる。

6 国又は地方公共団体は、前項の規定による申出を受けた場合において、主務省令で定める基準に照らして適切であると認めるときは、協働取組を行うよう努めるものとする。

(国民、民間団体等による協定の届出等)

第二十一条の五 国民、民間団体等が協働取組の推進に関し協定を締結した場合には、当該国民、民間団体等は、都道府県知事(当該取組が二以上の都道府県にわたる場合には、主務大臣)。第三項、第六項及び第七項を除き、以下この条において同じ。)に対し、当該協定を届け出ることができる。

に規定する協定の廃止に関し必要な事項は、主務省令で定める。

(協働取組に対する情報提供等)

第二十一条の六 環境大臣は、協働取組に関する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供を行うものとする。

現地品目は、防衛省の専門的知識をもつた専門家による評議会で、各機関の専門家が意見交換する場所である。この評議会では、各機関の専門家が意見交換する場所である。

「環境保全活動」を加え、「環境教育の推進」を「環境教育並びに協働取組を推進する上で重要な認定体験の機会の場の提供、環境の保全に資する活動の事業化、環境の保全に関する人材の育成その他の取組を効果的に実施するため」に改め、同条に次の一項を加える。

の増進若しくは環境教育又は協働取組を行う国民、民間団体等で、持続可能な社会の構築に関し特に顕著な功績があると認められるものに対し、表彰を行なうことができる。

第二十二条を第二十二条の二とし、同条の前に次の章名及び一条を加える。

（）費電の呉三三西（一）行功の呉二三

(経済的価値が付与される仕組みを通じた国民の環境の保全に配慮する行動の促進)

第二十二条 国及び地方公共団体は、国民の環境の保全に配慮する行動に対して経済的価値が付与される仕組みの普及を通じて、当該行動を促進するよう努めるものとする。

第二十四条中「当たつては」の下に、「環境保全活動」を加え、「又は環境教育」を「若しくは環境教

(環境教育等推進会議)

農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の
関係行政機関の職員をもつて構成する環境教育
等推進会議を設け、環境保全活動、環境保全の
意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の総合
的、効果的かつ効率的な推進を図るための連絡
調整を行うものとする。

2 環境教育等推進会議に、環境保全活動、環境
保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組
の推進に關し専門的知識を有する者によつて構
成する環境教育等推進専門家会議を置く。

3 環境教育等推進専門家会議は、環境保全活
動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに
協働取組の推進に關する事項について、環境教
育

あつて第二十条第一項の規定による認定の対象となる体験の機会の場で行う事業を所管する大臣並びに環境大臣及び文部科学大臣四 協働取組の推進に関する協定に係る事項 文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣又は国土交通大臣であつて第二十一条の五第一項に規定する協定を締結する者の行う当該協定に定める事項を所管する大臣及び環境大

（檢討

第三条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(以下「新法」という。)の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二十八条第一号中「第十一条第七項」の下に「若しくは第二十条第八項」を加え、同条第二号中「第十三条」の下に「又は第二十条の五」を加え、同条に次の二号を加える。

三 偽りその他不正の手段により第二十条第一項の認定を受けた者

四 第二十条の四第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

(施行期日) 附 則

(登録免許税法の一部改正)
第三条 登録免許税法(昭和五号)の一部を次のように

改正する。

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、第十条の次に一条を加える改正規定、第十一条の改正規定(同条第一項中「国民、民間団体等」を企業、大学の設置者その他の事業者、国民及びこれらの者の組織する民間の団体(第七項及び第十七条において「民間の団体等」という。)に改める部分及び同条第七

項中「国民、民間団体等」を「民間の団体等」に改める部分を除く。)、第二十条の改正規定、第二十条の次に九条及び節名を加える改正規定(節名を加える部分を除く。)、第二十一条の次に五条を加える改正規定(第二十八条の改正規定並びに附則第三条の規定は、平成二十四年十月一日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の環境教育等によりる環境保全の取組の促進に関する法律(以下「新法」という。)の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 学校教育における環境教育については、新法の目的を踏まえ、この法律の施行後における学校教育における環境教育の実施状況等を勘案し、教育職員を志望する者の育成の在り方を含め、環境教育の充実のための措置について検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるものとする。

(登録免許税法の一部改正)

第三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第五条第十三号中「第一百五十九号」を「第一百六十一号」に改める。

別表第一(第一百五十九号)を同表第百六十号とし、同表第百五十八号を同表第百五十九号とし、同表第百五十七号を同表第百五十八号とし、同表第百五十六号の次に次のように加え

百五十七 環境の保全に係る人材認定等事業の登録又は体験の機会の場の認定

(一) 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成十五年法律第百三十号)第十一条第一項	登録件数
(二) 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成十五年法律第百三十号)第十一条第一項	一件につき一万五千円
(三) 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(平成十五年法律第百三十号)第十一条第一項	一件につき一万五千円

(美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律の一部改正)

第四条 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(平成二十一年法律第八十二号)の一部を次のよう改正する。

第二十六条中「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」を「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に改める。

理由

「国連持続可能な開発のための教育の十年」に係る取組、学校における環境教育の関心の高まり等を踏まえ、自然との共生の哲学を生かし、人間性豊かな人づくりにつながる環境教育を一層充実させること並びに環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に当たり、各主体間の協

働取組を推進することが重要であることに鑑み、協働取組の推進を目的等に追加し、各主体間の協定の締結を促進する仕組みの整備等を図るとともに、環境教育等支援団体の指定、体験の機会の場の認定等の環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育の一層の推進に必要な事項を定める

ことにより、環境の保全のための国民の取組を促す必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特許法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十三年四月十五日

参議院議長 西岡 武夫

特許法等の一部を改正する法律

(特許法の一部改正)

第一条 特許法(昭和三十四年法律第百二十一号)

の一部を次のように改正する。

第十七条の二第三項中「同条第四項」を「同条第六項」に改め、同条第六項中「第一百二十六条第五項」を「第一百二十六条第七項」に改める。

第十七条の四第一項中「第一百三十四条の二第三項、第一百三十四条の三第一項若しくは第二項又は第一百五十三条第二項」を「第一百三十四条の二第五項、第一百三十四条の三、第一百五十三条第二項又は第一百六十四条の二第二項」に改め、同条第五項、第一百三十四条の三、第一百五十三条第二項又は第一百六十四条の二第二項」に改め、同条第二項中「同条第二項」を「同条第三項」に改め、同条第三項中「同条第三項」を「同条第三項」に改め、同条第三項を「同条第三項」とする。

第二十七条第一項第一号中「又は通常実施権」を削り、同項第三号中「専用実施権又は通常実施権」を「又は専用実施権」に改め、同項第四号中「又は仮通常実施権」を削る。

第二十八条第一項中「又は」を「第七十四条第一項の規定による請求に基づく特許権の移転の登録があつたとき、又は」に改める。

第三十条第一項を削り、同条第二項中「一に」を「いすれかに」に、「発明も」を「発明は」に、「前項と同様とする」を「同条第一項各号のいすれかに該当するに至らなかつたものとみなす」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「が政府若しくは地方公共団体(以下「政府等」という。)が開設する博覧会若しくは政府等以外の者が開設する博覧会であつて特許庁長官が指定するものに、パリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会に、又はパリ条約の同盟国若しくは世界貿易機関の加盟国のいすれにも該当しない国の領域内でその政府等若しくはその許可を受けた者が開

設する国際的な博覧会であつて特許庁長官が指定期するものに出品することにより、「を」の行為に起因して「に、「に」を「いずれかに」に改め、「至つた発明」の下に「(発明、実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載されたことにより同項各号のいすれかに該当するに至つたものを除く。)」を加え、「第一項と」を「前項と」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第一項又は」を削り、「一に」を「いずれかに」に改め、同項を同条第三項とする。

第三十四条第七項中「第三十九条第七項及び第八項」を「第三十九条第六項及び第七項」に改める。

第三十四条の二第七項中「次条第六項本文」を「次条第七項本文」に改める。

第三十四条の三第二項中「(当該仮通常実施権を許諾した者と当該特許権者とが異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。)」を削り、同条第三項中「(当該仮通常実

施権を許諾した者と当該専用実施権者とが異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。)」を削り、同条第九項を同条第十二項とし、同条第八項中「第六項本文」を「第七項本文」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項中

「(以下この項において「もとの特許出願に係る仮通常実施権」という。)及び「(当該仮通常実施権を許諾した者と当該もとの特許出願に係る仮通常実施権を有する者とが異なる場合にあつては、登録した仮通常実施権を有する者に限る。)」を削り、同項を同条第七項とし、同項の次に次の二項を加える。

8 実用新案法第四条の二第一項の規定による

仮通常実施権に係る実用新案登録出願について、第四十六条第一項の規定による出願の変更があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、当該出願の変更に係る特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

9 意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第五条の二第一項の規定による仮通常実施権に係る意匠登録出願について、第四十六条第二項の規定による出願の変更があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、当該出願の変更に係る特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第三十四条の五に見出しとして「（仮通常実施権の対抗力）」を付し、同条第一項中「その登録をしたときは、」を「その許諾後に」に改め、「その後に」を削り、「生ずる」を「有する」に改め、同条第二項を削る。

第三十六条の二第四項中「前条第二項の規定により願書に添付して提出した要約書」を「同条第二項を削り、」に改め、同条第三項を削る。

第三十七条の二第四項中「（昭和三十四年法律第二百二十五号）」を削る。

第四十四条第二項ただし書き及び第四項並びに第四十五条第七号中「（第三十条第三項）」を削る。

3 共有に係る特許権について第一項の規定による請求に基づきその持分を移転する場合においては、前条第一項の規定は、適用しない。

第七十九条 削除

第六十五条第六項中「（第三十条第三項）」を削除する。

4 前項の規定により取り下げられたものとみなされた特許出願の出願人は、第二項に規定する期間内に当該翻訳文を提出することができる。

第六十六条第六項中「（第三十条第三項）」を削除する。

5 第一項若しくは前条第四項又は実用新案法第四条の二第一項の規定による仮通常実施権に係る第四十一条第一項の先の出願の願書に

最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面（当該

先の出願が第三十六条の二第二項の外国語書面出願である場合にあつては、同条第一項の外国語書面）に記載された発明に基づいて第

四十二条第一項の規定による優先権の主張があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、当該優先権の主張を伴う特許出願に

係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設

定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

9 意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第五条の二第一項の規定による仮通常実施権に係る意匠登録出願について、第四十六条第二

項の規定による出願の変更があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、当該出

願の変更に係る特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内

において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第三十四条の五に見出しとして「（仮通常実施権の対抗力）」を付し、同条第一項中「その登録をしたときは、」を「その許諾後に」に改め、「その後に」を削り、「生ずる」を「有する」に改め、同条第二項を削る。

第三十六条の二第四項中「前条第二項の規定により願書に添付して提出した要約書」を「同条第二項を削り、」に改め、同条第三項を削る。

第三十七条の二第四項中「（昭和三十四年法律第二百二十五号）」を削る。

第四十四条第二項ただし書き及び第四項並びに第四十五条第七号中「（第三十条第三項）」を削除する。

4 前項の規定により取り下げられたものとみなされた特許出願の出願人は、第二項に規定する期間内に当該翻訳文を提出することができる。

5 第一項若しくは前条第四項又は実用新案法第四条の二第一項の規定による仮通常実施権に係る第四十一条第一項の先の出願の願書に

約書面の翻訳文を特許庁長官に提出すること

ができる。

5 前項の規定により提出された翻訳文は、第二項に規定する期間が満了する時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

第三十八条の二中「又は登録した仮通常実施権」を削り、「これららの者」を「その」に改め。

第三十九条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項を第七項とする。

第四十二条第一項ただし書き中「又は登録した仮通常実施権」を削り、「これららの者」を「その」に改め、同条第二項中「第三十条第一項から第三十一条まで」を「第三十条第一項及び第二項に、（及び第二百一十六条第五項）を「並びに第二百二十六条第七項」に、「第二百三十四条第一項及び第二百二十六条第七項」に、「第二百三十四条第一項及び第二百二十六条第五項」を「第三十条第一項及び第二項に、（及び第二百一十六条第五項）を「並びに第二百二十六条第七項」に、「第二百三十四条第一項及び第二百二十六条第五項」に改め、「（昭和三十四年法律第二百二十五号）」を削る。

第四十四条第二項ただし書き及び第四項並びに第四十五条第七号中「（第三十条第三項）」に改め、「（第三十条第三項）」に改める。

第四十六条の二第二項ただし書き中「第三十条第四項」を「第三十条第三項」に改める。

第四十九条第七号中「（第三十条第三項）」に改め、「（第三十条第三項）」に改める。

第五十条第七号中「（第三十条第三項）」に改め、「（第三十条第三項）」に改める。

第五十一条第七号中「（第三十条第三項）」に改め、「（第三十条第三項）」に改める。

第五十二条第七号中「（第三十条第三項）」に改め、「（第三十条第三項）」に改める。

第五十三条第七号中「（第三十条第三項）」に改め、「（第三十条第三項）」に改める。

第五十四条第七号中「（第三十条第三項）」に改め、「（第三十条第三項）」に改める。

第五十五条第七号中「（第三十条第三項）」に改め、「（第三十条第三項）」に改める。

第五十六条第七号中「（第三十条第三項）」に改め、「（第三十条第三項）」に改める。

第五十七条第七号中「（第三十条第三項）」に改め、「（第三十条第三項）」に改める。

第五十八条第七号中「（第三十条第三項）」に改め、「（第三十条第三項）」に改める。

第五十九条第七号中「（第三十条第三項）」に改め、「（第三十条第三項）」に改める。

第六十条第七号中「（第三十条第三項）」に改め、「（第三十条第三項）」に改める。

（特許権の移転の特例）

第七十四条 特許が第二百二十三条规定する要件に該当するとき（その特許が

第三十八条の規定に違反してされたときに限る。）又は同項第六号に規定する要件に該当するときは、当該特許に係る発明について特許を受ける権利を有する者は、経済産業省令で定めるところにより、その特許権者に対し、当該特許権の移転を請求することができる。

第三十九条第一項又は第二百八十四条の十第一項の規定による請求権についても、同様と

する。

2 前項の規定による請求に基づく特許権の移

転の登録があつたときは、その特許権は、初めから当該登録を受けた者に帰属していたものとみなす。当該特許権に係る発明についての第六十五条第一項又は第二百八十四条の十第一項の規定による請求権についても、同様と

する。

3 共有に係る特許権について第一項の規定によ

る請求に基づきその持分を移転する場合においては、前条第一項の規定は、適用しない。

4 前項の規定により取り下げられたものとみ

なされた特許出願の出願人は、第二項に規定する期間内に当該翻訳文を提出することが可能

である。

5 第一項若しくは前条第四項又は実用新案法第四条の二第一項の規定による仮通常実施権に係る第四十一条第一項の先の出願の願書に

係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮通常実施権の登録の際現に

その特許権、その特許権についての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権につい

ての通常実施権を有していた者であつて、その特許権の移転の登録前に、特許が第二百二十

三条第一項第二号に規定する要件に該当する

こと(その特許が第三十八条の規定に違反してされたとき)に限る。又は同項第六号に規定する要件に該当することを知らないで、日本国内において当該発明の実施である事業をしているものは、その事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許権について通常実施権を有する。

2 当該特許権者は、前項の規定により通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。

第八十条第一項第三号中「第九十九条第一項の効力を有する」を削る。

第八十二条第一項第三号中「意匠法第二十八条第三項において準用するこの法律第九十九条第一項の効力を有する」を削る。

(通常実施権者の意見の陳述)

第八十四条の二 第八十三条第二項の裁定の請求があつたときは、その特許に関し通常実施権を有する者は、前条に規定する期間内に限り、その裁定の請求について意見を述べることができる。

第八十七条第一項中「及び当事者」を「当事者」に改め、「もの」の下に「及び第八十四条の二の規定により意見を述べた通常実施権者」を加える。

第九十条第一項、第九十二条第七項及び第九十三条第三項中「第八十四条」の下に「第八十一条の二」を加える。

第九十九条に見出として「(通常実施権の対

抗力)」を付し、同条第一項中「登録をしたときは、」を「発生後に」に改め、「その後に」を削り、「生ずる」を「有する」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第一百四条の三第一項中「特許無効審判」の下に「により又は当該特許権の存続期間の延長登録が延長登録無効審判」を加え、同条に次の二項を加える。

3 第百二十三条第二項ただし書の規定は、当該特許に係る発明について特許を受ける権利を有する者以外の者が第一項の規定による攻撃又は防御の方法を提出することを妨げない。

第一百四条の三の次に次の二項を加える。

(主張の制限)

第一百四条の四 特許権若しくは専用実施権の侵害又は第六十五条第一項若しくは第八十四条の十第一項に規定する賠償金の支払の請求に係る訴訟の終局判決が確定した後に、次に掲げる審決が確定したときは、当該訴訟の当事者であつた者は、当該終局判決に対する再審の訴え(当該訴訟を本案とする仮差押命令とがかかる)を加え、同項

第六号中「発明者でない者であつて」を削り、「承継しないもの」を「有しない者」に改め、「とき」の下に「(第七十四条第一項の規定による請求に基づき、その特許に係る特許権の移転の登録があつたときを除く。)」を加え、同項

第六号中「明瞭に改め、同項に次の二号を加える。

二 当該特許の存続期間の延長登録を無効にする権利を有する者に改める。

二 当該特許権の存続期間の延長登録を無効にする権利を有する者に改める。

二 当該特許権の存続期間の延長登録を無効にする権利を有する者に改める。

三 当該特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正をすべき旨の審決であつて政令で定めるもの

第百九条中「次に掲げる者」を「特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者」に、「に乏しい者として」を「を考慮して」に、「第三年」を「十年」に改め、同条各号を削る。

第百十二条の二第一項中「その責めに帰することができない理由により」を削り、「ときは、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月以内でその期間の経過後六月)を「こ」とついて正当な理由があるときは、そ

の理由がなくなつた日から二月以内でその期間の経過後一年」に改める。

第百二十三条第一項第二号中「とき」の下に「(その特許が第三十八条の規定に違反してされた場合にはあつては、第七十四条第一項の規定による請求に基づき、その特許に係る特許権の移転の登録があつたときを除く。)」を加え、同項

第六号中「明瞭に改め、同項に次の二号を加える。

二 二以上の請求項に係る願書に添付した特許請求の範囲の訂正をする場合には、請求項ごとに第一項の規定による請求をすることがで

きる。この場合において、当該請求項の中に

一の請求項の記載を他の請求項が引用する関係その他経済産業省令で定める関係を有する

一群の請求項(以下「一群の請求項」という。)

があるときは、当該一群の請求項ごとに当該請求をしなければならない。

4 願書に添付した明細書又は図面の訂正をする場合であつて、請求項ごとに第一項の規定による請求をしようとするときは、当該明細書又は図面の訂正に係る請求項の全て(前項後段の規定により一群の請求項ごとに第一項の規定による請求をする場合にあつては、当該明細書又は図面の訂正に係る請求項を含む

一群の請求項の全て)について行わなければならぬ。

第百二十六条第一項第三号中「明りよう」を「明瞭」に改め、同項に次の二号を加える。

四 他の請求項の記載を利用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないもの

のとすること。

第百二十六条第二項中「その審決」の下に「(請求項ごとに請求がされた場合にあつては、その

求項ごとに請求がされた場合にあつては、その

3 訂正審判を請求する場合における第一項第三号に掲げる請求の趣旨及びその理由は、経済産業省令で定めるところにより記載したものでなければならない。

第一百三十一条の二第一項ただし書中「、特許無効審判以外の審判を請求する場合における同項第三号に掲げる請求の理由についてされるとき、又は次項の規定による審判長の許可があつた」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 特許無効審判以外の審判を請求する場合における前条第一項第三号に掲げる請求の理由についてされるとき。

二 次項の規定による審判長の許可があつたものであるとき。

三 第百三十三条第一項(第一百二十四条の二第九項において準用する場合を含む。)の規定により、当該請求書について補正すべきことを命じられた場合において、当該命令された事項についてされるとき。

第一百三十四条の二第一項中「次条第一項若しくは第二項又は第一百五十三条第二項」を「次条、第一百五十三条第二項又は第一百六十四条の二第二項」に改め、同項第三号中「明りよう」を「明瞭」に改め、同項に次の一号を加える。

四 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとすること。

第一百三十四条の一第五項中「第一百二十六条第三項から第六項まで」を「第一百二十六条第四項から第八項まで」に、「第一百三十二条第一項及び第一項」とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

三項、第一百三十一条の二第二項並びに第一百三十一条第三項】を「第一百三十一条第一項、第三項及び第四項、第一百三十一条の二第一項、第一百三十一条第三項に、「の規定」を「並びに第一百三十三

条第一項、第三項及び第四項の規定」に、「第一百二十六条第五項】を「第一百二十六条第七項】に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 第一項の訂正の請求は、同項の訂正の請求書に添付された訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について第十七条の四第一項の補正をすることができる限り、取り下げることができる。この場合において、第一項の訂正の請求を第二項又は第三項の規定により請求項ごとに又は一群の請求項ごとに訂正したときは、その全ての請求を取り下げなければならない。

8 第一百五十五条第三項の規定により特許無効審判の請求が請求項ごとに取り下げられたときは、第一項の訂正の請求は、当該請求項ごとに取り下げられたものとみなし、特許無効審判の審判事件に係る全ての請求が取り下げられたときは、当該審判事件に係る同項の訂正の請求は、全て取り下げられたものとみなす。

4 請求項ごとに又は一群の請求項ごとに訂正審判を請求したときは、その請求の取下げは、その全ての請求について行わなければならぬ。

5 第一百五十六条第一項中「審判長は」の下に「特許無効審判以外の審判においては」を加え、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「申立て」を「申立て」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 審判長は、特許無効審判においては、事件が審決をするのに熟した場合であつて第一百六十四条の二第一項の審決の予告をしないとき、又は同項の審決の予告をした場合であつて同条第一項の規定により指定した期間内に被請求人が第一百三十四条の二第一項の訂正の

2 二以上の請求項に係る願書に添付した特許請求の範囲の訂正をする場合には、請求項ごとに前項の訂正の請求をすることができる。
ただし、特許無効審判が請求項ごとに請求された場合にあつては、請求項ごとに同項の訂正の請求をしなければならない。

3 前項の場合において、当該請求項の中に一群の請求項があるときは、当該一群の請求項ごとに当該請求をしなければならない。

4 第百三十四条の三の見出し中「判決等」を「判決」に改め、同条第一項中「同条第五項」を「同条第二項」に改め、同条第二項から第五項までを削る。

5 第百五十五条に次の二項を加える。

6 第百五十五条第三項の規定により特許無効審判の請求が請求項ごとに取り下げられたときは、第一項の訂正の請求は、当該請求項ごとに取り下げられたものとみなし、特許無効審判の審判事件に係る全ての請求が取り下げられたときは、当該審判事件に係る同項の訂正の請求は、全て取り下げられたものとみなす。

7 第百五十七条第二項の規定は、第一項の審決の予告に準用する。

8 第一百五十七条中「同条第三項から第五項まで」を「同条第五項から第七項まで」に改める。

9 第百六十七条中「何人も」を削り、「確定審決の登録があつたときは」を「審決が確定したときは、当事者及び参加人は」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(審決の確定範囲)

10 第百六十七条の二 審決は、審判事件ごとに確定する。ただし、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定めるところにより確定する。

11 請求項ごとに特許無効審判の請求がされた場合であつて、一群の請求項ごとに第百三十四条の二第一項の訂正の請求がされた

請求若しくは第十七条の四第一項の補正をしないときは、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。

第一百六十四条の次に次の二条を加える。

(特許無効審判における特則)

12 第百六十四条の二 審判長は、特許無効審判の請求に理由があると認めるときその他に通知しなければならない。

13 第百六十四条の次に次の二条を加える。

(特許無効審判における特則)

14 第百六十四条の二 審判長は、前項の審決の予告をするときその他の経済産業省令で定めるときは、審決の予告を当事者及び参加人にしなければならない。

15 第百六十五条中「審判長は、前項の審決の予告をするときその他の経済産業省令で定めるときは、審決の予告を当事者及び参加人にしなければならない。

16 第百六十五条中「被請求人に対し、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求するための相当の期間を指定しなければならない。

17 第百六十五条中「は、被請求人に対し、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求するための相当の期間を指定しなければならない。

18 第百六十五条中「同条第五項から第七項まで」を「同条第五項から第五項まで」に改める。

19 第百六十七条中「何人も」を削り、「確定審決の登録があつたときは」を「審決が確定したときは、当事者及び参加人は」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(審決の確定範囲)

20 第百六十七条の二 審決は、審判事件ごとに確定する。ただし、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定めるところにより確定する。

21 請求項ごとに特許無効審判の請求がされた場合であつて、一群の請求項ごとに第百三十四条の二第一項の訂正の請求がされた

「百九十五条第九項第一号中「第三十九条第七項」を「第三十九条第六項」に改める。

第一百九十五条の二中「次に掲げる者」を「自己の特許出願について出願審査の請求をする者」に、「に乏しい者として」を「を考慮して」に改め、「自己の特許出願について」を削り、同条各号を削る。

第一百九十五条の四中「審判又は」を「審判若しくは」に改め、「請求書」の下に「又は第一百三十四条の二第一項の訂正の請求書」を加える。

別表第十三号中「その訂正の請求をすることにより、第一百三十四条の三第四項の規定に基づき訂正審判の請求が取り下げられたものとみなされる場合を除く。」を削る。
(実用新案法の一部改正)

第二条 実用新案法(昭和三十四年法律第二百三十号)の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の二条を加える。
(仮通常実施権)

第四条の二 実用新案登録を受ける権利を有する者は、その実用新案登録を受ける権利に基づいて取得すべき実用新案権について、その実用新案登録出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内において、他人に仮通常実施権を許諾することができる。

2 前項の規定による仮通常実施権に係る実用新案登録出願について実用新案権の設定の登録があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、その実用新案権について実用新案登録を受ける権利を有する者は、経済産業省令で定めるところにより、その実用新案権者に対して、当該実用新案権の移転を請求することができる。

第八条第一項ただし書中「又は登録した仮通常実施権」を削り、「これらの者」を「その」に改め、同条第二項中「第三十条第一項から第三項まで」を「第三十条第一項及び第二項」に改める。

第十一条第二項中「第三十三条第一項及び第二項」を「第三十三条第一項から第三項まで」に改める。

第十二条第一項中「第七項」を「第六項」に改め、同条各号を「同項各号」に改め、「とき」の下に「(その実用新案登録権の対抗力)」を加える。

第十三条第一項中「同項各号」を「同項第一項

いて、通常実施権が許諾されたものとみなす。

「明瞭」に改め、同項に次の二号を加える。

四 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとすること。

3 特許法第三十三条第二項及び第三項、第三十四条の三第四項から第六項まで及び第八項から第十項まで並びに第三十四条の五の規定は、仮通常実施権に準用する。この場合において、同法第三十四条の三第八項中「実用新案法第四条の二第一項の規定による仮通常実施権に係る実用新案登録出願について、第四十六条第一項」とあるのは「第一項又は前条第四項の規定による仮通常実施権に係る特許出願について、実用新案法第十条第一項」と、同条第九項中「第四十六条第一項」とあるのは「実用新案法第十条第二項」と読み替えるものとする。

第七条第六項を削り、同条第七項を同条第六項とする。

第八条第一項ただし書中「又は登録した仮通常実施権」を削り、「これらの者」を「その」に改め、同条第二項中「第三十条第一項から第三項まで」を「第三十条第一項及び第二項」に改める。

第十一条第二項ただし書及び第八項中「第三十三条第一項」を「第三十三条第一項及び第二項」に改め、「これららの者」を「その」に改める。

第十二条第一項中「第七項」を「第六項」に改め、「とき」の下に「(その実用新案登録権の対抗力)」を加える。

第十三条第一項中「同項各号」を「同項第一項

に改め、「各号」に改め、同項第三号中「特許法第九十九条第一項の効力を有する」を削る。

第二十二条第七項及び第二十三条第三項中の「第八十四条」の下に「第八十四条の二」を加える。

第十四条の二第七項ただし書中「同項各号」を「同項第一項」に改め、「とき」の下に「(その実用新案登録権の対抗力)」を加える。

第十五条第一項を削る。

第二十六条第一項に次の一号を加える。

「明瞭」に改め、同項に次の二号を加える。

四 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとすること。

第十四条の二第七項ただし書中「同項各号」を「同項第一項」に改め、「とき」の下に「(その実用新案登録権の対抗力)」を加える。

第十五条第一項を削る。

第二十七条第一項に次の一号を加える。

「明瞭」に改め、同項に次の二号を加える。

四 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとすること。

第十五条第一項を削る。

第二十八条第一項に次の一号を加える。

「明瞭」に改め、同項に次の二号を加える。

四 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとすること。

第十五条第一項を削る。

第二十九条第一項を削る。

第三十条第一項に次の一号を加える。

四 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとすること。

第三十一条第一項を削る。

第三十二条第一項に次の一号を加える。

四 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとすること。

第三十三条第一項を削る。

第三十四条第一項に次の一号を加える。

四 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとすること。

第三十五条第一項を削る。

第三十六条第一項に次の一号を加える。

四 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとすること。

第三十七条第一項を削る。

第三十八条第一項に次の一号を加える。

四 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとすること。

第三十九条第一項を削る。

第四十条第一項に次の一号を加える。

四 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとすること。

第四十一条第一項を削る。

第四十二条第一項に次の一号を加える。

四 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとすること。

第四十三条第一項を削る。

第四十四条第一項に次の一号を加える。

四 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとすること。

第四十五条第一項を削る。

第四十六条第一項に次の一号を加える。

四 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとすること。

第四十七条第一項を削る。

第四十八条第一項に次の一号を加える。

四 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとすること。

第四十九条第一項を削る。

第五十条第一項に次の一号を加える。

四 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとすること。

第五十一条第一項を削る。

第五十二条第一項に次の一号を加える。

四 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとすること。

第五十三条第一項を削る。

第五十四条第一項に次の一号を加える。

四 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとすること。

第五十五条第一項を削る。

第五十六条第一項に次の一号を加える。

四 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとすること。

第五十七条第一項を削る。

第五十八条第一項に次の一号を加える。

四 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとすること。

第五十九条第一項を削る。

第六十条第一項に次の一号を加える。

四 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとすること。

第六十一条第一項を削る。

第六十二条第一項に次の一号を加える。

四 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとすること。

が第十一條第一項において準用する同法第三十
八條の規定に違反してされた場合にあつては、
第十七條の二第一項の規定による請求に基づ
き、その実用新案登録に係る実用新案権の移転
の登録があつたときを除く。」を加え、同項第
五号中「考案者でない者であつて」を削り、「承
継しないもの」を「有しない者」に改め、「とき」
の下に「(第十七條の二第一項の規定による請求
に基づき、その実用新案登録に係る実用新案権
の移転の登録があつたときを除く。」を加え、
同条第二項ただし書中「利害関係人」を「当該実
用新案登録に係る考案について実用新案登録を
受けける権利を有する者」に改める。

第十一條中「第百五十六条」を「第百五十六
条第一項、第三項及び第四項」に改め、「第百六
十七条」の下に「第百六十七条の二」を加え、
同条に後段として次のように加える。
この場合において、同法第百五十六条第一
項中「特許無効審判以外の審判においては、
事件が」とあるのは、「事件が」と読み替える
ものとする。

第四十五条第一項中「第三十八条の二第一項
本文」を「同法第三十八条の二第一項本文」に、
「第三十九条第一項」を「同法第三十九条第一項」
に、「第一百六十八条」を「から第一百六十八条まで」
に、「同法第四十条」を「第一百六十七条规定の二、
同法第四十条」に改める。

第四十七条第二項を次のように改める。
2 特許法第百七十八条第二項から第六項ま
(出訴期間等)及び第一百七十九条から第一百八十
二条の二まで(被告適格、出訴の通知等、審

決取消訴訟における特許庁長官の意見、審決
又は決定の取消し、裁判の正本等の送付及び
合議体の構成)の規定は、前項の訴えに準用
する。

第四十八条の四第一項中「限る」の下に「以
下この条において同じ」を加え、同条第三項中
「次項」を「以下この条」に改め、「範囲の翻訳文」
の下に「(以下「明細書等翻訳文」という。)」を加
え、同条中第五項を第七項とし、第四項を第六
項とし、第三項の次に次の二項を加える。
4 前項の規定により取り下げられたものとみ
なされた国際実用新案登録出願の出願人は、
国内書面提出期間内に当該明細書等翻訳文を
提出することができなかつたことについて正
当な理由があるときは、その理由がなくなつ
た日から二月以内で国内書面提出期間の経過
後一年以内に限り、明細書等翻訳文並びに第
一項に規定する図面及び要約の翻訳文を特許
庁長官に提出することができる。

第五十五条第一項後段を削る。
(意匠法の一部改正)
第三条 意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)
の一部を次のように改正する。
第四条第二項中「至つた意匠」の下に「(発明、
実用新案、意匠又は商標に関する公報に掲載さ
れたことにより同条第一項第一号又は第二号に
該当するに至つたものを除く。」を加える。

第五条の次に次の一条を加える。
(仮通常実施権)
第五条の二 意匠登録を受ける権利を有する者
は、その意匠登録を受ける権利に基づいて取
得すべき意匠権について、その意匠登録出願
の願書の記載及び願書に添付した図面、写
真、ひな形又は見本に現された意匠又はこれ
に類似する意匠の範囲内において、他人に仮
通常実施権を許諾することができる。

第五条第四項を削り、同条第五項を同条第四
項とし、同条第六項を同条第五項とする。
第十条第一項中「(昭和三十四年法律第百二十
二号)」を削る。
第十三条第五項中「又は登録した仮通常実施
権」を削り、「これらの者の」を「その」に改め
る。

第十四条第一項中「(昭和三十四年法律第百二十
二号)」を削る。

第十五条第二項中「第三十三条第一項から第
三項まで」を「第三十三条规定の二第一項及び第二項中「あつては
同項」の下に「又は同条第四項」を加える。

第十七条第一項中「一に」を「いざれかに」に改め、同
条第一号中「特許法第二十五条」を「同法第二十
五条规定の二」に改め、同条第四号中「意匠の創作をした

し、その意匠権について、当該仮通常実施権
の設定行為で定めた範囲内において、通常実
施権が許諾されたものとみなす。

3 特許法(昭和三十四年法律第百二十二号)第
三十三条第二項及び第三項、第三十四条の三
第四項、第六項及び第八項から第十項まで並
びに第三十四条の五の規定は、仮通常実施権
に準用する。この場合において、同法第三十
四条の三第八項中「第四十六条第一項」とある
のは「意匠法第十三条规定の二」と、同条第九項
中「意匠法(昭和三十四年法律第百二十五号)
の規定による仮通常実施権に係る特許出願につ
いて、意匠法第十三条规定の二」と読み替えるも
のとする。

第十九条第四項を削り、同条第五項を同条第四
項とし、同条第六項を同条第五項とする。
第十条第一項中「(昭和三十四年法律第百二十
二号)」を削る。

第十三条第五項中「又は登録した仮通常実施
権」を削り、「これらの者の」を「その」に改め
る。

第十四条第一項中「(昭和三十四年法律第百二十
二号)」を削る。

第十五条第二項中「第三十三条第一項から第
三項まで」を「第三十三条规定の二第一項及び第二項中「あつては
同項」の下に「又は同条第四項」を加える。

第十七条第一項中「一に」を「いざれかに」に改め、同
条第一号中「特許法第二十五条」を「同法第二十
五条规定の二」に改め、同条第四号中「意匠の創作をした

者でない場合において、「を削り、「承継して」を「有して」に改める。

第二十六条の次に次の二条を加える。

(意匠権の移転の特例)

第二十六条の二 意匠登録が第四十八条第一項第一号に規定する要件に該当するとき(その意匠登録が第十五条第一項において準用する特許法第三十八条の規定に違反してされたときに限る。)又は第四十八条第一項第三号に規定する要件に該当するときは、当該意匠登録に係る意匠について意匠登録を受ける権利を有する者は、経済産業省令で定めるところにより、その意匠権者に対し、当該意匠権の移転を請求することができる。

2 本意匠又は関連意匠の意匠権についての前項の規定による請求は、本意匠又は関連意匠の意匠権のいずれかの消滅後は、当該消滅した意匠権が第四十九条の規定により初めから存在しなかつたものとみなされたときを除き、することができない。

3 第一項の規定による請求に基づく意匠権の移転の登録があつたときは、その意匠権は、初めから当該登録を受けた者に帰属していたものとみなす。

4 共有に係る意匠権について第一項の規定による請求に基づきその持分を移転する場合においては、第三十六条において準用する特許法第七十三条第一項の規定は、適用しない。

第二十八条第三項中「登録の効果」を「通常実施権の対抗力」に改め、同項後段を削る。

第二十九条の二の次に次の二条を加える。

(意匠権の移転の登録前の実施による通常実施権)

第二十九条の三 第二十六条の二第一項の規定による請求に基づく意匠権の移転の登録の際現にその意匠権、その意匠権についての専用実施権又はその意匠権若しくは専用実施権についての通常実施権を有していた者であつて、その意匠権の移転の登録前に、意匠登録が第四十八条第一項第一号に規定する要件に該当すること(その意匠登録が第十五条第一項において準用する特許法第三十八条の規定に違反してされたとき)又は第四十八条第一項第三号に規定する要件に該当すること(その意匠登録が第十五条第一項において準用する特許法第三十八条の規定に違反してされたとき)又は第四十八条第一項第三号に規定する要件に該当することを「ことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなつた日から二月以内でその期間の経過後一年」に改める。

第四十八条第一項第一号中「特許法第二十五

条」を「同法第二十五条」に改め、「とき」の下に

「(その意匠登録が第十五条第一項において準用する同法第三十八条の規定に違反してされた場合にあつては、第二十六条の二第一項の規定に

よる請求に基づき、その意匠登録に係る意匠権

又はこれに類似する意匠の実施である事業を

しているもの又はその事業の準備をしている

ものは、その実施又は準備をしている意匠及

び事業の目的の範囲内において、その意匠権

について通常実施権を有する。

2 当該意匠権者は、前項の規定により通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。

第三十条第一項第三号及び第三十二条第一項中「第二十八条第三項において準用する特許法第九十九条第一項の効力を有する」を削る。

第三十三条第七項中「第八十四条」の下に「第八十四条の二」を加える。

第三十五条第四項を削る。

第四十一条中「制限」の下に「主張の制限」を加える。

第四十二条第一項第二号中「第十年」を「第二

十年」に改め、同項第三号を削る。

第四十四条の二第二項中「その責めに帰することができない理由により」を削り、「ときは、あつては、二月)以内でその期間の経過後六月)を「ことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなつた日から二月以内でその期間の経過後一年」に改める。

第五十九条第二項を次のように改める。

2 特許法第七百七十八条第二項から第六項まで(出訴期間等)、第七百七十九条(被告適格)、第八十条第一項(出訴の通知等)及び第八十一条の二から第七百八十二条まで(審決取消訴訟における特許庁長官の意見、審決又は決定の取消し及び裁判の正本等の送付)の規定は、前項の訴えに準用する。

同条第二号中「訴えに係る請求項を特定するためには必要な」とあるのは、「旨を記載した」と読み替えるものとする。

第六十一条第一項第二号中「又は通常実施権」を削り、同項第三号中「専用実施権又は通常実施権」を「又は専用実施権」に改める。

第六十二条第一項中「の登録」の下に「又は第

一百五十二条第一項第三号及び第三四条第一項第三号及び「を加え、「第一百五十六条から第一五百五十八条まで」を「第一百五十六条第一項、第三

項及び第四項、第一百五十七条规定」に改め、「において」の下に「同法第一百五十六

条第一項中「特許無効審判以外の審判においては、事件が」とあるのは「事件が」とを加え、十五」に改める。

第四条 商標法(昭和三十四年法律第百一十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十三条の十四」を「第四十三条の

「とあるのは、」を「とあるのは」に改める。

第四十二条第一項第九号中「特許庁長官が指定す

第五十八条第二項中「第一百五十六条から第七百五十八条まで、第一百六十条」を「第一百五十六条第一項、第三項及び第四項、第一百五十七条、第一百五十八条、第一百六十条、第一百六十七条の二本

文」に改め、同条第三項中「第一百五六条、第一百五十七条」を「第一百五六条第一項、第三項及び

第四項、第一百五十七条、第一百六十七条の二本

文」に改める。

るもの」を「特許庁長官の定める基準に適合するもの」に改め、同項第十三号を次のように改める。

十三 削除

第四条第四項を削る。

第九条第一項中「特許庁長官が指定するもの」を「特許庁長官の定める基準に適合するもの」に改める。

改める。

第十三条第二項中「特許法第九十九条第一項第一項」を削る。

第三十四条中第四項を削り、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

百五条の二まで」を「百四条の三第一項及び第二項、第一百五条、第一百五条の二」に、「特許法第一百六十八条第三項」を「同法第一百六十八条第三項」に改める。

第二十一条第一項中「その責めに帰することができない理由により」を削り、「ときは、その理由がなくなつた日から十四日(在例外者にあつては、二月)」を「ことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなつた日から二月」に改める。

第三十一条第四項中「第九十七条第三項(放棄)並びに第九十九条第一項及び第三項登録の効果」を「及び第九十七条第三項(放棄)」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 通常使用権は、その登録をしたときは、そ

の商標権若しくは専用使用権についても、その専用使用権又は専用商標権についての専用使用権をその後に取得した者に対しても、その効力を生ずる。

5 通常使用権の移転、変更、消滅又は処分の制限は、登録しなければ、第三者に对抗することができない。

第三十一条の二第四項中「において準用する特許法第九十九条第一項」を削る。

第三十三条第一項中「に」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「において準用する特許法第九十九条第一項」を削る。

第三十三条の三第一項中「特許法第九十九条第一項」を削る。

第三十四条中第四項を削り、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

百五条の二まで」を「百四条の三第一項及び第二項、第一百五条、第一百五条の二」に、「特許法第一百六十八条第三項」を「同法第一百六十八条第三項」に改める。

第二十一条第一項中「その責めに帰すこと

ができない理由により」を削り、「ときは、その

理由がなくなつた日から十四日(在例外者にあつては、二月)」を「ことについて正当な理由があ

るときは、その理由がなくなつた日から二月」に改める。

(主張の制限)

第三十八条の二 商標権若しくは専用使用権の

侵害又は第十三条の二第一項(第六十八条第一項において準用する場合を含む)に規定す

る金銭の支払の請求に係る訴訟の終局判決が

確定した後に、次に掲げる審決又は決定が確

定したときは、当該訴訟の当事者であつた者

は、当該終局判決に対する再審の訴え(当該

訴訟を本案とする仮差押命令事件の債権者に

対する損害賠償の請求を目的とする訴え並び

に当該訴訟を本案とする仮差押命令事件の債

権者に対する損害賠償及び不当利得返還の請

求を目的とする訴えを含む)においては、当

該審決又は決定が確定したことを主張するこ

とができない。

一 当該商標登録を取り消すべき旨の審決

二 当該商標登録を取り消すべき旨の決定

第三十九条中「から第百五条の六まで(具体的

態様の明示義務、特許権者等の権利行使の制限」を「(具体的態様の明示義務)、第百四条の三第一項及び第二項(特許権者等の権利行使の制限)、第百五条から第百五条の六まで(に、)及び(を)並びに」に改める。

第四章の二中第四十三条の十四を第四十三条の十五とし、第四十三条の十三の次に次の二項を加える。

2 通常使用権を目的とする質権の設定、移

転、変更、消滅又は処分の制限は、登録しなければ、第三者に对抗することができない。

第三十八条の次に次の二項を加える。

(決定の確定範囲)

第四十三条の十四 登録異議の申立てについての決定は、登録異議申立て事件」とに確定す

る。ただし、指定商品又は指定役務ごとに申立てられた登録異議の申立てについての決

定は、指定商品又は指定役務ごとに確定す

る。

第五十五条の二第二項ただし書中「次条第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同条の次に

次の二項を加える。

(審決の確定範囲)

第五十五条の三 審決は、審判事件ごとに確定する。ただし、指定商品又は指定役務ごとに

請求された第四十六条第一項の審判の審決

は、指定商品又は指定役務ごとに確定する。

4 第五十五条の三の規定は、第四十六条第一

項、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五

十二条の二第一項、第五十三条第一項又は

第五十五条の二の審判の確定審決に対する再

審に準用する。

第五十六条の二第一項、第五十三条の二の審判の確定審決に対する再

審に準用する。

第六十六条中「第一百七十四条第二項中」の下に

「第一百六十七条から第百六十八条まで」とあるのは「第一百六十七条、第一百六十八条」とを加える。

「第一百三十二条の二第一項中」を「第一百三十二条の二第一項第一号中」に、「同項第三号」を「前条

第一項第三号」に改め、「についてされるとき」又は次項の規定による審判長の許可があつたと

き」を削り、「理由についてされるとき」とを

理由」とに改め、「又は登録異議申立て人」との

下に「同法第一百五十六条第一項中「特許無効審

判以外の審判においては、事件が」とあるのは

事件が」とを加える。

第六十条の二第一項中「第四十三条の十四」を

「並びに第百五十六条第一項、第三項及び第四

項」に改め、同条第二項中「第五十五条の二」の

下に「及び第五十五条の三」を加え、同条第三項

中「第五十六条の二」を「第五十五条の三及び第五十六条の二」に改め、同条に次の二項を加える。

第五十五条の二第一項中「次条第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

4 第五十五条の三の規定は、第四十六条第一

項、第五十条第一項、第五十一条第一項、第五

十二条の二第一項、第五十三条第一項又は

第五十五条の二の審判の確定審決に対する再

審に準用する。

第五十六条の二第一項、第五十三条の二の審判の確定審決に対する再

審に準用する。

第六十六条中「第一百七十四条第二項中」の下に

「第一百六十七条から第百六十八条まで」とあるのは「第一百六十七条、第一百六十八条」とを加える。

この場合において、同法第五十八条第二項

中「第一百六十七条の二本文、第一百六十八条」と

あるのは、「第一百六十八条」と読み替えるもの

とする。

第六十二条第二項に後段として次のように加える。

(審判の規定の準用)

この場合において、同法第五十八条第三項中「第百六十七条の二本文、第百六十八条」とあるのは、「第百六十八条」と読み替えるものとする。

第六十三条第二項前段を次のように改める。

特許法第百七十八条第二項から第六項まで(出訴期間等)及び第百七十九条から第百八十二条まで(被告適格、出訴の通知等、審決取消訴訟における特許庁長官の意見、審決又は決定の取消し及び裁判の正本等の送付)の規定は、前項の訴えに準用する。

第六十五条の三第三項中「その責めに帰することができない理由により」を削り、「ときは、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)」を「ことについて正当な理由があるときは、その理由がなくなつた日から二月」に改める。

附則第三条第三項を次のように改める。
3 書換登録の申請をすべき者は、前項に規定する期間内にその申請ができなかつたことについて正当な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から二月以内でその期間の経過後六月以内にその申請をすることができる。

附則第十六条第二項ただし書中「次条第一項」を「附則第十七条第一項」に改め、同条の次に次

附則第二十一条に後段として次のように加える。

第一項第一項中「実費を勘案して」を「二万円に当該請求の範囲に記載されている発明の数から一を減じて得た数を乗じて得た金額の範囲内において」に改める。

この場合において、同法第五十八条第一項中「第百六十七条の二本文、第百六十八条」とあるのは、「第百六十八条」と読み替えるものとする。

第六十三条第二項前段を次のように改める。

特許法第百七十八条第二項から第六項まで(出訴期間等)及び第百七十九条から第百八十二条まで(被告適格、出訴の通知等、審決取消訴訟における特許庁長官の意見、審決又は決定の取消し及び裁判の正本等の送付)の規定は、前項の訴えに準用する。

第六十五条の三第三項中「についてされるとき、又は次項の規定による審判長の許可があつたとき」を削り、「理由についてされるとき」とを「理由」とに改め、「同法第百三十九条第一号、第二号及び第五号中「当事者若しくは参加人」とあるのは「当事者、参加人若しくは登録異議申立人」と、同条第三号中「当事者又は参加人」とあるのは「当事者、参加人又は登録異議申立人」を「同法第百五十六条第一項中「特許無効審判以外の審判においては、事件が」とあるのは「事件が」と改める。

附則第十九条に次の二項を加える。

2 第五十五条の三の規定は、書換登録についての審判の確定審決に対する再審に準用する。附則第二十条中「同条第二項中」の下に「第百六十七条から第百六十八条まで」とあるのは、「第百六十七条、第百六十八条」と、「を加え、「ある

第一項第一項中「手数料及び」を「手数料並びに」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中の表の中欄に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第二号」を「前項の表二の項の下欄」に、「同項」を「前項」に、「同号」を「同表二の項」に改め、同項を同条第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

第一項第一号、第二号及び第四号」を「第二項九条(第十五条において準用する場合を含む。)の規定による請求をする」に改め、同項各号を削り、同条第四項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「手数料及び」を「手数料並びに」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中の表の中欄に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第二号」を「前項の表二の項の下欄」に、「同項」を「前項」に、「同号」を「同表二の項」に改め、同項を同条第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

第一項第一号、第二号及び第四号」を「第二項九条(第十五条において準用する場合を含む。)の規定による請求をする」に改め、同項各号を削り、同条第四項中「第一項」の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める金額の手数料を納付しなければならない。

三 国際予備審査の請求をする者	一 特許庁が国際調査をする国際出願をする者
二 特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査をする国際出願をする者	一件につき一万三千円
一 件につき三万六千円	一件につき十一万円

合における当該登録の第三者に対する効力については、なお従前の例による。

6 新特許法第三十六条の二第四項及び第五項の規定は、この法律の施行の日前に旧特許法第三十六条の二第三項の規定により取り下げられたものとみなされた特許出願には、適用しない。

7 この法律の施行の際現に特許庁に係属している特許出願について登録した仮通常実施権を有する者がある場合には、当該特許出願の放棄若しくは取下げ又は当該特許出願を基礎とする新特許法第四十一条第一項の規定による優先権の主張に係る承諾については、新特許法第三十八条の二又は第四十一条第一項ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

8 新特許法第三十九条の規定は、この法律の施行の日以後に適用し、この法律の施行の日前にした特許出願又は実用新案登録出願については、なお従前の例による。

9 新特許法第四十九条、第七十四条、第一百四条の三第三項並びに第二百二十三条第一項第六号及び第二項の規定は、この法律の施行の日以後にする特許出願について適用し、この法律の施行の日前にした特許出願については、なお従前の例による。

10 新特許法第六十七条の三第一項及び第二百二十五条の二第一項の規定は、この法律の施行の日以後にする特許権の存続期間の延長登録の出願について適用し、この法律の施行の日前にした特許権の存続期間の延長登録の出願については、なお従前の例による。

11 新特許法第八十条第一項及び第九十九条の規定は、この法律の施行の際現に存する通常実施

権にも適用する。

12 新特許法第八十二条第一項の規定は、この法律の施行の際現に存する意匠権又はその専用実施権についての通常実施権にも適用する。

13 この法律の施行の日前に通常実施権の移転、変更、消滅若しくは処分の制限又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅若しくは処分の制限に係る旧特許法第九十九条第三項の登録第七条の規定による改正前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(以下「旧産活法」という。)第五十八条第一項の規定により旧特許法第九十九条第三項の登録があつたものとみなされた場合における当該登録を含む。)がされた場合における当該登録の第三者に対する効力については、なお従前の例による。

14 この法律の施行の日前に、訴訟の完結した事

件、第二審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対して上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、新特許法第一百四条の三第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

15 新特許法第四条の四の規定は、この法律の施行の日以後に提起された再審の訴え(当該訴訟を本案とする仮差押命令事件の債権者に対する損害賠償の請求を目的とする訴え並びに当該訴訟を本案とする仮処分命令事件の債権者に対する損害賠償及び不当利得返還の請求を目的とする訴えを含む。以下同じ。)における同条第一

六年法律第二百二十号)第四条の規定による改正後の特許法(以下「平成十六年改正特許法」といいう。)第一百四条の三第一項の規定が適用される訴

訟事件に係る再審の訴えにおけるものに限る。)及び新特許法第一百四条の四第二号に掲げる審決が確定したことの主張(新特許法第一百四条の三第一項の規定が適用される訴訟事件に係る再審の訴えにおけるものに限る。)について適用する。

16 この法律の施行の日前に既に納付した特許料又は同日前に納付すべきであつた特許料の減免又は猶予については、新特許法第一百九条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

17 新特許法第一百十二条の二第一項の規定は、この法律の施行の日以後に新特許法第一百十二条第二項から第六項までの規定により消滅したもの又は初めから存在しなかつたものとみなされた特許権について適用し、この法律の施行の日前に旧特許法第一百十二条规定から第六項までの規定により消滅したもの又は初めから存在しなかつたものとみなされた特許権については、なお従前の例による。

18 この法律の施行の日前に請求された審判又は再審については、その審決が確定するまでは、なお従前の例による。

19 この法律の施行の日前に請求された特許無効審判であつて、その審決が確定していないものに係る特許についての訂正審判については、その審決が確定するまでは、なお従前の例によ

判の確定審決に対する再審については、なお従前の例による。

21 この法律の施行の日前にした旧特許法第一百二十二条第一項又は第一百三十四条の二第一項の訂正(この法律の施行の日以後にする第十八項又は第十九項の規定によりなお従前の例によることとされるものを含む。)に係る特許の無効(旧

特許法第二百二十三条第一項第八号に係るものに限る。)については、なお従前の例による。

22 新特許法第一百六十七条の規定は、この法律の施行の日以後に確定審決の登録があつた審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判について適用し、この法律の施行の日前に確定審決の登録があつた審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判については、なお従前の例によ

る。

23 新特許法第一百七十八条第一項及び第一百九十五条の四の規定は、この法律の施行の日以後に請求された特許無効審判に係る新特許法第一百三

三条第三項の規定によりされる新特許法第一百三十四条の二第一項の訂正の請求書の却下の決定について適用し、この法律の施行の日前に請求された特許無効審判に係る旧特許法第一百三十三

条第三項の規定によりされた旧特許法第一百三十四条の二第一項の訂正の請求書の却下の決定については、なお従前の例による。

24 新特許法第一百八十二条の規定は、この法律の施行の日以後に請求される審判についての審決に対する訴えについて適用し、この法律の施行の日前に請求された審判についての審決に対する訴えについては、なお従前の例による。

25 新特許法第一百八十四条の四第四項及び第五項の規定は、この法律の施行の日前に旧特許法第

百八十四条の四第三項の規定により取り下げられたものとみなされた国際特許出願には、適用しない。

26 この法律の施行の日前に登録された通常実施権又は仮通常実施権に係る情報であつて旧特許法第一百八十六条第三項の規定により証明等を行わないものとされたものについての証明等については、新特許法第一百八十六条第一項本文の規定にかかわらず、なお従前の例による。

27 新特許法別表第十三号の規定は、この法律の施行の日以後に請求される特許無効審判に係る手数料について適用し、施行の日前に請求された特許無効審判に係る手数料については、旧特許法別表第十三号の規定は、なおその効力を有する。

(実用新案法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の実用新案法(以下「新実用新案法」という。)第四条の二第三項において準用する新特許法第三十四条の三第五項の規定は、この法律の施行の日前に新実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張を伴う場合であつて、当該優先権の主張の基礎とされた同項に規定する先の出願がこの法律の施行の日前にされたものであるときは、当該実用新案登録出願に係る考案のうち、当該先の出願に係る考案については、新実用新案法第十一条第一項において準用する新特許法第三十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 新実用新案法第十七条の二、新実用新案法第三十条において準用する新特許法第一百四条の三第三項並びに新実用新案法第三十七条第一項第五号及び第二項の規定は、この法律の施行の日以後に準用する実用新案登録出願について適用し、この法律の施行の日前にした実用新案登録出願又は特許出願については、なお従前の例による。

7 新実用新案法第十九条第三項において準用する新特許法第九十九条及び新実用新案法第二十条第一項の規定は、この法律の施行の際に存する者がある場合には、当該特許出願を基礎とする特許出願について登録した仮通常実施権を有する新実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張又は当該特許出願に基づく新実用新案法第十条第一項の規定による出願の変更に係

る承諾については、新実用新案法第八条第一項ただし書又は第十条第九項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新実用新案法第十二条第一項において準用する新特許法第三十条の規定は、次項に規定する場合を除き、この法律の施行の日以後に実用新案登録出願に係る考案について適用し、この法律の施行の日前にした実用新案登録出願に係る考案については、なお従前の例による。

5 この法律の施行の日以後にする実用新案登録出願が新実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張を伴う場合であつて、当該優先権の主張の基礎とされた同項に規定する先の出願がこの法律の施行の日前にされたものであると

9 新実用新案法第二十六条において準用する新特許法第八十二条第一項の規定は、この法律の施行の際現に存する意匠権又はその専用実施権についての通常実施権にも適用する。

10 新実用新案法第三十条において準用する新特許法第一百四条の四の規定は、この法律の施行の日以後に提起された再審の訴え裁判所法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第一百二号)第五条の規定による改正後の実用新案法第三十条において準用する平成十六年改正特許法第一百四条の三第一項の規定が適用される訴訟事件に係るものに限る。)における主張について適用する。

11 新実用新案法第三十三条の二第一項の規定は、この法律の施行の日以後に新実用新案法第三十三条第四項又は第五項の規定により消滅したもの又は初めから存在しなかつたものとみなされた実用新案権について適用し、この法律の施行の日前に旧実用新案法第三十三条第四項及び第五項の規定により消滅したもの又は初めから存在しなかつたものとみなされた実用新案登録出願については、なお従前の例による。

12 この法律の施行の日前に請求された審判又は

13 この法律の施行の日前に請求された審判の確定審決に対する再審については、なお従前の例による。

14 この法律の施行の日前にした旧実用新案法第十四条の二第一項の訂正(この法律の施行の日以後にする第十二項の規定によりなお従前の例によることとされるものを含む。)に係る実用新案登録の無効(旧実用新案法第三十七条第一項第七号に係るものに限る)については、なお従前の例による。

15 新実用新案法第四十一条において準用する新特許法第一百六十七条の規定は、この法律の施行の日以後に確定審決の登録があつた審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判について適用し、この法律の施行の日前に確定審決の登録があつた審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判については、なお従前の例による。

16 新実用新案法第四十七条第二項において準用する新特許法第一百八十二条の規定は、この法律の施行の日以後に請求される審判についての審決に対する訴えについて適用し、この法律の施行の日前に請求された審判についての審決に対する訴えについては、なお従前の例による。

17 新実用新案法第四十八条の四第四項及び第五項の規定は、この法律の施行の日前に旧実用新案法第四十八条の四第三項の規定により取り下げられたものとみなされた国際実用新案登録出願には、適用しない。

18 この法律の施行の日前に登録された通常実施権に係る情報であつて旧実用新案法第五十五条第一項において準用する旧特許法第一百八十六条

第三項の規定により証明等を行わないものとされたものについての証明等については、新実用新案法第五十五条第一項において準用する新特許法第一百八十六条第一項本文の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(意匠法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の意匠法(以下「新意匠法」という。)第四条第二項、第九条、第十七条及び第二十六条の二、新意匠法第四十一条において準用する新特許法第一百四条の三第三項並びに新意匠法第四十八条第一項第三号及び第二項の規定は、この法律の施行の日以後に新意匠登録出願について適用し、この法律の施行の日前にした意匠登録出願については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に特許庁に係属していれる特許出願について登録した仮通常実施権を有する者がある場合には、当該特許出願に基づく新意匠法第十三条第一項の規定による出願の変更に係る承諾については、同条第五項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

3 新意匠法第二十八条第三項において準用する新特許法第九十九条及び新意匠法第三十条第一項の規定は、この法律の施行の際現に存する通常実施権にも適用する。

4 この法律の施行の日前に通常実施権の移転、変更、消滅若しくは処分の制限又は通常実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅若しくは処分の制限に係る第三条の規定による改正前の意匠法(以下「旧意匠法」という。)第二十一条第三項又は第三十五条第四項において準用する旧特許法第九十九条第三項の登録がされた

場合には、なお従前の例による。

(商標法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第四条の規定による改正後の商標法(以下「新商標法」という。)第九条第一項の規定は、この法律の施行の日以後に存する商標登録出願について準用し、この法律の施行の日前にした商標登録出願については、なお従前の例による。

6 新意匠法第四十一条において準用する新特許法第一百四条の四の規定は、この法律の施行の日以後に提起された再審の訴え(裁判所法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第二百二十号)において準用する平成十六年改正特許法第二百四十二条第一項の規定による改正後の意匠法第四十四条第一項の規定に係るものに限る。)における主張について適用する。

7 この法律の施行の日前に既に納付した登録料又は同日前に納付すべきであつた登録料については、新意匠法第四十二条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

8 新意匠法第四十四条の二第一項の規定は、この法律の施行の日以後に新意匠法第四十四条第四項の規定により消滅したものとみなされた意匠権について適用し、この法律の施行の日前に存する意匠権については、なお従前の例による。

9 新意匠法第五十二条において準用する新特許法第六十七条の規定は、この法律の施行の日前に確定審決の登録があつた審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判について適用する。

5 新商標法第三十三条の三第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の際現に存する特許権又はその専用実施権についての通常実施権にも適用する。

4 新商標法第三十八条の二(新商標法第六十八条第三項において準用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日以後に提起された再審の訴え(裁判所法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第二百二十号)第七条の規定による改正後の商標法(以下「平成十六年改正商標法」という。)第三十九条において準用する平成十六年改正特許法第二百四十二条第一項の規定(平成十六年法律第二百二十号)第七条の規定による改正後の商標法(以下「平成十六年改正商標法」という。)第三十九条において準用する平成十六年改正商標法第六十八条第三項において準用する場合を含む。)及び平成十六年改正商標法第十三条の二第五項(平成十六年改正商標法第六十八条第一項において準用する場合を含む。)における主張について適用する。

8 新商標法附則第二十三条において準用する新商標法附則第三条第三項の規定は、この法律の

7 新商標法附則第三条第三項の規定は、この法律の施行の日以後に同条第二項に規定する申請の期間を経過する書換登録の申請について適用し、この法律の施行の日前に旧商標法附則第三

6 新商標法第六十五条の三第三項の規定は、この法律の施行の日以後に同条第二項に規定する申請の期間を経過する更新登録の出願について適用し、この法律の施行の日前に旧商標法第六

5 第一項において準用する新特許法第六十七条の規定は、この法律の施行の日以後に新商標法第四十六条第一項(新商標法第六十八条规定)において準用する場合を含む。)新商標法第五

4 第五十三条の二(新商標法第六十八条第四項において準用する場合を含む。)新商標法第五

3 第二項若しくは第五十三条第一項、第五十二条の二(新商標法第六十八条第四項において準用する場合を含む。)又は新商標法附則

2 第二項若しくは第五十三条第一項、第五十二条の二(新商標法第六十八条第四項において準用する場合を含む。)の審判の確定審決の登録があつた審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判について適用し、この法律の施行の日前に確定審決の登録があつた審判と同一の

1 第二項若しくは第五十三条第一項、第五十二条の二(新商標法第六十八条第四項において準用する場合を含む。)の審判の確定審決の登録があつた審判と同一の事実及び同一の証拠に基づく審判について適用し、この法律の施行の日前に確定審決の登録があつた審判と同一の

9
権利の指定商品の書換登録の申請について適用し、この法律の施行の日前に旧商標法附則第二十三条において準用する旧商標法附則第三条第二項に規定する申請の期間を経過している防護登録の権利登録に基づく権利の指定商品の書換登録の申請については、なお従前の例による。

第二項及び第六項から前項までの規定によりなお従前の例によることとされる手続に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第五条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(以下「新国際出願法」という。)第八条第四項及び第十八条第三項(同項の表三の項に掲げる部分を除く。)の規定は、この法律の施行の日以後に於ける国際出願について適用し、この法律の施行の日前にした国際出願については、なお従前の例による。

2 新国際出願法第十二条第三項の規定は、新国際出願法第十八条第二項(同項の表三の項に掲げる部分に限る。次項において同じ。)に規定する手数料がこの法律の施行の日以後に納付された国際予備審査の請求に係る国際出願について適用し、第五条の規定による改正前の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第十八条第一項に規定する手数料(同項第四号に掲げる者が納付すべき手数料に限る。)がこの法律の施行の日前に納付された国際予備審査の請求に係る国際出願については、なお従前の例による。

新国際公取法第一八条第二項の規定に依り、予備審査の請求につき、この法律の施行の日以後に同項に規定する手数料を納付する者について適用する。

第七条　この法律の施行の日前に既に納付した特許料又は同日前に納付すべきであった特許料の

する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十条 この法律の施行の日前に既に納付した特許料又は同日前に納付すべきであった特許料の減免又は猶予については、第九条の規定による改正後の中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第九条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

「権」を削り、「又は通常実施権の件数」を「の件数」に改め、同号(三)中「専用実施権若しくは通常実施権」を「若しくは専用実施権」に改め、「通常実施権」を削り、同号(四)中「若しくは通常実施権」を削り、「これらの権利若しくは特許権」を「特許権若しくは専用実施権」に改め、同号(四)イ中「専用実施権又は通常実施権」を

第六条 第五条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律(以下「新国際出願法」という。)第八条第四項及び第十八条第三項(同項の表三の項に掲げる部分を除く。)の規定は、この法律の施行の日以後にする国際出願について適用し、この法律の施行の日前にした国際出願については、なお従前の例による。

改正後の大学等における技術に関する研究成りの民間事業者への移転の促進に関する法律第十三条第三項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

のほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

改め、同号(二)中「又は通常実施権」を削り、同号(三)中「専用実施権若しくは通常実施権」を「若しくは専用実施権」に改め、「通常実施権」を

(産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 この法律の施行の日前に既に納付した特許料又は同日前に納付すべきであつた特許料の減免又は猶予については、第七条の規定による改正後の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第五十六条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

第十二条 自総をもつてする貯入金総額にに関する法律(昭和二十三年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「第十八条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)第六十九条第一項の規定により手数料を」を削り、同条第二項中の

案 権若しくは専用実施権に改め、同号四中「専用実施権又は通常実施権」を「又は専用実施権」に改め、同表第十四号の二を削り、同表第十五号二中「又は通常実施権」を削り、同号三中「専用実施権若しくは通常実施権」を「若しくは専用実施権」に改め、「通常実施権」を削り、同号四中「若しくは通常実施権」を削り、「これららの権利若しくは意匠権」を意匠権若

2 旧産活法第六十九条第一項の規定により手数料を納付した者による過誤納の手数料の返還について、なお従前の例による。

(産業技術力強化法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 この法律の施行の日前に既に納付した特許料又は同日前に納付すべきであつた特許料の減免又は猶予については、第八条の規定による改正後の産業技術力強化法第十七条第一項及び第十八条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(登録免許税法の一部改正)
第十三条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一 第十三号中「含み、特定通常実施権の登録を除く」を「含む」に改め、同号二中「又は通常実施権(仮通常実施権を含む。以下この旨

条の四第一項に改める。
（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の一部改正）

第十四条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「並びに特許法第一百八十六

条第三項(実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。)」を削る。

第十四条第一項中「第十八条第一項」の下に

「若しくは第二項」を加える。

(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律一部改正に伴う経過措置)

第十五条 この法律の施行の日前に登録された特許権若しくは実用新案権についての通常実施権又は特許権についての仮通常実施権に係る情報であつて前条の規定による改正前の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二条第三項において準用する旧特許法第一百八十六条第三項(旧実用新案法第五十五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により閲覧又は書類の交付を行わないものとされたものについての閲覧又は書類の交付については、前条の規定による改正後の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十二条第一項又は第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

官報(号外)

第十三条の三第四項中「第一百四条の二から第

百五条の一まで(具体的態様の明示義務、特許権者等の権利行使の制限、書類の提出等及び

を「第一百四条の二(具体的態様の明示義務)、第

百五条(書類の提出等)、第一百五条の二(に改

め、「関係」の下に「特許法等の一部を改正す

る法律(平成二十三年法律第 号)第一条の

規定による改正後の特許法第一百四条の三及び第

百四条の四(特許権者等の権利行使の制限及び

主張の制限)」を加える。

(平成五年旧実用新案法の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 前条の規定による改正後の平成五年旧実用新案法(以下「新平成五年旧実用新案法」という。)第十三条の三第四項において準用する新特許法第一百四条の四の規定は、この法律の施行の日以後に提起された再審の訴え(裁判所法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第二十号)附則第四条の規定による改正後の平成五年旧実用新案法第十三条の三第四項において準

用する平成十六年改正特許法第一百四条の三第一項の規定が適用される訴訟事件に係るものに限る。)における主張について適用する。

(平成五年改正法の一部改正)

第十九条 特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第二十六号。以下「平成五年改正法」という。)の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「及び第十三号」を削る。

(平成五年旧実用新案法の一部改正)

第十七条 特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第二十六号)附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第三条の規定による改正前の実用新案法(以下「平成五年旧実用新案法」という。)の一部を次のように改正する。

第十八条 第二項中「特許法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第四十七号。以下「平成十五年改正法」という。)」を「特許法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第四十七号。以下「平成二十三年改正法」という。)」に改め、同項の表を次のように改める。

第七条の二並びに第三十九条第三項

並びに第三十九条第七項(第四十条の二第九項において準用する場合を含む。)

第三十七条 実用新案登録が次の各号の一に該当するときは、その実用新案登録を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。

一 その実用新案登録が第三条、第三条の二、第四条、第七条第一項から第三項まで若しくは第八項、第九条第一項において準用する特許法第三十八条又は第五十五条第三項において準用する特許法第二十五条の規定に違反してされたとき。

二 その実用新案登録が条約に違反してされたとき。

三 その実用新案登録が第五条第四項又は第五項第三号を除く。及び第六項に規定する要件を満たしていない実用新案登録出願に対してされたとき。

四 その実用新案登録が考案者でない者であつてその考案について実用新案登録を受ける権利を承継してされたとき。

三 その実用新案登録が第五条第四項又は第五項(第三号を除く。)及び第六項に規定する要件を満たし

並びに第三十九条第七項(第四十条の二第九項において準用する場合を含む。)

第三十七条 実用新案登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その実用新案登録を無効にすることについて審判を請求することができる。この場合において、二以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。

一 その実用新案登録が第三条、第三条の二、第四条、第七条第一項から第三項まで若しくは第八項、第九条第一項において準用する特許法第三十八条又は第五十五条第三項において準用する特許法第二十五条の規定に違反してされたとき。

二 その実用新案登録が条約に違反してされたとき。

三 その実用新案登録の願書に添付した明細書又は図面の訂正が第三十九条第一項ただし書若しくは第五項から第七項まで(第四十条の二第九項において準用する場合を含む。)又は第四十条の二第一項ただし書の規定に違反してされたとき。

四 その実用新案登録が考案者でない者であつてその考案について実用新案登録を受ける権利を承継してされたとき。

三 その実用新案登録が第五条第四項又は第五項(第三号を除く。)及び第六項に規定する要件を満たし

(平成五年旧実用新案法の一部改正)

第十六条 商標法の一部を改正する法律(平成三年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第十七条 特許法等の一部を改正する法律(平成五年改正法の一部改正)

第十八条 第二項中「及び第十三号」を削る。

第十九条 特許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第二十六号。以下「平成五年改正法」という。)の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「特許法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第四十七号。以下「平成十五年改正法」という。)」を「特許法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第四十七号。以下「平成二十三年改正法」という。)」に改め、同項の表を次のように改める。

官報(号外)

平成二十三年五月三十一日 衆議院会議録第二十四号

特許法等の一部を改正する法律案及び同報告書

て、その実用新案権者が第五十五条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により実用新案権を享有することができない者になつたとき、又はその実用新案登録が条約に違反することとなつたとき。

前項の審判は、実用新案権の消滅後においても、請求することができない。

3 審判長は、第一項の審判の請求があつたときは、その旨を当該実用新案権についての専用実施権者その他その実用新案登録に関し登録した権利を有する者に通知しなければならない。

4 審判長は、第一項の審判の請求があつたときは、その旨を当該実用新案登録を受ける権利を承継しないものの実用新案登録出願に対してされたとき。

5 実用新案登録がされた後においても、その実用新案権者が第五十五条第三項において準用する特許法第二十五条の規定により実用新案権を享有することができない者になつたとき、又はその実用新案登録が条約に違反することとなつたとき。

2 前項の審判は、何人も請求することができる。ただし、実用新案登録が同項第一号に該当すること(その実用新案登録が第九条第一項において準用する特許法第三十八条の規定に違反してされたときに限る。)又は前項第四号に該当することを理由とするものは、利害関係人に限り請求することができる。

3 第一項の審判は、実用新案権の消滅後においても、請求することができない。

4 審判長は、第一項の審判の請求があつたときは、その旨を当該実用新案権についての専用実施権者その他その実用新案登録に関し登録した権利を有する者に通知しなければならない。

第三十九条 実用新案権者は、次に掲げる事項を目的とする場合に限り、願書に添附した明細書又は図面の訂正をすることについて審判を請求することができる。ただし、その訂正是、次に掲げる事項を目的とするものに限られる。

一 実用新案登録請求の範囲の減縮
二 誤記の訂正
三 明瞭でない記載の釈明
四 明瞭でない記載の訂正

第三十九条 実用新案権者は、願書に添付した明細書又は図面の訂正をすることについて審判を請求することができる。ただし、その訂正是、次に掲げる事項を目的とするものに限られる。

一 実用新案登録請求の範囲の減縮
二 誤記の訂正
三 明瞭でない記載の釈明
四 明瞭でない記載の訂正

3 二以上の請求項に係る願書に添付した明細書のうち第五条第三項第四号に掲げる事項の訂正をする場合には、請求項ごとに第一項の規定による請求をすることは、請求することができない。

3 二以上の請求項に係る願書に添付した明細書のうち第五条第三項第四号に掲げる事項の訂正をする場合には、請求項ごとに第一項の規定による請求をすることは、請求することができない。

4 願書に添付した明細書のうち第五群の請求項」という。)があるときは、当該一群の請求項ごとに当該請求をしなければならない。

条第三項第一号から第三号までに掲げる事項又は図面の訂正をする場合

であつて、請求項ごとに第一項の規定による請求をしようとするときは、当該明細書又は図面の訂正に係る請求項の全て(前項後段の規定により一群の請求項ごとに第一項の規定による請求をする場合にあつては、当該明細書又は図面の訂正に係る請求項を含む一群の請求項の全て)について行わなければならない。

5 第一項の明細書又は図面の訂正是、願書に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない。

6 第一項の明細書又は図面の訂正是、実質上実用新案登録請求の範囲を拡張し、又は変更するものであつてはならない。

7 第一項ただし書第一号に掲げる事項を目的とする訂正是、訂正後における実用新案登録請求の範囲に記載されている事項により構成される考案が実用新案登録出願の際独立して実用新案登録を受けることができるものでなければならぬ。

8 第一項の審判は、実用新案権の消滅後においても、請求することができる。ただし、第三十七条第一項の審判により無効にされた後は、この限りでない。

(訂正の無効の審判)

第四十条 願書に添附した明細書又は図面の訂正が前条第一項から第三項までの規定に違反しているときは、その訂正を無効にすることについて審判を請求することができる。

第三十七条第二項及び第三項の規定は、前項の審判の請求に準用する。

(答弁書の提出等)

第四十一条 審判長は、審判の請求がつたときは、請求書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えるなければならない。

2 審判長は、第四十一条において準用する特許法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第二号)第一条の規定による改正後の特許法(以下「平成二十三年改正特許法」という)第一百三十一条の二第二項の規定により請求書の補正を許可するときは、その補正に係る手続補正書の副本を被請求人に送達し、相当の期間を指定して、答弁書を提出する機会を与えるなければならない。ただし、被請求人に答弁書を提出する機会を与える必要がないと認められる特別の事情があるときは、この限りでない。

3 審判長は、第一項又は前項本文の答弁書を受理したときは、その副本を請求人に送達しなければならない。

4 審判長は、審判に關し、当事者及び参加人を審尋することができる。(訂正の請求)

第四十条の二 第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判の被請求人は、前条第一項若しくは第二項、次条又は第四十一条において準

用する特許法第百五十三条第二項若しくは平成二十三年改正特許法第六十四条の二第二項の規定により指定された期間内に限り、願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求することはできる。ただし、その訂正是、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

一 実用新案登録請求の範囲の減縮

二 誤記の訂正

三 明瞭でない記載の釈明

四 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとすること。

2 二以上の請求項に係る願書に添付した明細書のうち第五条第三項第四号に掲げる事項の訂正をする場合には、請求項ごとに前項の訂正の請求をすることができる。ただし、第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判が請求項ごとに請求された場合にあつては、請求項ごとに前項の訂正の請求をしなければならない。

3 前項の場合において、当該請求項の中に一群の請求項があるときは、当該一群の請求項ごとに当該請求をしなければならない。

4 審判長は、第一項の訂正の請求書及びこれに添付された訂正した明細書又は図面を受理したときは、これらの副本を請求人に送達しなければならない。

5 審判官は、第一項の訂正の請求が同項ただし書各号に掲げる事項を目的とせず、又は第九項において読み替えて準用する第三十九条第五項から第七項までの規定に適合しないことについて、当事者又は参加人が申し立てない理由についても、審理することができる。この場合において、当該理由により訂正の請求を認めないときは、審判長は、審理の結果を当事者及び参加人に通知し、相手の期間を指定して、意見を申し立てる機会を与えないなければならない。

6 第一項の訂正の請求がされた場合において、その審判事件において先にした訂正の請求があるときは、当該先の請求は、取り下げられたものとみなす。

7 第一項の訂正の請求は、同項の訂正の請求書に添付された訂正した明細書又は図面について第五十五条第二項において読み替えて準用する特許法第十七条第一項の補正をすることができる期間内に限り、取り下げることができる。この場合において、第一項の訂正の請求を第二項又は第三項の規定により請求項ごとに又は一群の請求項ごとにしたときは、その全ての請求を取り下げなければならない。

8 第四十一条において準用する平成二十三年改正特許法第百五十五条第

三項の規定により第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判の請求が請求項ごとに取り下げられたときは、第一項の訂正の請求は、第四十八条の十二第一項の審判の審判事件に係る全ての請求が取り下げられたときは、当該審判事件に係る第一項の訂正の請求は、全て取り下げられたものとみなす。

9 第三十九条第四項から第八項まで、特許法第一百二十七条、第一百二十八条並びに第一百三十二条第三項及び第四項並びに平成二十三年改正特許法第一百三十一条第一項、第三項及び第四項、第一百三十二条の二第一項並びに第一百三十三条第一項、第三項及び第四項の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、第三十九条第七項中「第一項ただし書第一号」とあるのは、「第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判の請求がされていない請求項に係る第一項ただし書第一号」と読み替えるものとする。

(取消しの判決があつた場合における訂正の請求)

第四十条の三 審判長は、第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項の審判の請求に理由がないとするものに限る)に対する第

四十七条第二項において準用する平成二十三年改正特許法第一百八十二条第一項の規定による取消しの判決が確定し、同条第二項の規定により審理を開始するときは、その判決の確定の日から一週間以内に被請求人から申立てがあつた場合に限り、被請求人に対し、願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求するための相当の期間を指定することができる。

(特許法の準用)

第四十一条 特許法第一百二十五条、第一百二十七条、第一百二十八条、第一百三十条から第一百七十条まで(審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手続、訴訟との関係及び審判における費用)の規定は、審判に準用する。

(特許法の準用)

第四十一条 特許法第一百二十五条、第一百二十七条、第一百二十八条、第一百三十条、第一百三十五条から第一百五十四条まで、第一百五十七条から第一百六十三条まで、第一百六十四条第一項、第一百七十条まで並びに平成二十三年改正特許法第一百三十一条、第一百三十二条、第一百三十三条、第一百五十五条まで、第一百五十七条から第一百六十三条まで、第一百六十四条第一項、第一百六十六条及び第一百六十八条から第一百六十九条まで並びに平成二十三年改正特許法第一百三十二条、第一百五十六条、第一百六十七条及び第一百六十八条の二、第一百六十七条及び第一百六十八条(審決の効果、審判の請求、審判官、審判の手続、訴訟との関係及び審判における費用)の規定は、審判に準用する。

、第一百七十四条(審判の規定等の準用)及び第一百七十六条(再審の請求登録前の実施による通常実施権)並びに平成二十三年改正特許法第一百七十四条(審

第四十五条

官 報 (号 外)

審判又は再審の請求書 第一項	審判若しくは再審の請求書又は第四十 条の二第一項の訂正の請求書	審判若しくは再審の請求書又は第四十 条の二第一項の訂正の請求書	審判若しくは再審の請求書又は第四十 条の二第一項の訂正の請求書	審判若しくは再審の請求書又は第四十 条の二第一項の訂正の請求書
特許法第百七十八第二項から第六項 まで(出訴期間等)及び第百七十九条か ら第百八十二条まで(被告適格、出訴 の通知、審決又は決定の取消及び裁判 の正本の送付)	特許法第百七十九条(被告適格)並びに 平成二十三年改正特許法第百七十八条 まで(出訴期間等)及び第百八十一条、第 百八十二条(出訴の通知等、審決又は 決定の取消し及び裁判の正本等の送 付)	特許法第百七十九条(被告適格)並びに 平成二十三年改正特許法第百七十八条 まで(出訴期間等)及び第百八十一条、第 百八十二条(出訴の通知等、審決又は 決定の取消し及び裁判の正本等の送 付)	特許法第百七十九条(被告適格)並びに 平成二十三年改正特許法第百七十八条 まで(出訴期間等)及び第百八十一条、第 百八十二条(出訴の通知等、審決又は 決定の取消し及び裁判の正本等の送 付)	特許法第百七十九条(被告適格)並びに 平成二十三年改正特許法第百七十八条 まで(出訴期間等)及び第百八十一条、第 百八十二条(出訴の通知等、審決又は 決定の取消し及び裁判の正本等の送 付)
第三十九条第四項中「第三十七条规定 の十二第二項」とあるのは、「第三十七条规定 の十二第二項」とは第四十八条の十二第一項と に基づく特許の無効の審判)	第三十九条第二項及び第八項中「第三 十七条第一項」とあるのは、「第三十七 条第一項又は第四十八条の十二第一 項」と	第三十九条第二項及び第八項中「第三 十七条第一項後段、第三項及び第 四項の規定並びに特許法第百八十四条 の十五第四項」と	第三十七条规定の十二第三項において準 用する場合を含む。), 第三十九条第四 項、第四十一条において準用する特許 法第百二十五条	第三十七条规定の十二第三項(第四十八条の十二 及び第四十八条の十二第三項において準 用する場合を含む。), 第三十九条第四 项、第四十一条において準用する特許 法第百二十五条
准用する。	准用する。この場合において、同法第 十七条第一項ただし書中「及び請求公 告をすべき旨の決定の謄本の送達があ つた後」とあるのは、「実用新案法第三 十五条	准用する。	准用する。この場合において、同法第 二项	准用する。
別表第九号	別表第五号	第五十五条	第六項	第五十五条
審判又は再審を請求する者 登録異議の申立てを含む。)をする者 の請求書の却下の決定	登録異議の申立て(請求公告に係る異 議の申立てを含む。)をする者 の請求書の却下の決定	特許法第百九十五条の三(行政不服審 査法による不服申立ての制限)の規定 は、この法律の規定による補正の却下 の決定、査定、審決及び審判又は再審 の請求書の却下の決定	平成二十三年改正特許法第百九十五条 の四(行政不服審査法による不服申立 ての制限)の規定は、この法律の規定 による補正の却下の決定、査定、審決 及び審判若しくは再審の請求書又は第 四十一条の二第一項の訂正の請求書の却 下の決定	特許法第百九十五条の三(行政不服審 査法による不服申立ての制限)の規定 は、この法律の規定による補正の却下 の決定、査定、審決及び審判又は再審 の請求書の却下の決定
審判、再審又は明細書若しくは図面の 訂正を請求する者	登録異議の申立てをする者	審判、再審又は明細書若しくは図面の 訂正を請求する者	審判、再審又は明細書若しくは図面の 訂正を請求する者	審判、再審又は明細書若しくは図面の 訂正を請求する者

官報(号外)

特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

出 参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、オープン・イノベーションの進展等

イノベーションを取り巻く環境変化に対応し、我が国の経済成長を支える新たな技術や産業の創出を促進するため、知的財産の適切な保護及び活用を図るための措置を講じようとするもの

であり、その主な内容は次のとおりである。

1 通常実施権等について、対抗制度を見直し、その発生後にその特許権を取得した者等の第三者に対しても、その効力を有するものとすること。

2 真の発明者以外の者は共同出願違反者によつて特許権が取得されたときは、真の発明者等はその特許権に対して特許権の移転を請求することができるものとすること。

3 無効審判等の紛争処理制度の見直し等を導入した上で、その無効審判に係る審決取消訴訟提起後の訂正審判の請求を禁止すること。

(二) 特許権侵害訴訟の終局判決確定後に特許の無効審決が確定したときは、同訴訟の当事者であった者はその判決に対する再審の訴え等において当該無効審決の確定等を主張することができないものとすること。

(三) 無効審判の確定審決の第三者効を廃止し、無効審判の審決確定後に、当事者及び参加人以外の者が同一の事実及び同一の証拠に基づいて審判を請求することができる

ものとすること。

4 中小企業等に係る特許料の減免について、その要件を緩和し、併せてその期間を延長す

ること。

5 発明の新規性喪失の例外規定を見直し、発明者等の行為に起因して公となつた発明について、内外国特許公報等に掲載されたことに

より公となつたものを除き、同規定の適用を受けることができるものとすること。

6 外国語書面出願等の翻訳文の提出について、提出期間の従過に正当な理由があるときは、一定の期間は翻訳文を提出することができるものとすること。

7 商標権が消滅した日から一年を経過していない他人の商標又はこれに類似する商標の登録を認めないとする規定を廃止すること。

8 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

9 その他所要の規定の整備を行うこと。

二 議案の可決理由

本案は、我が国の経済成長を支える新たな技術や産業の創出を促進するため、知的財産の適切な保護及び活用を図るための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十三年五月二十七日

経済産業委員長 田中けいしゅう

衆議院議長 横路 孝弘殿

不正競争防止法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二十三年四月十五日

衆議院議長 横路 孝弘殿

参議院議長 西岡 武夫

不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第一条の前に次の目次及び章名を付する。

第二十条の次に次の章名を付する。

第十九条第一項中「第二項第六号」を「第二項第七号」に改める。

第二十二条の次に次の章名を付する。

第十八条の次に次の章名を付する。

第二十三条第一項中「第二項第六号」を「第二項第七号」に改める。

第二十四条の次に次の章名を付する。

第五章 罰則

第二十一条第二項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の

次に次の一号を加える。

四 不正の利益を得る目的で、又は営業上技術的制限手段を用いている者に損害を加える目的で、第二条第一項第十号又は第十一号に掲げる不正競争を行つた者

号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の

次に次の一号を加える。

第二十二条第三項中「前項第五号」を「前項第六号」に改め、同条第五項中「第二項第五号」を「第二項第六号」に改め、同条第六項中「第二項第六号」を「第二項第七号」に改める。

第二十二条第二項中「第二項第五号」を「第二項第六号」に改める。

第一章 総則

第一条第一項第十号及び第十一号中「いる影像

若しくは音の視聴若しくはプログラムの実行又は

映像、音若しくはプログラムの記録」の下に「(以

下この号において「映像の視聴等」という。」を加え、「機能のみ」を「機能」に改め、「組み込んだ機器」の下に「及び当該装置の部品一式であつて容易に組み立てができるもの」を、「行為」の下

に「(当該装置又は当該プログラムが当該機能以外

の機能を併せて有する場合にあつては、映像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする用途に供するために行うものに限る。」を加え、同条の次に次の章名を付する。

の機能を併せて有する場合にあつては、映像の視聴等を当該技術的制限手段の効果を妨げることにより可能とする用途に供するために行うものに限る。」を加え、同条の次に次の章名を付する。

第二章 差止請求、損害賠償等

第三章 國際約束に基づく禁止行為

第四章 雜則

第五章 罰則

第六章 刑事訴訟手続の特例(第二十三条第一項)

第三十一条

附則

第一章 総則

第二十二条第三項中「前項第五号」を「第二項第五号」に改め、同条第五項中「第二項第五号」を「第二項第六号」に改め、同条第六項中「第二項第六号」を「第二項第七号」に改める。

第二十二条第二項中「第二項第五号」を「第二項第六号」に改める。

第二十二条第三項中「前項第五号」を「第二項第六号」に改め、同条第五項中「第二項第五号」を「第二項第六号」に改め、同条第六項中「第二項第六号」を「第二項第七号」に改める。

官報(号外)

号及び第七号に係る部分に限る。)の罪に係る事件を取り扱う場合において、当該事件の被害者若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらから委託を受けた弁護士から、当該事件に係る営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項を公開の法廷で明らかにされたくない旨の申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、その範囲を定めて、当該事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

4 裁判所は、第一項又は前項の決定(以下「秘匿決定」という。)をした場合において、必要があ

る営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項をいは、その範囲を定めることとなる事項を明瞭化する旨の申出があるときは、被告人又は弁護人の意見を聴き、相当と認めるときは、その範囲を定めることとなる事項を明瞭化する旨の決定をする。

2 前項の申出は、あらかじめ、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。

3 裁判所は、第一項に規定する事件を取り扱う場合において、検察官又は被告人若しくは弁護人から、被告人その他の者の保有する営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項を公開の法廷で明らかにされたくない旨の申出があるときは、相手方の意見を聴き、当該事項が犯罪の証明又は被告人の防御のために不可欠であり、かつ、当該事項が公開の法廷で明らかにされることにより当該営業秘密に基づく被告人その他の者の事業活動に著しい支障を生ずるおそれがあり、これを防止するためやむを得ないと認めるときは、公判期日外において当該尋問又は刑事訴訟法第三百十一条第二項及び第三項に規定する被告人の供述を求める手続をすることができる。

(尋問等の制限)

第二十四条 秘匿決定があつたときは、刑事訴訟法第二百九十五条第一項の起訴状の朗読は、営業秘密構成情報特定事項を明らかにしない方法でこれを行ふものとする。この場合においては、検察官は、被告人に起訴状を示さなければならぬ。

2 裁判所は、呼称等の決定をし、又は前条第一項の規定により尋問若しくは被告人の供述を求める手続を公判期日外においてする旨を定めるに当たり、必要があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人に對し、訴訟関係人のすべき尋問若しくは陳述又は被告人に対する供述を求める行為に係る事項の要領を記載した書面の提示を命ずる。

3 裁判所は、呼称等の決定をし、又は前条第一項の規定により尋問若しくは被告人の供述を求める手続を公判期日外においてする旨を定めるに当たり、必要があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人に對し、訴訟関係人のすべき尋問若しくは陳述又は被告人に対する供述を求める行為に係る事項の要領を記載した書面の提示を命ずる。

2 裁判長は、秘匿決定があつた場合において、訴訟関係人のする尋問又は陳述が営業秘密構成情報特定事項にわたるときは、これを制限することにより、犯罪の証明に重大な支障を生ずるおそれがある場合は、その範囲を定めて、當該事項を公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

3 裁判所は、第一項又は前項の決定(以下「秘匿決定」という。)をした場合において、必要があ

ると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、決定で、営業秘密構成情報特定事項(秘匿決定により公開の法廷で明らかにしないこととされた営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる事項をいは、その範囲を定めることとなる事項を明瞭化する旨の表現を定めることができる。

2 裁判所は、秘匿決定をした事件について、営業秘密構成情報特定事項を公開の法廷で明らかにしないことが相当ないと認めるに至つたときは、又は、刑訴法(昭和二十三年法律第百三十一号)第三百十二条の規定により罰則が撤回若しくは変更されたため第一項に規定する事件に該当しなくなつたときは、決定で、秘匿決定の全部又は一部及び当該秘匿決定に係る前項の決定(以下「呼称等の決定」という。)の全部又は一部を取り消さなければならない。

(起訴状の朗読方法の特例)

第二十五条 裁判所は、秘匿決定があつたときは、刑事訴訟法第三百三十三条第二項中「被告人及び弁護人」を「共同被告人及びその弁護人」とあるのは「不正競争防止法第二十六条第一項の規定による被告人の供述を求める手続の日時及び場所」と、同法第三百三十三条第二項中「公判期日」とあるのは「不正競争防止法第二十六条第一項の規定による被告人の供述を求める手続の期日」と、同法第三百三十三条第二項中「証人その他の者の尋問、検証、押収及び捜索の結果を記載した書面並びに告人の供述を求める手続の日時及び場所」と、同法第三百三十三条第二項中「証拠物」とあるのは「証拠書類」と読み替えるものとする。

2 裁判所は、呼称等の決定をし、又は前条第一項の規定により尋問若しくは被告人の供述を求める手続を公判期日外においてする旨を定めるに当たり、必要があると認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人に對し、訴訟関係人のすべき尋問若しくは陳述又は被告人に対する供述を求める手続について準用する。

3 証拠書類の朗読は、営業秘密構成情報特定事項の中「被告人又は弁護人」とあるのは「弁護人、共同被告人又はその弁護人」と、同法第三百五十五条第一項又は第二項の規定による証拠書類の朗読は、

官報(号外)

(公判前整理手続等における決定)

第二十九条 次に掲げる事項は、公判前整理手続及び期日間整理手続において行うことができる。

一 秘匿決定若しくは呼称等の決定又はこれら
の決定を取り消す決定をすること。

二 第二十六条第一項の規定により尋問又は被
告人の供述を求める手続を公判期日外におい
てする旨を定めること。

三 第二十六条第一項の規定により尋問又は被
告人の供述を求める手續を公判期日外におい
てする旨を定めること。

(証拠開示の際の営業秘密の秘匿要請)

第三十条 檢察官又は弁護人は、第二十三条第一項に規定する事件について、刑事訴訟法第二百九十九条第一項の規定により証拠書類又は証拠物を閲覧する機会を与えるに当たり、第二十三

条第一項又は第三項に規定する営業秘密を構成する情報の全部又は一部を特定させることとなる

事項が明らかにされることにより当該営業秘
密に基づく被害者、被告人その他の者の事業活

動に著しい支障を生ずるおそれがあると認める

ときは、相手方に対し、その旨を告げ、当該事

項が、犯罪の証明若しくは犯罪の捜査又は被告

人の防御に関する場合を除き、関係者

(被告人を含む)に知られないようにすること
を求めることができる。ただし、被告人に知ら
れないようにすることを求めるについて

は、当該事項のうち起訴状に記載された事項以
外のものに限る。

2 前項の規定は、検察官又は弁護人が刑事訴訟
法第二編第三章第二節第一款第一目(同法第三
百六条の二十八第二項において準用する場合
を含む)の規定による証拠の開示をする場合に

ついて準用する。

(最高裁判所規則への委任)

第三十一条 この法律に定めるもののほか、第二
十三条から前条までの規定の実施に関し必要な
事項は、最高裁判所規則で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に
関する法律の一部改正)

第二条 組织的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制
等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)
の一部を次のように改正する。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に
関する法律の適用に関する経過措置)

第九条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処
理の高度化に対応するための刑法等の一部を
改正する法律の施行の日が一部施行日後とな
る場合において、同法の施行日の前日まで
の間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収
益の規制等に関する法律(平成十一年法律第
百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」とい
う。別表の規定の適用については、同表第三
十六号中「第百九十六条」とあるのは「第百九
十七条又は第百九十六条の二」と、同表第三
十七号中「第七十八条」とあるのは「第七十八
条又は第七十八条の二」とする。

第六号を「から第五号まで若しくは第七号」に改
めること。

(弁理士法の一部改正)

第十八条第一項に、「第十四条第一項第七号」
を「第二十一条第二項第七号」に改める。

(弁理士法の一部改正)

第十八条第一項に、「第十四条第一項第七号」
を「第二十一条第二項第七号」に改める。

(不正競争防止法等の一部を改正する法律の一
部改正)

第六号を「から第五号まで若しくは第七号」に改
めること。

(不正競争防止法等の一部を改正する法律の一
部改正)

第六号を「から第五号まで若しくは第七号」に改
めること。

(不正競争防止法等の一部を改正する法律の一
部改正)

第六号を「から第五号まで若しくは第七号」に改
めること。

(不正競争防止法等の一部を改正する法律の一
部改正)

第四条 刑事訴訟法の一部を改正する法律

附則第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

(意匠法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 意匠法等の一部を改正する法律(平成十
八年法律第五十五号)の一部を次のように改
正する。

附則第一条第三号中「及び第十五条」を削る。

附則第九条を次のように改める。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に
関する法律の適用に関する経過措置)

第九条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処
理の高度化に対応するための刑法等の一部を
改正する法律の施行の日が一部施行日後とな
る場合において、同法の施行日の前日まで
の間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収
益の規制等に関する法律(平成十一年法律第
百三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」とい
う。別表の規定の適用については、同表第三
十六号中「第百九十六条」とあるのは「第百九
十七条又は第百九十六条の二」と、同表第三
十七号中「第七十八条」とあるのは「第七十八
条又は第七十八条の二」とする。

第六号を「から第五号まで若しくは第七号」に改
めること。

(裁判所は、一定の要件が認められるとき
業秘密の内容を公開の法廷で明らかにしな
い旨の決定をすること及び営業秘密の内容
を特定させることとなる事項につき別の呼
称等を用いる決定をすることができるこ
と。

(二) 裁判所は、一定の要件が認められるとき
は、公判期日外において証人等の尋問に係
る手続又は被告人質問を行う手続を行なうこ
と。

3 この法律は、公布の日から起算して六月を
超えない範囲内において政令で定める日から
施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、技術的制限手段及び事業者が保有す
る営業秘密の保護を一層強化するための措置と
して妥当なものと認め、これを可決すべきもの
と議決した次第である。

右報告する。

平成二十三年五月二十七日

経済産業委員長 田中けいしゅう

衆議院議長 横路 孝弘殿

1 技術的制限手段を回避する機能を有する装
置等の譲渡等に係る措置

(一) 技術的制限手段を回避する機能以外の機
能を併せて有する装置等について、技術的
制限手段を回避する用途に用いるために譲
渡する行為等を規制対象に追加すること。

(二) 技術的制限手段を回避する装置等を提供
する行為に對して刑罰を導入すること。

刑事訴訟手続における営業秘密の適切な保
護に係る措置

2 刑事訴訟手続における営業秘密の適切な保
護に係る措置

(一) 裁判所は、被害者等の申出に応じて、営
業秘密の内容を公開の法廷で明らかにしな
い旨の決定をすること及び営業秘密の内容
を特定させることとなる事項につき別の呼
称等を用いる決定をすることができるこ
と。

(二) 裁判所は、一定の要件が認められるとき
は、公判期日外において証人等の尋問に係
る手続又は被告人質問を行う手続を行なうこ
と。

3 この法律は、公布の日から起算して六月を
超えない範囲内において政令で定める日から
施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、技術的制限手段及び事業者が保有す
る営業秘密の保護を一層強化するための措置と
して妥当なものと認め、これを可決すべきもの
と議決した次第である。

右報告する。

平成二十三年五月二十七日

経済産業委員長 田中けいしゅう

衆議院議長 横路 孝弘殿

場合において、必要があるときは、みだりにこれらに関する事項を漏らさないよう求めることができる。

第二百十八条第一項中「差押」を「差押え、記録命令付差押え」に、「身体の」を「身体の」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

差し押さるべき物が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、当該電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去をすることができることとされている電磁的記録を保管するためには、使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえることができる。

第二百十九条第一項中「差し押えるべき物」を「差し押さるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者」に改め、同項の次に次の二項を加える。

前条第二項の場合には、同条の令状に、前項に規定する事項のほか、差し押さるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲を記載しなければならない。

第二百二十条第一項に後段として次のように加える。

第一百二十三条第三項の規定は、この場合についてこれを準用する。

第二百二十二条第一項中「第九十九条」を「第九十九条第一項」に、「乃至第百五条」を「から第百五条まで」に、「乃至第百十二条」を「から第百十二条まで」に、「乃至第百二十四条」を「から第百二十四条まで」に、「第百十二条」を「第百十一条の二、第百十二条」に、「乃至第百四十条」を「から第百四十条まで」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「乃至第百二十四条」を「から第百二十四条まで」に改め、同条第三項中「押収」を「差押え、記録命令付差押え」に改める。

第四百九十八条の二 不正に作られた電磁的記録又は没収された電磁的記録に係る記録媒体

を返還し、又は交付する場合には、当該電磁的記録を消去し、又は当該電磁的記録が不正に利用されないようにする処分をしなければならない。

不正に作られた電磁的記録に係る記録媒体が公務所に属する場合において、当該電磁的記録に係る記録媒体が押収されていないときは、不正に作られた部分を公務所に通知して相当な処分をさせなければならない。

第四百九十九条の二 前条第一項の規定は、同項第一号を第十五号とし、第八号から第十号までを四号ずつ繰り下げ、同項第七号中「信用毀損」を「信用毀損」に改め、同号を同項第十一号とし、同項中第六号を第十号とし、第二号から第五号までを四号ずつ繰り下げ、同項第一号中「(明治四十年法律第四十五号)」を削り、「常習賭博」を「常習賭博」に改め、同号を同項第五号とし、同号の前に次の四号を加える。

一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十一条(封印等破棄)の罪 五年以下の懲役若しくは五百円以下の罰金又はこれらの併科

二 刑法第九十六条の二(強制執行妨害目的財産損壊等)の罪 五年以下の懲役若しくは五百円以下の罰金又はこれらの併科

三 刑法第二百二十五条の二第二項(拐取者の罪)の罪

四 出資の受入れ、預り金及び金利等の取

は複写について、それぞれ準用する。

前項において準用する前条第一項又は第二項の規定による公告をした日から六箇月以内に前項の交付又は複写の請求がないときは、その交付をし、又は複写をさせることを要しない。

第三条第二項中「第一号、第二号及び第九号」を「第五号、第六号及び第十三号」に改める。

第四条中「前条第一項第三号、第五号、第六号」を「前条第一項第七号、第九号、第十号」に、「第九号及び第十号」を「第十三号及び第十四号」に改める。

第五条中「第三条第二項第六号」を「第三条第一項」に、「第十四条第一項第七号」を「第二十一条第二項第六号」に、「当該罪」を「当該罪」に改める。

第六条中「第十八条第一項」に、「第十四条第一項第七号」を「第十八条第一項」に改める。

第七条中「第十八条第一項第七号」を「第十八条第一項」に改める。

第八条中「第十八条第一項第七号」を「第十八条第一項」に改める。

第九条中「第十八条第一項第七号」を「第十八条第一項」に改める。

第十条中「第十八条第一項第七号」を「第十八条第一項」に改める。

第十三条第二項を次のように改める。

第二項各号に掲げる財産が犯罪被害財産(次

に掲げる罪の犯罪行為によりその被害を受けた者から得た財産又は当該財産の保有若しくは处分に基づき得た財産をいう。以下同じ。)

であるときは、これを没収することができない。同項各号に掲げる財産の一部が犯罪被害財産である場合において、当該部分について

も、同様とする。

一 財産に対する罪

二 刑法第二百二十五条の二第二項(拐取者の代金取得等)の罪

三 刑法第二百二十五条の二第二項(拐取者の代金取得等)の罪

四 出資の受入れ、預り金及び金利等の取

三 刑法第九十六条の三(強制執行行為妨害等)の罪 五年以下の懲役若しくは五百万元以下の罰金又はこれらの併科

四 刑法第九十六条の四(強制執行関係売却妨害)の罪 五年以下の懲役若しくは五百万元以下の罰金又はこれらの併科

繰りに関する法律(昭和二十九年法律第百九十五号)第五条第一項後段(高金利の受領)、第二項後段(業として行う高金利の受領)若しくは第三項後段(業として行う著しい高金利の受領)、第五条の二第一項後段(高保証料の受領)若しくは第五条の三第一項後段(保証料がある場合の高金利の受領)、第二項後段(保証があり、かつ、変動利率による利息の定めがある場合の高金利の受領)若しくは第三項後段(根保証がある場合の高金利の受領)の罪、同法第五条第一項後段若しくは第二項後段、第五条の三第一項後段、第五条の四第一項後段若しくは第五条の三第一項後段、第二項後段若しくは第三項後段の違反行為に係る同法第八条第一項(高金利の受領等の脱法行為)の罪、同法第五条第三項後段の違反行為に係る同法第八条第二項(業として行う著しい高金利の受領の脱法行為)の罪又は同法第一条若しくは第二条第一項の違反行為に係る同法第八条第三項(元本を保証して行う出資金の受入れ等)の罪

五 海賊行為の处罚及び海賊行為への対処に関する法律(平成二十一年法律第五十五号)第二条第四号に係る海賊行為に係る同法第三条第一項(人質強要に係る海賊行為)又は第四条(人質強要に係る海賊行為致死傷)の罪

六 別表第四十一号、第五十二号、第六十五号、第七十一号、第七十六号又は第七十八号に掲げる罪

第七十一条第一項を次のように改める。

検察官は、この章の規定による没収保全若しくは追徴保全の請求又は没収保全命令若しくは追従保全命令の執行に関して必要があると認めるときは、次に掲げる処分をすることができる。

一 関係人の出頭を求めてこれを取り調べること。

二 鑑定を嘱託すること。

三 実況見分をすること。

四 書類その他の物の所有者、所持者又は保管者にその物の提出を求めること。

五 公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めること。

六 電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行なうための設備を設置している者に対し、その業務上記録している電気通信の送信元、送信録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間(延長する場合には、通じて六十日を超えない期間)を定めて、これを消去しないよう、書面で求めること。

七 裁判官の発する令状により、差押え、記録命令付差押え、捜索又は検証をすること。

八 別表(第二条、第十三条、第二十二条、第四十条、第五十九条関係)

一 第三条(組織的な殺人等)、第四条(未遂罪)若しくは第六条第一項第一号(組織的な殺人の予備)の罪、同号に掲げる罪に係る同条第二項(団体の不正権益に係る殺人の予備)の罪又は第十条第一項(犯罪収益等隠匿)若しくは第二項(未遂罪)の罪

二 刑法第九十六条の五(加重封印等破棄等)の罪

口 刑法第百八条(現住建造物等放火)、第一百九条第一項(非現住建造物等放火)若しくは第百十条第一項(建造物等以外放火)の罪、同法第一百五十五条の規定により同法第一百九条第一項若しくは第百十条第一項の例により処断すべき罪又はこれらの罪(同法第一百十条第一項の罪及び同項の例により処断すべき罪を除く。)の未遂罪

ハ 刑法第百三十七条(あへん煙吸食器具輸入等)若しくは第三百三十九条第二項(あへん煙吸食のための場所提供的)の罪又はこれららの罪の未遂罪

ト 刑法第百六十三条の二から第百六十三条の五まで(支払用カード電磁的記録不正作出等、不正電磁的記録カード持、支払用カード電磁的記録不正作出準備、未遂罪)の罪

ヘ 刑法第百六十二条(有価証券偽造等)又は第百六十三条(偽造有価証券行使等)の罪

イ 刑法第九十六条の五(加重封印等破棄等)の罪

リ 刑法第百七十五条(わいせつ物頒布等)の罪

チ 刑法第百八十六条(常習賭博及び賭博場開張等因利)の罪

ヌ 刑法第百九十七条から第百九十七条の四まで(取締、受託取締及び事前取締、第三者供賄、加重取締及び事後取締、あつせん收賄)の罪

ル 刑法第百九十九条(殺人)の罪又はその未遂罪

ワ 刑法第二百二十条(逮捕及び監禁)又は第二百二十二条(逮捕等致死傷)の罪

一 第一項の罪の未遂罪を除く。)に係る同法第百五十八条(偽造公文書行使等)の罪、同法第百五十九条第一項(有印私文書偽造)若しくは第二項(有印私文書変造)の罪若しくはこれららの規定の例により処断すべき罪、同法第一百五十七条第一項(公正証書原本不実記載)の罪若しくはその未遂罪若しくはこれらの罪(同法第一百五十七号に掲げる罪)

二 刑法第百五十五条第一項(有印公文書偽造)若しくは第二項(有印公文書変造)の罪、これらの規定の例により処断すべき罪、同法第一百五十七条第一項(公正証書原本不実記載)の罪若しくはその未遂罪

三 刑法第二百四条(傷害)又は第二百五十三条(傷害致死)の罪

四 刑法第二百二十四条から第二百二十八

条まで(未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等、未遂罪)の罪

三 刑法第三百三十五条から第二百三十六条まで(窃盜、不動産侵奪、強盗)、第二百三十八条から第二百四十二条まで(事後強盗、昏醉強盗、強盗致死傷、強盗強姦及び同致死)又は第二百四十三条(未遂罪)の罪

四 刑法第二百四十六条から第二百五十一条まで(詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝、未遂罪)の罪

五 刑法第二百五十三条(業務上横領)の罪

六 刑法第二百五十六条第二項(盗品有償譲受け等)の罪

七 刑法第二百六十条(建造物等損壊及び同致死傷)の罪又は同条の例により処断すべき罪

八 爆発物取締罰則(明治十七年太政官布告第三十二号)第一条から第六条まで(爆発物の使用、製造等)の罪

九 外国において流通する貨幣紙幣銀行券証券偽造変造及び模造に関する法律(明治三十八年法律第六十六号)第一条(偽造等)、第二条(偽造外國流通貨幣等の輸入)、第三条第一項(偽造外國流通貨幣等の行使等)若しくは第四条(偽造等準備)の罪又はこれらの罪の未遂罪

十 印紙犯罪处罚法(明治四十二年法律第三五印紙)の規定による

十九号)第一条(偽造等)又は第二条(偽造印紙等の使用等)の罪

六 暴力行為等处罚に関する法律(大正十五年法律第六十号)第一条ノ二第一項(加重傷害)若しくは第二項(未遂罪)又は第一条ノ三(常習傷害等)の罪

七 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第二条から第四条まで(常習特殊強窃盜、常習累犯強窃盜、常習強盗致傷等)の罪

八 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第十八条第二号(損失補填に係る利益の收受等)の罪

九 農業協同組合法(昭和二十一年法律第三十二号)第九十九条の六第一号(損失補填に係る利益の收受等)の罪

十 職業安定法(昭和二十二年法律第一百四十号)第六十三条(暴行等による職業紹介等)の罪

十一 児童福祉法(昭和二十二年法律第一百六十四条)第六十条第一項(児童淫行)の罪

十二 郵便法(昭和二十二年法律第一百六十五号)第八十五条第一項(切手類の偽造等)の罪又はその未遂罪

十三 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二百五十五号)第一百九十七条(虚偽有価証券届出書等の提出等)、第一百九十七条の二第十一号から第十三号まで(内部者取引等)又は第二百条第十四号(損失補填に係る利益の收受等)の罪

十四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等

二号)第四十九条第一号(無許可営業)の罪

六 大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十二条)第十四条の三(使用等)の罪

七 船員職業安定法(昭和二十三年法律第二百三十号)第一百十一条(暴行等による職業紹介等)の罪

八 競馬法(昭和二十三年法律第二百五十八号)第三十条(無資格競馬等)又は第三十二条(後段(加重取賄)の罪

九 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第九十八条の四(損失補填に係る利益の收受等)の罪

十 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七十七条の七から第七十二条の十まで(役員の特別背任、代表社会医療法人債権者等の特別背任、未遂罪、虚偽文書行使等)又は第七十一条の十二第二項(社会医療法人債権者の権利の行使に関する取扱い)の罪

十一 商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第三百六十三条第九号損失補填に係る利益の收受等)の罪

十二 自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)第五十六条(無資格自転車競走等)又は第六十条後段(加重取賄)の罪

十三 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第三条の違反行為に係る同法第二十四条第一号(無登録販売等)の罪

十四 毒物及び劇物取締法(昭和二十三年法律第二百九号)第五十六条(無資格自転車競走等)又は第六十条後段(加重取賄)の罪

十五 毒物及び劇物取締法(昭和二十三年法律第二百九号)第五十六条(無資格自転車競走等)又は第六十条後段(加重取賄)の罪

十六 小型自動車競走法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六十九条の六(国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなる無許可取引等)の罪

十七 競馬法(昭和二十三年法律第二百五十八号)第三十条(無資格競馬等)又は第三十二条(後段(加重取賄)の罪

十八 民法(昭和二十三年法律第二百五号)第二百三十九号)第三百六十三条第九号損失補填に係る利益の收受等)の罪

十九 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第二百九十八号)第六十二条(無登録販売等)の罪

二十 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第二百九十八号)第六十二条(無登録販売等)の罪

二十一 水産業協同組合法(昭和二十四年法律第二百四十二条)第百二十九条の三第一号(損失補填に係る利益の收受等)の罪

二十二 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第二百四十二条)第百二十九条の三第一号(損失補填に係る利益の收受等)の罪

二十三 協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十条

の二の二(損失補填に係る利益の收受等)の二号)第四十九条第一号(無許可営業)の罪

二十四 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第七十七条第三号(非弁護士の法律事務の取扱い等)又は第四号(業として行う譲り受けた権利の実行)の罪

二十五 外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六十九条の六(国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなる無許可取引等)の罪

二十六 小型自動車競走法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第六十九条の六(国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなる無許可取引等)の罪

二十七 商品先物取引法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第三百六十三条第九号損失補填に係る利益の收受等)の罪

二十八 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)第三条の違反行為に係る同法第二十四条第一号(無登録販売等)の罪

二十九 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第二百九十八号)第二百二十八条(執行役員等の特別背任)、第二百二十八条の二(代表投資法人債権者等の特別背任)、第二百三十条(虚偽文書行使等)、第二百三十四条第一項(投資主等の権利の行使に関する取扱い)、第二百三十六条第二項(投資主の権利の行使に関する取扱い)の罪

三十 供与)若しくは第四項(投資主の権利の行使

の航空機の破壊等、業務中の航空機内への爆発物等の持込み、未遂罪)の罪

五十二 人質による強要行為等の处罚に関する法律(昭和五十三年法律第四十八号)第一条から第四条まで(人質による強要等、加重人質強要、人質殺害)の罪

五十三 無限連鎖譲の防止に関する法律(昭和五十三年法律第一百一号)第五条(開設等)の罪

五十四 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第六十一条第一号(無免許営業)又は第六十三条の二の二(損失補填に係る利益の收受等)の罪

五十五 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律(昭和五十七年法律第六十一号)第九条(生物兵器等の製造等)使用等)又は第十条(生物兵器等の製造等)の罪

五十六 貸金業法(昭和五十八年法律第三百四十七条第二号(無登録営業)の罪

五十七 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第五十条(有害業務目的労働者派遣)の罪又は同法第四条第一項に係る同法第五十九条第一号(禁止業務についての労働者派遣事業)の罪

五十八 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第二十六条から第二十八条まで(特別永住者証明書

偽造等、偽造特別永住者証明書等所持、特別永住者証明書偽造等準備の罪

五十九 麻薬特例法第六条第一項(薬物犯罪収益等隠匿)又は第二項(未遂罪)の罪

六十 協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)第五十七条(虚偽文書行使等)の罪

六十一 不動産特定共同事業法(平成六年法律第七十七号)第五十三条第五号(損失補填に係る利益の收受等)の罪

六十二 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律(平成七年法律第六十五号)第三十八条から第四十条まで(化学兵器の使用、製造等)の罪

六十三 サリン等による人身被害の防止に関する法律第五条(発散)又は第六条第一項から第三项まで(製造等)の罪

六十四 保険業法(平成七年法律第一百五号)第三百七十七条の二(損失補填に係る利益の收受等)、第三百二十二条(取締役等の特別背任)、第三百二十三条(社員等の権利の行使に関する收賄)又は第三百二十九条(社員等の権利の行使に関する收賄)の罪

六十五 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第一百四十四条)第六十七条(一種病原体等の発散)、第六十八条第一項から第三项まで(一種病原体等の輸入)、第六十九条(一種病原体等の所持等)又は第七十条(二種病原体等の輸入)の罪

六十六 貸金業法(昭和五十八年法律第三百四十七条第二号(詐欺犯業)の罪

六十七 スポーツ振興投票の実施等に関する法律(平成十年法律第六十三号)第三十二条(無資格スポーツ振興投票)又は第三十七条(後段(加重收賄)の罪)

六十八 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第一百五号)第二百九十七条第一号(損失補填に係る利益の收受等)、第三百二条(取締役等の特別背任)、第三百三条(代表使用、製造等)の罪

六十九 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十九条)第九十九条の二(損失補填に係る利益の收受等)の罪

七十 社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二百八十八号)第十六条(人クローニ胚等の人又は動物の胎内への移植)の罪

七十一 民事再生法(平成十一年法律第二百五十五条)第二百五十五条(詐欺再生)の罪

七十二 ヒトに関するクローリン技術等の規制に関する法律(平成十二年法律第一百四十六号)第十六条(人クローニ胚等の人又は動物の胎内への移植)の罪

七十三 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の处罚に関する法律(第二条(資金提供)又は第三条(資金収集)の罪

七十四 農林中央金庫法(平成十三年法律第九十九条)第九十九条の二(損失補填に係る利益の收受等)の罪

七十五 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の处罚に関する法律(第二条(資金提供)又は第三条(資金収集)の罪

七十六 会社更生法(平成十四年法律第一百五十四条)第二百六十六条(詐欺更生)の罪

七十七 仲裁法(平成十五年法律第一百三十八号)第五十条から第五十二条まで(收賄、受託收賄及び事前收賄、第三者供賄、加重收賄及び事後收賄)の罪

七十八 破産法(平成十六年法律第七十五条)第二百六十五条(詐欺破産)の罪

七十九 信託業法(平成十六年法律第一百五十四条)第九十四条第七号(損失補填に係る利益の收受等)の罪

八十 会社法第九百六十条から第九百六十二条まで(特別背任、未遂罪)、第九百六十四条(虚偽文書行使等)、第九百六十八条第一項(株主等の権利の行使に関する收賄)又は第九百七十九条(株主の権利の行使に

関する利益の受供与)若しくは第四項(株主の権利の行使に関する利益の受供与等についての威迫行為)の罪

八十一 一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四四八号)第三百三十四条(理事等の特別責任)の罪

八十二 放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律(平成十九年法律第三三八号)第三条から第七条まで(放射線の発散等、原子核分裂等の装置の製造、原子核分裂等の装置の所持等、放射性物質等の使用の告知による脅迫、特定核燃料物質の窃取等の告知による強要)の罪

八十三 株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七四四号)第七十三条第一項第二号(損失補填に係る利益の收受等)の罪

八十四 海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律第三条第一項から第三項まで(船舶の強取等)又は第四条(船舶強取等致死傷)の罪

(刑事案件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法の一部改正)

第四条 刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法(昭和三十八年法律第三百三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条の二 この法律の適用については、被告人以外の者に帰属する電磁的記録は、その者の所有に属するものとみなす。

第二条第二項中「わからない」を「分からぬ」とする。

付差押え」を加える。

に、「官報及び新聞紙に掲載し、かつ、検察庁の掲示場に十四日間掲示して」を「政令で定める方法によつて」に改め、ただし書を削る。

第五条 国際捜査共助等に関する法律(一部改正)(平成十五年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項を次のように改める。

第八条第一項を次のように改め、同条に次の二項を加える。

2 前項第一号の罪は、刑法(明治四十年法律第四五五号)第四条の二の例に従う。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の規定、第三条中組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律(以下「組織的犯罪处罚法」という。)第七十一条第一項の改正規定、第四条及び第五条の規定並びに附則第十条から第十二条まで及び第十六条の規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(経過措置)

第二条 組織的犯罪处罚法第九条第一項から第三項まで、第十条及び第十一条の規定は、施行日前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した次に掲げる罪の犯罪行為(日本国外でした行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものと含む。)により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産をして施行日以後にした行為に対しても、適用する。この場合において、これらの財産は、第三条の規定による改正後の組織的犯罪处罚法(以下「新組織的犯罪处罚法」という。)第二条第二項第一号の犯罪収益とみなす。

一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十二年法律第二百二十二号)第四十九条第一号(無許可営業)の罪

二 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第九十八条の四(損失補填に係る利益の収受等)の罪

四第二号を除き、以下同じ」とする。

第七条 第六条の規定による改正後の不正アクセス行為の禁止等に関する法律第八条第一項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に日本国について効力を生ずる条約により日本国外において犯したときであっても罰すべきものとされている罪に限り、適用する。

第八条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第九条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一項を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号ハ中「第一号又は第二号」を「第五号又は第六号」に改め、同項第四号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法の一部改正)

第十条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和二十七年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第十三条の見出し中「差押」を「差押え」に改め、同条中「基いて」を「基づいて」に、「差押(差押状の執行を含む。)」を「差押え(差押状の執行を含む。)」記録命令付差押え(記録命令付差押状の執行を含む。)に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正)

第十八条第一項第一号ハ中「禁錮」を「禁錮」に改め、「記録命令付差押え」を、「同法」の下に「第五号」の一部を次のように改正する。

し」を「ただし」に改める。

(日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法の一部改正)

第十一條 日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法(昭和二十八年法律第二百六十五号)の一部を次のように改正する。

第五条の見出し中「差押」を「差押え」に改め、同条中「基いて」を「基づいて」に、「差押(差押状の執行を含む。)」を「差押え(差押状の執行を含む。)」記録命令付差押え(記録命令付差押状の執行を含む。)に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

(日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法の一部改正)

第十二条 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法(昭和二十九年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

同条中「基いて」を「基づいて」に、「差押(差押状の執行を含む。)」を「差押え(差押状の執行を含む。)」記録命令付差押え(記録命令付差押状の執行を含む。)に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

(義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正)

第十六条 財務省設置法(平成十一年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第十七条 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の一部改正

に、「同項第七号」を「同項第十一号」に、「同条第一項第七号」を「同条第一項第十一号」に改め

る。

(民事執行法の一部改正)

第十四条 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第三号中「第九十六条の三」を「第九十六条の五」に改め、「第一百九十八条」の下に「組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第二百三十六号)」

三条第一項第一号から第四号まで若しくは第二項(同条第一項第一号から第四号までに係る部分に限る。)」を加える。

第三条第一項第一号から第四号まで若しくは第二項(同条第一項第一号から第四号までに係る部分に限る。)」を加える。

三条第一項第一号から第四号まで若しくは第二項(同条第一項第一号から第四号までに係る部分に限る。)」を加える。

(犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の一部改正)

第十七条 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律(平成十一年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第九号中「第三条第一項第三号」を「第三条第一項第七号」に改める。

(特定資産流動化法等一部改正法の一部改正)

第十八条 特定資産流動化法等一部改正法の一部を次のように改正する。

附則第六十六条 削除

(証券取引法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六十六条 削除

(証券取引法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六十六条 削除

(証券取引法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六十六条 削除

(証券取引法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六十六条 削除

(職業安定法等一部改正法の一部改正)

第六十六条 削除

三号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第三号を削る。

附則第四条中「及び附則第十八条」を削る。

附則第十七条及び第十八条を次のように改め

る。

附則第十七条及び第十八条 削除

(貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入

れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二十二条 貸金業の規制等に関する法律及び出

資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律(平成十五年法律第

第一百三十六号)の一部を次のように改める。

附則第一条第一号を次のように改める。

二 削除

附則第九条を次のように改める。

第九条 削除

附則第十条中「前条」を「第八条」に改める。

附則第十八条を削る。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二十三条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第四十号)の一部を次のように改める。

附則第一条第二号を次のように改める。

二 削除

附則第二条中「並びに附則第七条及び第八条」を削る。

附則第六条から第八条までを削る。

(刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十四条 刑事訴訟法等の一部を改正する法律

(平成十六年法律第六十二号)の一部を次のように改める。

に改正する。

附則第六条を次のように改める。

第六条 削除

(海上運送事業の活性化のための船員法等の一

部を改正する法律の一部改正)

第二十五条 海上運送事業の活性化のための船員

法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第

七十一号)の一部を次のように改める。

附則第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

(株式法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二十九条 旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正す

る法律(平成十七年法律第五十五号)の一部を次

のように改める。

第二十条 削除

(社債等の振替に関する法律等の一部を改正す

る法律の一部改正)

第二十六条 株式等の取引に係る決済の合理化を

図るための社債等の振替に関する法律等の一部

を改正する法律(平成十六年法律第八十八号)の

一部を次のように改める。

附則第一百二十四条を次のように改める。

第二十七条 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及

び児童の保護等に関する法律の一部を改正する

法律の一部改正)

第二十八条 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及

び児童の保護等に関する法律の一部を改正する

法律の一部改正)

第二十九条 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及

び児童の保護等に関する法律の一部を改正する

法律の一部改正)

第三十条 刑法等の一部を改正する法律(平成十

七年法律第六十六号)の一部を次のように改

正する。

第四条のうち組織的な犯罪の処罰及び犯罪収

益の規制等に関する法律第二条第二項第一号イ

の改正規定、同法別表第一第四号ニ中「ト」を

「ル」に改め、同号ト中「ヘ」を「ヌ」に改め、同号

中トをルとし、ヘをヌとし、ホをヘとし、への

次にトからリまでを加える改正規定、同表中第六号

を加える改正規定及び同法別表第二第八号の

改正規定を削る。

附則第三条及び第四条を削る。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部

を改正する法律の一部改正)

附則第一条第四号を次のように改める。

四 削除

附則第三条を次のように改める。

第三条 削除

(旅券法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 削除

(不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 削除

(不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六条 削除

(刑法等の一部を改正する法律の一部改正)

第七条 削除

(刑法等の一部を改正する法律の一部改正)

第八条 削除

附則第八条を次のように改める。

附則第八条を次のように改める。

附則第八条を次のように改める。

附則第八条を次のように改める。

附則第八条を次のように改める。

附則第六条中「平成五年旧実用新案法」を「特

許法等の一部を改正する法律(平成五年法律第

二十六号)附則第四条第一項の規定によりなお

その効力を有するものとされた同法第三条の規

定による改正前の実用新案法に改める。

附則第十三条及び第十四条を削る。

(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第三十二条 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第八十七号)の

一部を次のように改める。

第一百四十四条中組織的な犯罪の処罰及び犯

罪収益の規制等に関する法律別表第二第二号、第

三号、第十四号から第十六号まで及び第二十号

官 報 (号 外)

理由

近年におけるサイバー犯罪その他の情報処理の高度化に伴う犯罪及び強制執行妨害する犯罪の実情に鑑み、情報処理の高度化に伴う犯罪に適切に対処するため、及びサイバー犯罪に関する条約の締結に伴い、不正指令電磁的記録作成等の罪の新設その他の处罚規定の整備を行うとともに、記録命令付差押えの新設その他の電磁的記録に係る記録媒体に関する証拠収集手続の規定の整備等を行ひ、並びに悪質な強制執行妨害事犯等に適切に対処するため、強制執行を妨害する行為等についての处罚規定の整備を行はば、所要の規定の整備を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、近年におけるサイバー犯罪その他の情報処理の高度化に伴う犯罪及び強制執行を妨害する犯罪の実情に鑑み、これらの犯罪に適切に対処することともに、サイバー犯罪に関する条約を締結するため、所要の法整備を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 サイバー犯罪その他の情報処理の高度化に伴う犯罪に対する法整備
- (一) 人の電子計算機における実行の用に供する目的で、不正な指令を与える電磁的記録等を作成、提供する行為等を处罚する「不正指令電磁的記録作成等の罪」を新設すること。

(二) 電気通信の送信によるわいせつな電磁的記録の頒布等を新たに处罚の対象とすること。

(三) 電子計算機の差押えに当たり、電気通信回線で接続している記録媒体であつて、当該電子計算機で作成・変更をした又は変更・消去ができる電磁的記録を保管するため使用されていると認めるに足りる状況にあるものから当該電磁的記録を複写することができるものとすること。

(四) 電磁的記録の保管者等に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録等させた上、当該記録媒体を差し押さえる「記録命令付差押え」を新設すること。

(五) 檢察官、司法警察員等は、差押え又は記録命令付差押えの必要がある場合に、電気通信事業者等に対し、業務上記録している通信履歴の電磁的記録を三十日を超えない期間(特に必要があり、延長する場合は、通じて六十日を超えない期間)消去しないよう、書面で要請できるものとすること。

2 強制執行妨害関係の罰則整備

(一) 封印等が不法に取り除かれた後における目的財産に対する妨害行為、目的財産の現状の改変等による妨害行為、執行官等の關係者に対して行われる妨害行為、競売開始決定前に行われる競売手続の公正を害するような行為等の強制執行を妨害する行為を新たに处罚の対象とし、強制執行妨害罪等の法定刑を引き上げること。

(二) 強制執行妨害行為等が報酬目的で又は組織的な犯罪として行われる場合に刑を加重すること。

3 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、近年におけるサイバー犯罪その他の情報処理の高度化に伴う犯罪及び強制執行を妨害する犯罪の実情に鑑み、これらの犯罪に適切に対処するとともに、サイバー犯罪に関する条約を締結するため、所要の法整備を行おうとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十三年五月三十一日

衆議院議長 横路 孝弘殿

農林水産省設置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十三年二月八日

内閣総理大臣 菅 直人

農林水産省設置法の一部を改正する法律案

農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第十九条の見出しを「地方農政局の地域センター」に改め、同条第一項中「地方農政事務所」を

「地方農政局の地域センター」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 地方農政局の地域センターの名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、農林水産省令で定める。

第三十九条第二項から第五項までを削る。

第二十一条第一項第一号中「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号)の規定による交付金の交付に係るものに限る。」を削る。

第二十二条の見出し中「統計・情報センター」を「地域センター」に改め、同条第一項中「農林水産大臣は、及びのうち、前条第一項第二号及び第三号に掲げる事務」を削り、「統計・情報センターを置くことができる」を「地域センターを置く」に改め、同条第二項中「統計・情報センター」を「地域センター」に改める。

法律又はこれに基づく命令の規定によりした認定その他の处分又は契約その他の行為(以下「処分等」という。)は、農林水産省令で定めるところにより、相当の地方農政局長又は地方農政局の地域センターの長がした処分等とみなし、この法律の施行前に法律又はこれに基づく命令の規定により地方農政事務所長に対してもした届出

その他の行為(以下「届出等」という。)は、農林水産省令で定めるところにより、相当の地方農政局長又は地方農政局の地域センターの長に対してもした届出等とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

(農産物検査法の一部改正)

第五条 農産物検査法(昭和二十六年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「地方農政事務所長」を削り、「北海道農政事務所長」の下に「地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長」を加える。

(主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部改正)

第六条 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成六年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第三項中「地方農政局長」の下に「又は北海道農政事務所長」を加え、「地方農政事務所長」を「地方農政局又は北海道農政事務所の地域センターの長」に改める。

(特別会計に関する法律の一部改正)

第七条 特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三十九条第一号中「又は地方農政事務所」を削る。

農林水産省の所掌事務をより適正かつ効果的に遂行し得る体制を整備するため、地方農政事務所及び統計・情報センターを廃止し、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターを設置する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、農林水産省の所掌事務をより適正かつ効果的に遂行し得る体制を整備するため、農林水産省の地方支分部局の改革再編を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 地域センターの設置

地方農政事務所及び統計・情報センターを廃止するとともに、地方農政局及び北海道農政事務所の分掌機関として地域センターを設置すること。

2 北海道農政事務所の分掌事務の見直し、農業経営の改善及び安定に関する事務全般を分掌する旨規定の整備を行うこと。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して四月を過ぎ、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの実現に努めるべきである。

記

一 農林水産省本省組織の再編に当たつては、円滑な農林水産行政の推進を確保するため、局の所掌範囲について業務の質と量を考慮し、組織の総合力が發揮されるバランスの取れた体制を整備すること。

二 新設される地域センター及びその支所においては、人材の育成に努めるとともに、地方公共団体等との連携を密にし、利用者の利便性の維持・向上を図ること。

三 東日本大震災の被災地域における農林水産業の復旧・復興を強力に支援するため、地域センター及びその支所は、現地の意向の把握、復付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、平成二十三年度一般会計予算(農林水産省所管)における人件費、厅費及び施設整備費約七百六十二億二千六百五十四万円の中に計上されている。

右報告する。

平成二十三年五月三十一日

農林水産委員長 山田 正彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

〔別紙〕

農林水産省設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

東日本大震災により、農林水産業及び農山漁村は未曾有の大被害を受けている。一日も早い復興のため全力を傾注するとともに、農林水産業の将来を見据えた政策を推進していくことが重要な課題となっている。

よつて政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に努めるべきである。

記

一 地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関し承認を求めるの件

平成二十三年二月八日

内閣総理大臣 菅 直人

右

国会に提出する。

件

農林水産省設置法の一部を改正する法律の規定による改正後の農林水産省設置法第十九条及び第二十二条の規定により、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターを設置する必要があるの件

別紙のとおりその設置について、地方自治法第一百五十六条第四項の規定に基づき、国会の承認を求める。

農林水産省設置法の一部を改正する法律案及び同報告書 地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、農林水産省の所掌事務をより適正かつ効果的に遂行し得る体制を整備するための措

本案は、農林水産省の所掌事務をより適正かつ効果的に遂行し得る体制を整備するための措

平成二十三年五月三十一日 衆議院会議録第二十四

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関する承認を求める件及び同報告書

100

名 称	位置	管 轄 区 域
青森地域センター	青森市	青森市 弘前市 黒石市 五所川原市 むつ市 つがる 市 平川市 東津軽郡 西津軽郡 中津軽郡 南津軽 郡 北津軽郡 下北郡
八戸地域センター	八戸市	八戸市 十和田市 三沢市 上北郡 三戸郡
盛岡地域センター	盛岡市	盛岡市 宮古市 久慈市 二戸市 八幡平市 岩手郡 市 釜石市 奥州市 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡 東磐 井郡 氣仙郡 上閉伊郡
奥州地域センター	奥州市	大船渡市 花巻市 北上市 遠野市 一関市 隆前高田 市 釜石市 奥州市 和賀郡 胆沢郡 西磐井郡 東磐 井郡 氣仙郡 上閉伊郡
大崎地域センター	大崎市	石巻市 気仙沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎 市 加美郡 遠田郡 牡鹿郡 本吉郡
秋田地域センター	秋田市	秋田市 能代市 大館市 男鹿市 鹿角市 由利本荘 市 津軽市 北秋田市 にかほ市 鹿角郡 北秋田郡
大仙地域センター	大仙市	横手市 湯沢市 大仙市 仙北市 仙北郡 雄勝郡
山形地域センター	山形市	山形市 米沢市 寒河江市 上山市 村山市 長井市 天童市 東根市 尾花沢市 南陽市 東村山郡 西村山
酒田地域センター	酒田市	鶴岡市 酒田市 新庄市 最上郡 東田川郡 鮑海郡 郡 北村山郡 東置賜郡 西置賜郡
福島地域センター	福島市	福島市 会津若松市 郡山市 白河市 須賀川市 喜多方市 二本松市 田村市 伊達市 本宮市 伊達郡 安達郡 岩瀬郡 南会津郡 耶麻郡 河沼郡 大沼郡 白河郡 東白川郡 石川郡 田村郡
いわき地域センター	いわき市	いわき市 相馬市 南相馬市 双葉郡 相馬郡

官 報 (号 外)

平成二十三年五月三十一日 衆議院会議録第二十四号

承認を求めるの件及び同報告書 地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に關し

浜松地域センター	浜松市	浜松市 磐田市 掌川市 袋井市 湖西市 御前崎市
新潟地域センター	新潟市	菊川市 菊川市 周智郡
長岡地域センター	長岡市	新潟市 新潟市 三条市 新発田市 加茂市 村上市 燕市 五
富山地域センター	富山市	泉市 阿賀野市 佐渡市 胎内市 北蒲原郡 西蒲原郡 南蒲原郡 東蒲原郡 岩船郡
福井地域センター	福井市	長岡市 柏崎市 小千谷市 十日町市 見附市 糸魚川市 妙高市 上越市 魚沼市 南魚沼市 三島郡 南魚沼郡 中魚沼郡 刘羽郡
岐阜地域センター	岐阜市	富山市 富山県
福井地域センター	福井県	福井市 福井県
岐阜地域センター	岐阜市	岐阜市 大垣市 多治見市 関市 中津川市 美濃市
岐阜地域センター	岐阜市	瑞浪市 羽島市 恵那市 美濃加茂市 土岐市 各務原市
高山地域センター	高山市	市 可児市 山県市 瑞穂市 本巣市 海津市 羽島郡 養老郡 不破郡 安八郡 揖斐郡 本巣郡 加茂郡 可児郡
豊橋地域センター	豊橋市	高山市 飛驒市 郡上市 下呂市 大野郡
津地域センター	津市	豊橋市 岡崎市 豊川市 碧南市 割谷市 豊田市 安城市 西尾市 蒲郡市 新城市 知立市 高浜市 田原市 みよし市 蟠豆郡 須田郡 北設楽郡
大津地域センター	大津市	三重県
東近江地域センター	東近江市	大津市 草津市 守山市 栗東市 甲賀市 野洲市 湖南市 高島市
大阪地域センター	大阪市	郡 愛知郡 犬上郡

神戸地域センター	神戸市	神戸市 尼崎市 明石市 西宮市 洲本市 芦屋市 伊丹市 加古川市 西脇市 宝塚市 三木市 高砂市 川西市 小野市 三田市 加西市 篠山市 丹波市 南あわじ市 淡路市 加東市 川辺郡 多可郡 加古郡
姫路地域センター	姫路市	姫路市 相生市 赤穂市 宍粟市 たつの市 神崎郡
姫路地域センター	姫路市	豊岡市 養父市 朝来市 美方郡
奈良地域センター	奈良市	豊岡市 和歌山市
奈良地域センター	奈良市	和歌山県
和歌山地域センター	和歌山市	和歌山県
鳥取地域センター	鳥取市	島根県
鳥取地域センター	鳥取市	松江市
松江地域センター	松江市	島根県
広島地域センター	広島市	広島市 吳市 竹原市 大竹市 東広島市 廿日市市
福山地域センター	福山市	安芸高田市 江田島市 安芸郡 山県郡 豊田郡
山口地域センター	山口市	三原市 尾道市 福山市 府中市 三次市 庄原市 世羅郡 神石郡
高松地域センター	高松市	德島県
高知地域センター	高知市	高知県
福岡地域センター	福岡市	福岡市 大牟田市 久留米市 柳川市 八女市 筑後市 大川市 小郡市 筑紫野市 春日市 大野城市 像市 太宰府市 古賀市 福津市 うきは市 朝倉市 みやま市 糸島市 筑紫郡 糟屋郡 朝倉郡 三井郡 三瀬郡 八女郡

官報(号外)

		北九州地域センター		北九州市 直方市 飯塚市 田川市 行橋市 豊前市 中間市 宮若市 嘉麻市 遠賀郡 鞍手郡 嘉穂郡 田		佐賀地域センター		佐賀市 佐賀県		長崎地域センター		長崎市 長崎県		佐賀市 佐賀県		八代地域センター		八代市 八代郡 人吉市 水俣市 上天草市 天草市 八代郡		大分地域センター		大分市 大分県		宮崎地域センター		宮崎市 宮崎市 都城市 日南市 小林市 串間市 西都市 びの市 北諸県郡 西諸県郡 東諸県郡 児湯郡		延岡地域センター		延岡市 宮崎島市 鹿児島市 枕崎市 阿久根市 出水市 指宿市 西之表 鹿児島市 枕崎市 阿久根市 出水市 指宿市 西之表 市 薩摩川内市 日置市 霧島市 いちき串木野市 南 さつま市 奄美市 南九州市 伊佐市 姶良市 鹿児島 郡 薩摩郡 出水郡 姶良郡 熊毛郡 大島郡 肝属郡		鹿屋地域センター		鹿屋市 鹿屋市 垂水市 曾於市 志布志市 曾於郡 肝属郡	
函館地域センター		函館市		函館市 北斗市 松前郡 上磯郡 亀田郡 茅部郡 二 海郡 山越郡 檜山郡 爾志郡 奥尻郡 瀬棚郡 久遠		旭川地域センター		旭川市		旭川市 留萌市 稚内市 芦别市 赤平市 士別市 寄市 滝川市 砂川市 歌志内市 深川市 富良野市 空知郡(南幌町を除く。) 横戸郡(月形町を除く。) 雨竜 郡 上川郡(新得町及び清水町を除く。) 勇払郡のうち 占冠村 中川郡のうち美深町、音威子府村及び中川町 増毛郡 留萌郡 苦前郡 天塩郡 宗谷郡 枝幸郡 礼		文郡 利尻郡		釧路地域センター		釧路市		帶広地域センター		帶広市		帶広市 河東郡 上川郡のうち新得町及び清水町 河西 郡 広尾郡 中川郡(美深町、音威子府村及び中川町を 除く。) 足寄郡 十勝郡		苦小牧地域センター		苦小牧市		苦小牧市 網走市 紋別市 網走郡 斜里郡 常呂郡 紋 別郡		室蘭市 苦小牧市 登別市 伊達市 虻田郡のうち豊浦 町及び洞爺湖町 有珠郡 白老郡 勇払郡(占冠村を除 く。) 沙流郡 新冠郡 浦河郡 様似郡 幌泉郡 日高					
備考		農林水産大臣は、災害その他特別の事由が生じた場合において、地方農政局の地域センターの管轄区域について特別の定めをすることができる。		農林水産大臣は、災害その他特別の事由が生じた場合において、北海道農政事務所の地域センターの管轄区域について特別の定めをすることができる。		農林水産大臣は、災害その他特別の事由が生じた場合において、北海道農政事務所の地域センターの管轄区域について特別の定めをすることができる。		農林水産省の所掌事務をより適正かつ効果的に遂行し得る体制を整備するため、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの業務の円滑な遂行のため特に必要があるときは、北海道農政事務所の地域センターの管轄区域について特別の定めをすることができる。		農林水産省の所掌事務をより適正かつ効果的に遂行し得る体制を整備するため、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターを設置する必要がある。これが、この案件を提出する理由である。		理由																							

官報(号外)

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターの設置に関する承認を求めるの件(内閣提出)に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

本件は、農林水産省の所掌事務をより適正かつ効果的に遂行し得る体制を整備するため、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センター六十五か所を設置する必要があるので、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、国会の承認を求めようとするものである。

なお、本件は、平成二十三年五月二十日、東日本大震災に対応して、地域センターの業務を円滑に遂行できるようにするため、農林水産大臣が、地域センターの管轄区域について特別の定めをすることができるよう内閣修正が行われた。

二 本件の議決理由

農林水産省の所掌事務をより適正かつ効果的に遂行し得る体制を整備するため、地方農政局及び北海道農政事務所の地域センターを設置することは、適切な措置であると認め、本件はこれを承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成二十三年五月三十一日

農林水産委員長 山田 正彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

官 報 (号 外)

明治二十五年三月三十日
種類便物認可

平成二十三年五月三十一日
衆議院会議録第二十四号

発行所
〒105-0051 東京都港区虎ノ門二丁目
独立行政法人国際印刷局

電話
03-(3587)4294

定価
(本体) 四四〇円
一部 四六〇円